

# 東松島市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

東 松 島 市



## <目次>

1. 計画策定の背景・目的	1
(1) 本市の公共施設等を取り巻く環境	1
(2) 国の動向	1
(3) 計画策定の目的	2
2. 計画の位置付け、期間	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 計画期間	3
3. 本市の現況	5
(1) 本市の概要	5
(2) 人口動向	5
(3) 産業	7
(4) 財政状況	9
4. 公共施設等の現況	12
(1) 公共施設	12
(2) 道路	14
(3) 橋りょう	16
(4) 下水道	18
(5) 全体更新費用	20
5. 公共施設等の管理に関する基本方針	22
(1) 公共施設等を取り巻く課題	22
(2) 公共施設等の管理に関する基本方針	23
(3) 公共施設等の管理に関する実施方針	25
(4) フォローアップの実施方針	30
6. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32
(1) 行政系施設	32
(2) 学校教育施設	36
(3) 集会施設	40
(4) 社会教育、スポーツ・レクリエーション施設	45
(5) 産業系施設	48
(6) 子育て支援施設	51

(7) 公営住宅 .....	54
(8) 供給処理施設 .....	58
(9) 道路・橋りょう .....	62
(10) 公園 .....	64
(11) 下水道 .....	66
(12) 農道・林道 .....	68
(13) ため池 .....	70
(14) 漁港施設 .....	71

## 1. 計画策定の背景・目的

### (1) 本市の公共施設等を取り巻く環境

本市の公共施設については、経年劣化による老朽化が進んでおり、当該施設の改修が喫緊の課題とされていたほか、1人当たりの施設数が他の市と比べ多いことから、施設の再編を進めていく必要がありました。また、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災により、市内の複数の公共施設が被災したため、被災者の生活基盤整備の観点から、早期の再建を進める必要がありました。

こうした状況の下、本市の将来を見据えながら、公共施設の適正配置や有効活用、管理運営の効率化といった、適切な公共施設のマネジメントを図ることを目的として、平成26(2014)年3月に「公共施設再建・再編基本計画」を策定し、同計画を踏まえ、被災公共施設については、その再建・再編を進めてきたほか、被災を免れた既存公共施設についても、施設の老朽化の度合い等に応じて修繕・改修を実施してきました。

上記の取組を実施する一方、道路や橋りょう等のインフラの老朽化対策に取り組む必要があることに加え、人口減少や集団移転等により、地域別の人口・世帯数のバランスが変動し、集会施設等の規模や配置状況が不均衡な状態となるなど、新たな課題が生じています。

### (2) 国の動向

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25(2013)年6月14日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識のもと、平成25(2013)年11月には「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

こうした国の動きと歩調を合わせるため、平成26(2014)年4月、総務省から各地方公共団体に対し、公共施設等の最適配置の実現等の観点から、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定要請がなされました(「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成26(2014)年4月22日付総務大臣通知))。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～」(平成27(2015)年6月30日閣議決定)においては、「公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、(中略)関係府省庁・地方公共団体が適切な連携を図り、施設の集約・縮減にまで踏み込んだ同計画の策定(中略)を行う」、「公共施設等総合管理計画の実施については、財政支援における同計画策定の要件化、地方財政措置の改善等を通じ、ストック適正化に向けて国が積極的な役割を果たす」、足元の「経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～」(平成28(2016)年6月2日閣議決定)においては、「本年度中に『公共施設等総合管理計画』が策定され、今後は『個別施設計画』の策定に移行する(中略)中で集約化・複合化等が着実に進められることが必要である(中略)ため、上下水道、文教施設、都市公園、公営住宅について、集約化・複合化等を実効性をもって進めるための具体的なガイドラインを策定する」など、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての、国における積極的な関与や支援について記載されています。

また、復興事業については、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(平成27(2015)年6月24日復興推進会議決定)において、「復興・創生期間」(平成28(2016)年度～平成32(2020)年度)の事業規模や財源、自治体負担の考え方が示されており、各被災自治体においては、復興事業の自治体負担分の財源確保が必要となっています。

### (3) 計画策定の目的

以上の背景から、本市の公共施設等のマネジメントに当たっては、公共施設等の維持管理・更新費用の増加が見込まれることに加え、「復興まちづくり計画」（平成 23（2011）年 12 月）に基づき再建した公共施設等の維持管理等の費用や、今後再建する公共施設の整備等の費用についても考慮に入れる必要があります。

こうした状況を鑑み、本市においては、本市の復興まちづくりの進捗状況や今後の人口推移の見通し等をもとに、道路、橋りょう等のインフラを含む公共施設等について、その長期的・総合的な管理に関する方針や目標を定めた「東松島市公共施設等総合管理計画」を策定します。

本計画に基づき、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合等を計画的に行うことにより、更新費用の増加の抑制等財政負担の縮減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置の実現を図ります。

## 2. 計画の位置付け、期間

### (1) 計画の位置付け

本計画は、本市の上位計画である「復興まちづくり計画」や「東松島市第 2 次総合計画」（平成 28（2016）年 3 月）を下支えする計画であり、「東松島市第 2 次行政改革大綱」（平成 25（2013）年 3 月）と連動して、各政策分野の中で公共施設面について、その長期的・総合的な管理方針を提示します。具体的には、本市の人口動向や公共施設等の更新費用の見通し等を踏まえ、公共施設等を取り巻く課題を抽出した上で、更新費用の平準化等に向けた基本方針に加え、点検・診断から統合・廃止に至るまでの実施方針や施設類型毎の管理方針を定めます。特に、基本方針については、施設総量（延床面積）の縮減のみならず、公共サービスの向上に関する方針を設定するなど、メリハリのある計画とします。

また、本計画の実効性を高めるため、復興まちづくりの進捗状況等を踏まえつつ、老朽化・耐震性等の観点から喫緊に対応すべき公共施設の管理方針等を盛り込んだ「アクションプラン」を併せて策定します。さらに、本計画等の進捗状況を踏まえつつ、個別施設毎（分類別）の管理方針等を定める「個別施設（長寿命化）計画」を順次策定します。

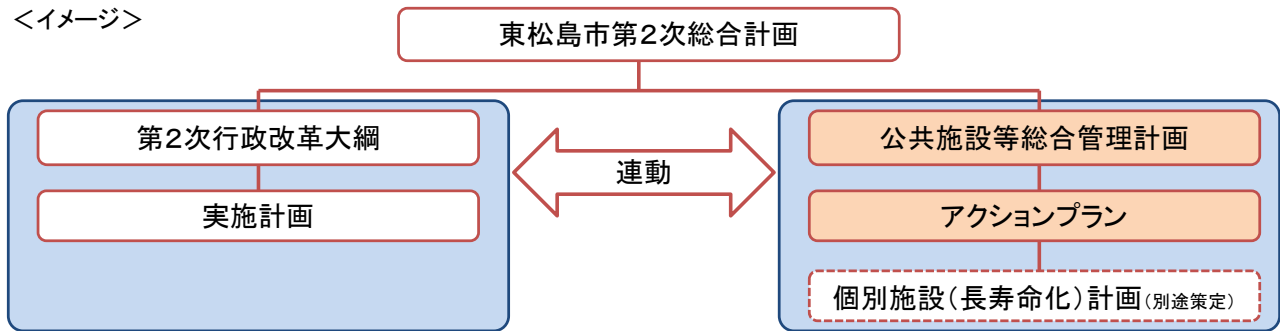
なお、平成 26（2014）年 3 月に策定した「東松島市公共施設再建・再編基本計画」については、その役割<sup>1</sup>が本計画と重なるため、本計画へ統合します。また、各公共施設の維持・修繕の進捗状況については、引き続き「東松島市公共施設点検マニュアル」をもとに把握し、その着実な推進を図ります。

---

<sup>1</sup> 被災施設のみならず本市における公共施設全体の今後のあり方を示すものであり、公共施設の再建・再編や効果的な施設の維持・修繕等に向けた総合的な計画としての役割。

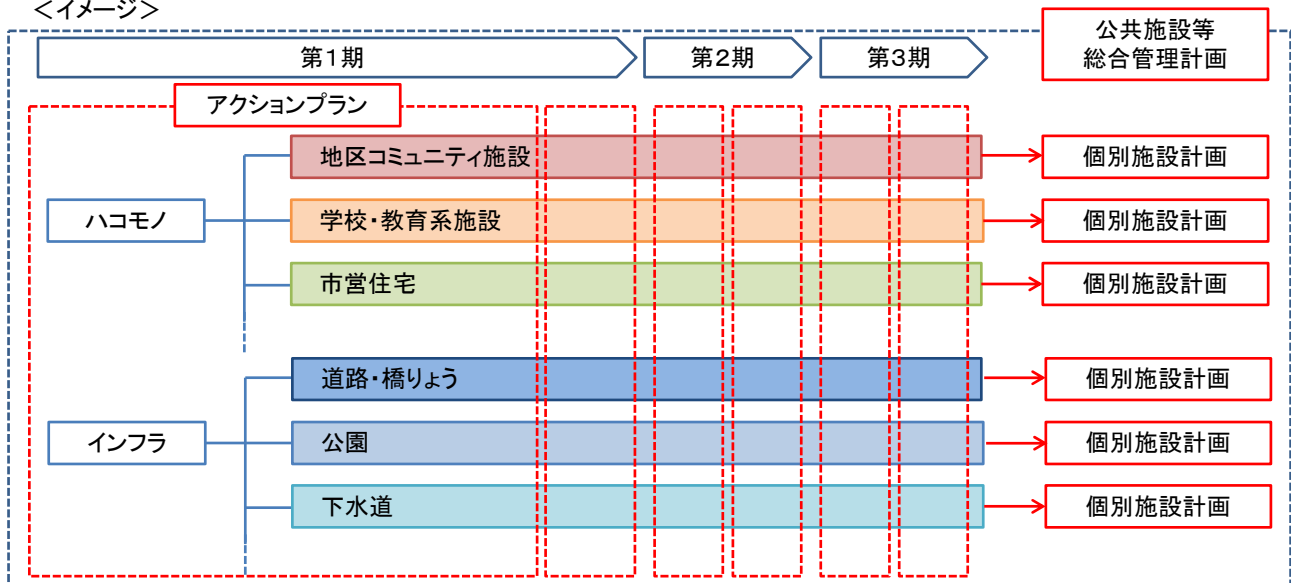
## 【東松島市公共施設等総合管理計画の位置付け】

<イメージ>



## 【各計画の関係性】

<イメージ>



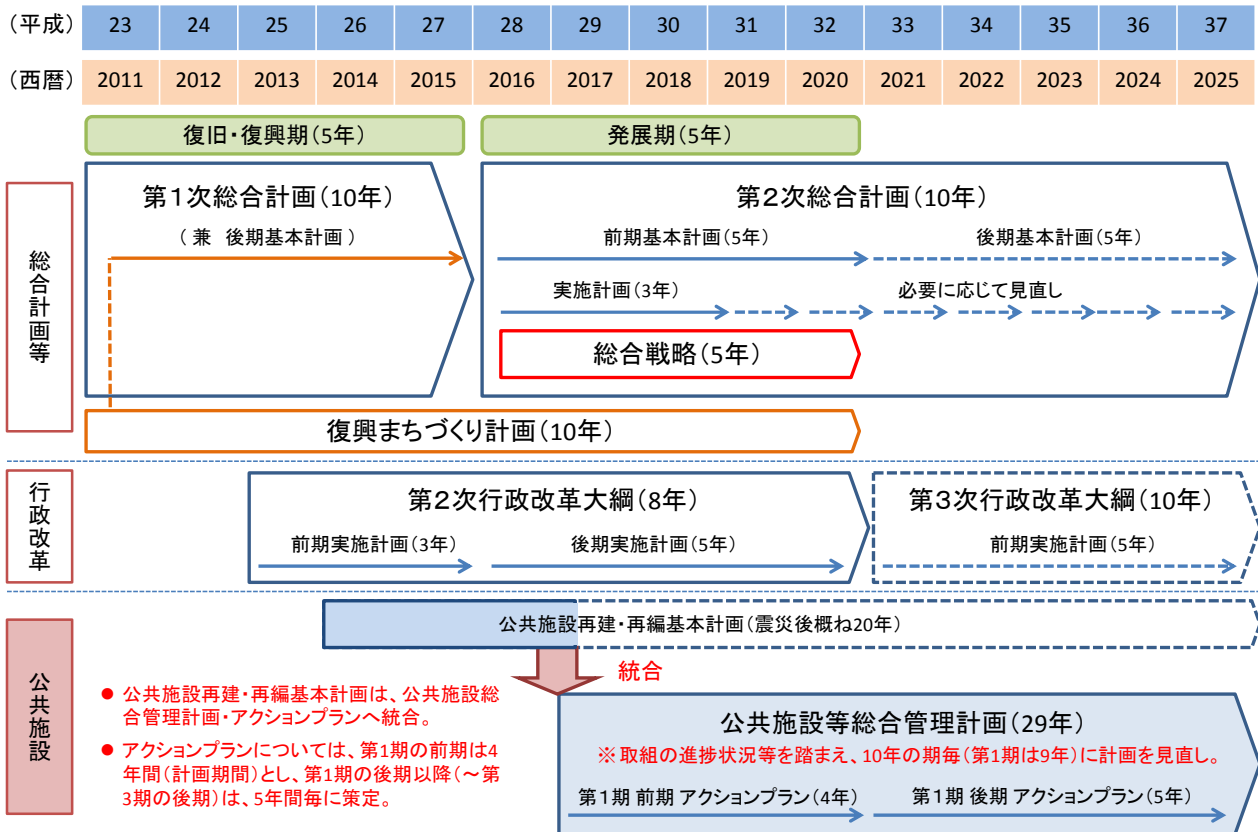
## (2) 計画期間

本市においては、現存の公共施設等に加え、復旧・復興事業による公共施設等の再建・再編が進められており、これらの寿命が数十年に及ぶことから、長期的な視点をもって更新・統廃合等を実施する必要があります。したがって、本計画の期間は、平成 29 (2017) 年度から平成 57 (2045) 年度までの 29 年間とします。

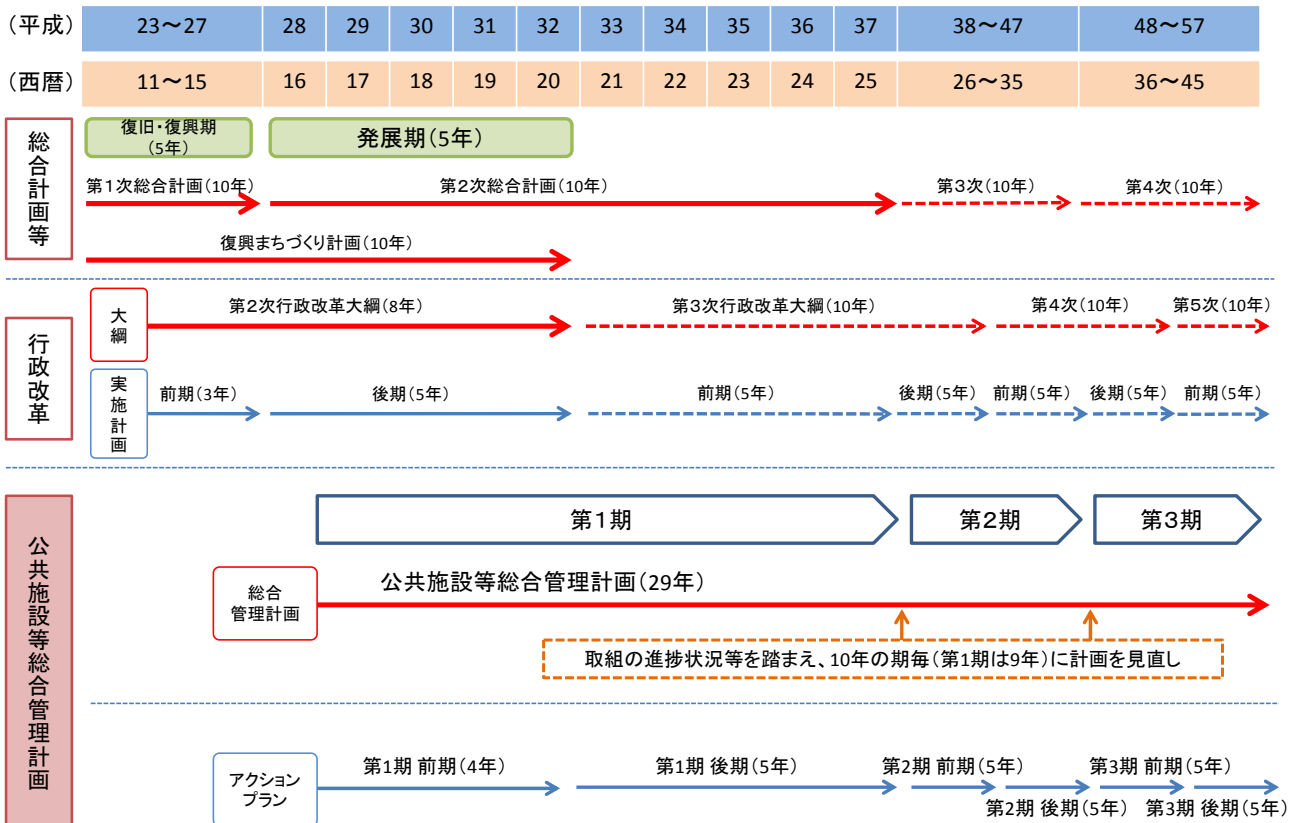
本計画の策定以降は、本市の人口推移や財政状況、復興まちづくりの進捗状況等のほか、10 年毎に策定される「東松島市総合計画」の内容を踏まえ、平成 29 (2017) 年度から平成 37 (2025) 年度までの 9 年間で第 1 期とし、以後 10 年間毎に本計画を時点更新します。また、上記の時点更新に加え、歳入・歳出額の変動、更新費用試算条件の変更等に応じて、適宜見直しを実施します。

アクションプランについては、社会情勢や国の方針等の変化に柔軟に対応するため、第 1 期・前期の計画期間を平成 29 (2017) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 4 年間とし、次期アクションプラン (第 1 期・後期) 以後、5 年間毎に新たなアクションプランを策定します。また、毎年度、進捗等に応じて本プランの見直しを実施します。なお、第 1 期・前期アクションプランの計画期間においては、復興まちづくり計画に基づき公共施設等の再建・再編を進めることとしているため、同アクションプランの策定に当たっては、こうした背景を踏まえながら取組内容について検討を進めます。

## 公共施設等総合管理計画等の計画期間(短期)



## 公共施設等総合管理計画等の計画期間(長期)





### 3. 本市の現況

#### (1) 本市の概要

東松島市は、宮城県東部に位置し、仙台市から北東に約 30km の距離にあり、東は石巻市、西は松島町、北は美里町と接し、南は太平洋に面しています。

市域面積は 101.86k m<sup>2</sup>で、気候は年間平均気温が約 11 度、年間降水量が約 1,000mm、風速は最大約 14m/sec 程度で降雪は少なく、東北地方では比較的温暖な地域にあります。

市域の東部は、肥沃な田園が広がる平坦な地形、中央部には四方を一望できる桜の名所「滝山」を中心とする丘陵地、西部は、一級河川鳴瀬川・吉田川が太平洋に注ぐとともに、南西部には風光明媚な日本三景「特別名勝松島」を有し、変化に富んだ美しい自然景観を有しています。

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日の東日本大震災では、大津波により市街地の約 65%が浸水し、1,000 人を超える尊い人命が失われるという大きな被害を受けました。

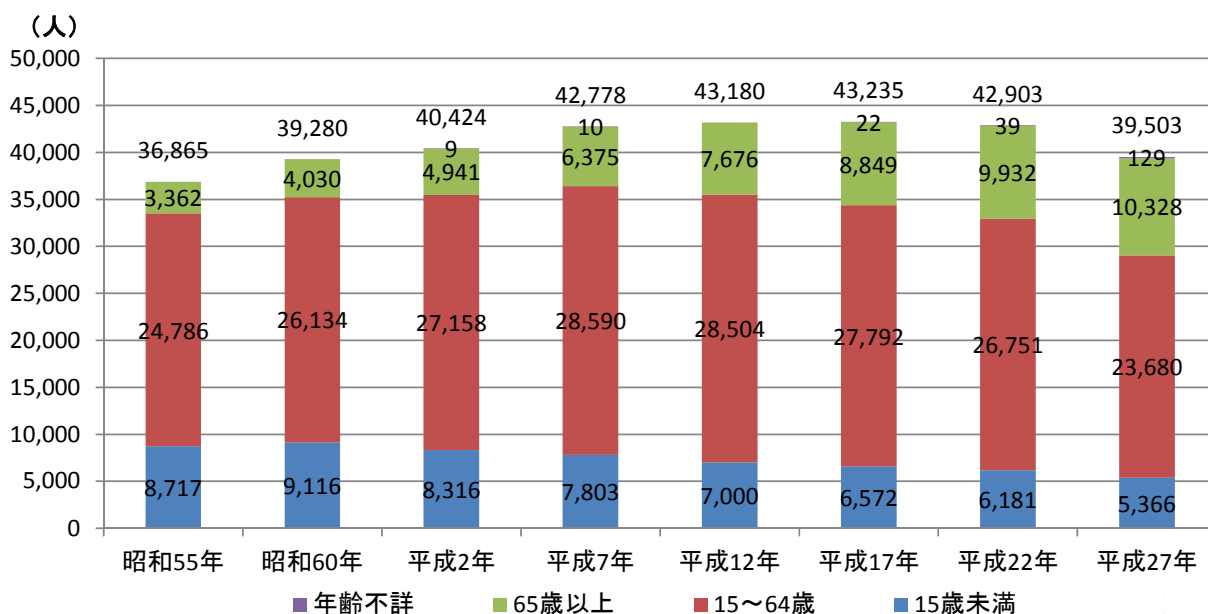
#### (2) 人口動向

##### ①これまでの人口の推移

本市の人口は、昭和 55 (1980) 年以降増加傾向が続いていたものの、平成 17 (2005) 年から平成 22 (2010) 年にかけて減少に転じました。また震災の影響により人口減少が進行しており、平成 27 (2015) 年の人口は 39,503 人となっています。

年齢 3 区分別に見ると、平成 27 (2015) 年の年少人口 (15 歳未満) は 5,366 人であり、総人口に対する割合 (13.6%) は、昭和 55 (1980) 年以降減少の一途をたどっています。平成 27 (2015) 年の生産年齢人口 (15 歳～64 歳) は 23,680 人であり、総人口に対する割合 (59.9%) は、平成 2 (1990) 年の 67.2%をピークに、その後減少しています。平成 27 (2015) 年の老年人口 (65 歳以上) は 10,328 人となっており、総人口に対する割合 (26.1%) は、昭和 55 (1980) 年以降増加の一途をたどっています。

##### <これまでの人口の推移>

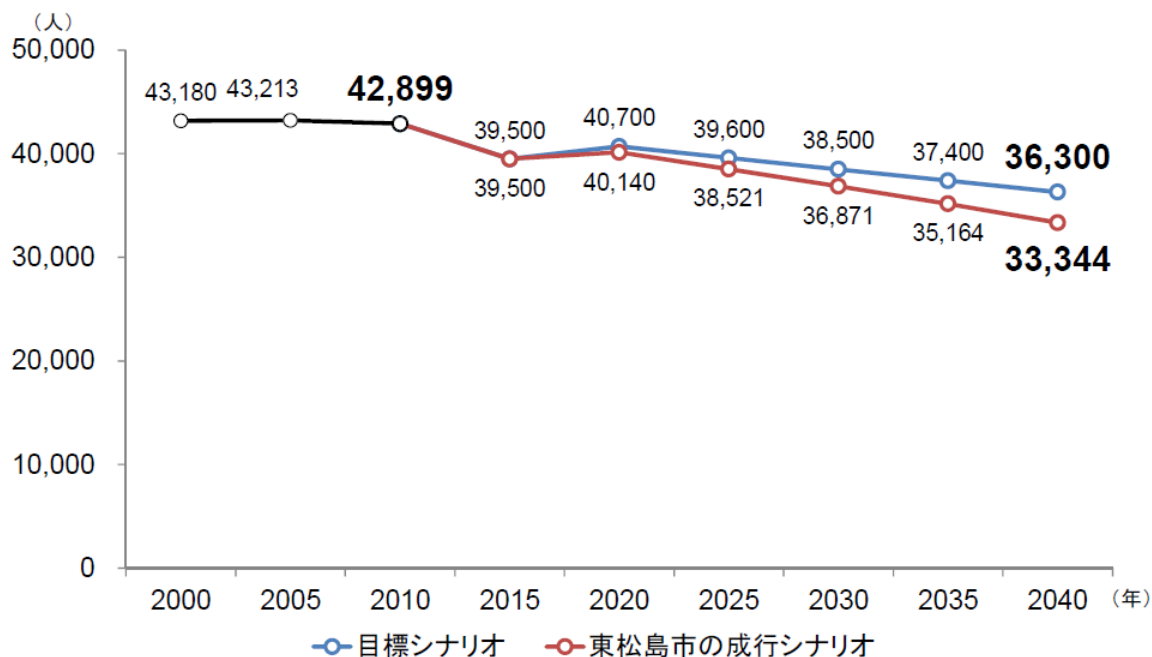


資料：国勢調査

## ②将来人口の推移

「東松島市人口ビジョン・総合戦略」（平成 27（2015）年 12 月）によると、平成 52（2040）年の目標人口は 36,300 人となっています<sup>2</sup>。これは、平成 52（2040）年時点で市の成行シナリオ<sup>3</sup>に比べて、平成 52（2040）年に約 3,000 人の人口を増やすこととなっており、5 年毎に約 600 人、年間に換算すると約 120 人の人口を増やさなければならない計算となっています。

### <将来人口の見通し>



引用文献) 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」より作成

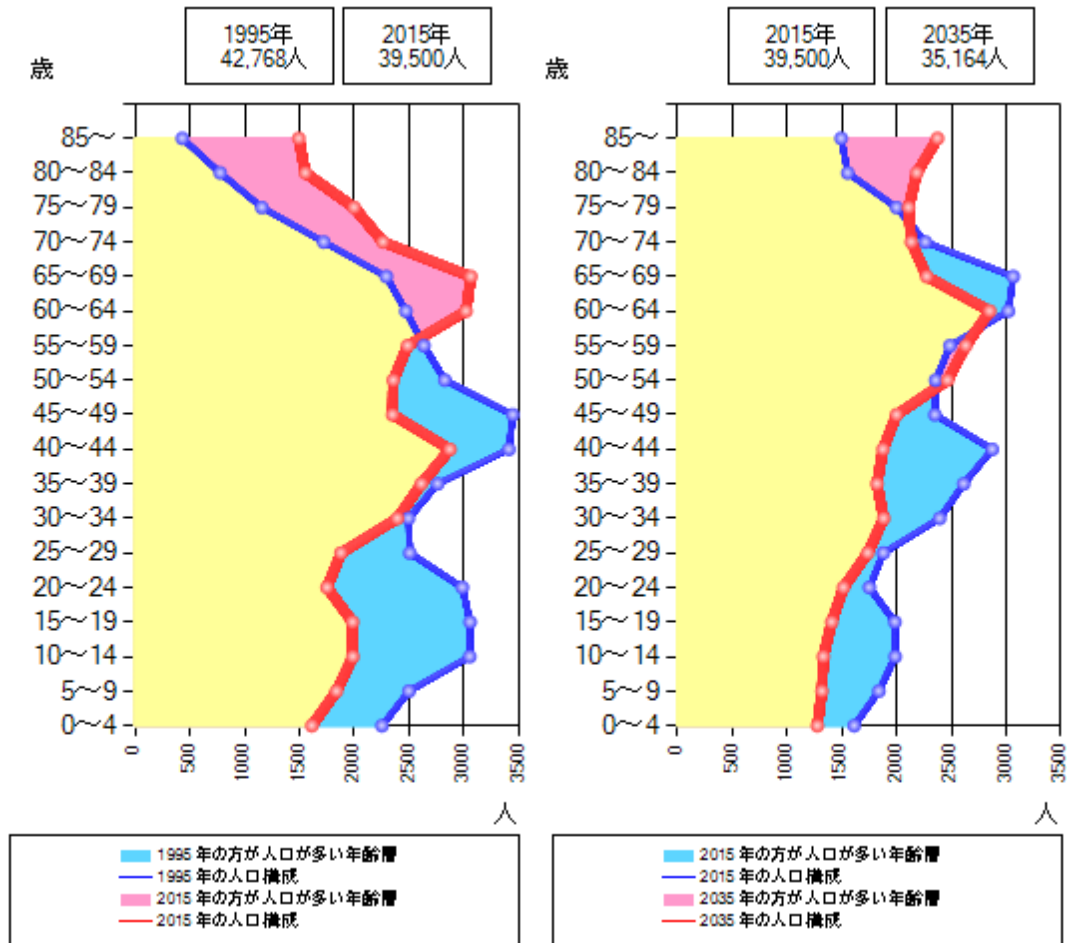
資料：東松島市人口ビジョン・総合戦略

<sup>2</sup> 各年の目標人口は、目標シナリオの推計結果を四捨五入した値となっています。

<sup>3</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計」を基に、都市部への人口流出が落ち着き、集団移転により一時的に他市町村に転出していた市民が本市に戻る効果を反映したものの。

### ③ 5歳階級別人口動向（成行シナリオ）

将来人口動向（成行シナリオ）として、平成7（1995）年～平成27（2015）年、平成27（2015）年～平成47（2035）年のそれぞれ20年間の人口構造の変化を見ると、人口減少及び少子高齢化が一層進行する見込みとなっています。



	1995年	2015年	
	42,768人	39,500人	-7.6%
高齢者人口 (65才～)	14.9%	26.3%	11.4%
生産人口 (15～64才)	66.9%	59.9%	-7.0%
年少人口 (0～14才)	18.2%	13.8%	-4.4%

	2015年	2035年	
	39,500人	35,164人	-11.0%
高齢者人口 (65才～)	26.3%	31.5%	5.2%
生産人口 (15～64才)	59.9%	57.3%	-2.6%
年少人口 (0～14才)	13.8%	11.2%	-2.6%

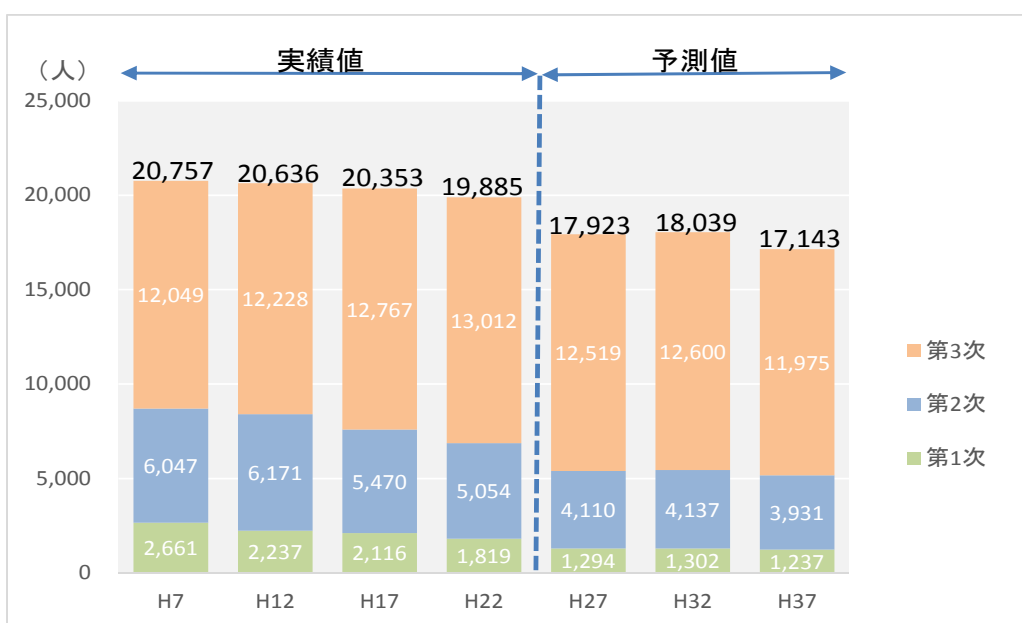
### (3) 産業

平成 22 (2010) 年時点における本市の就業人口構成比は、第 1 次産業 9.1%、第 2 次産業 25.4%、第 3 次産業 65.4%であり、全国や宮城県と比較して、第 1 次産業が多く第 3 次産業が少ないことが特徴であり、農業 (水稻) や漁業 (海苔、牡蠣の養殖) が主要産業となっています。

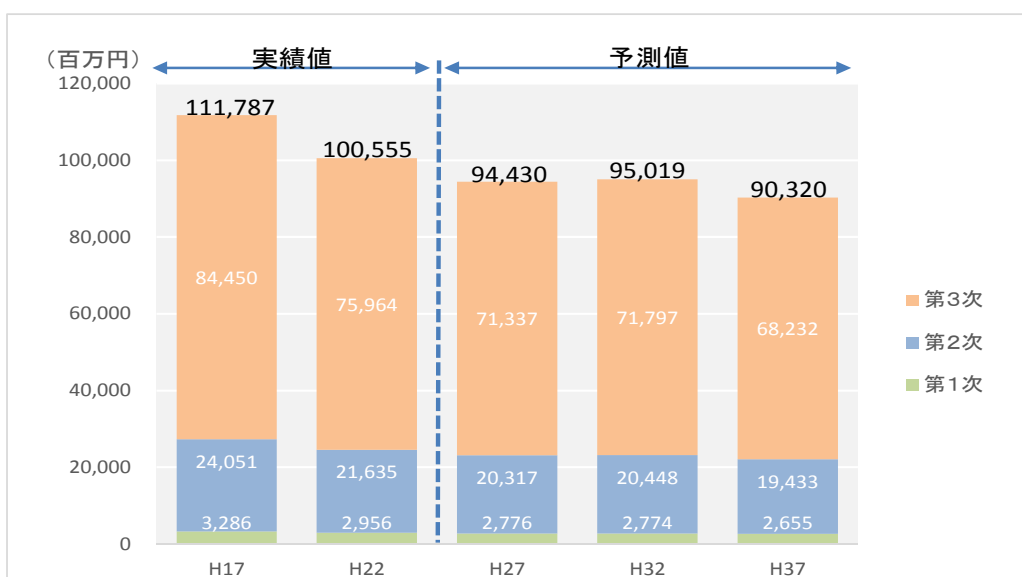
本市の就業人口は平成 12 (2000) 年以降減少傾向にあり、集団移転地区への定住促進などによる全市人口の動向に伴い、平成 27 (2015) 年から平成 32 (2020) 年にかけて維持されるものの、将来的に減少する見通しです。

人口減少とともに、市内総生産も将来的に減少するなど本市の経済活動は縮小する見通しであり、「東松島市第 2 次総合計画」及び「東松島市人口ビジョン・総合戦略」においては、産業振興を通じて、本市人口減少の抑制とともに経済の活性化を図ることとしております。

#### <産業大分類別の就業人口の見通し>



#### <市内総生産額の見通し>



資料：東松島市第 2 次総合計画

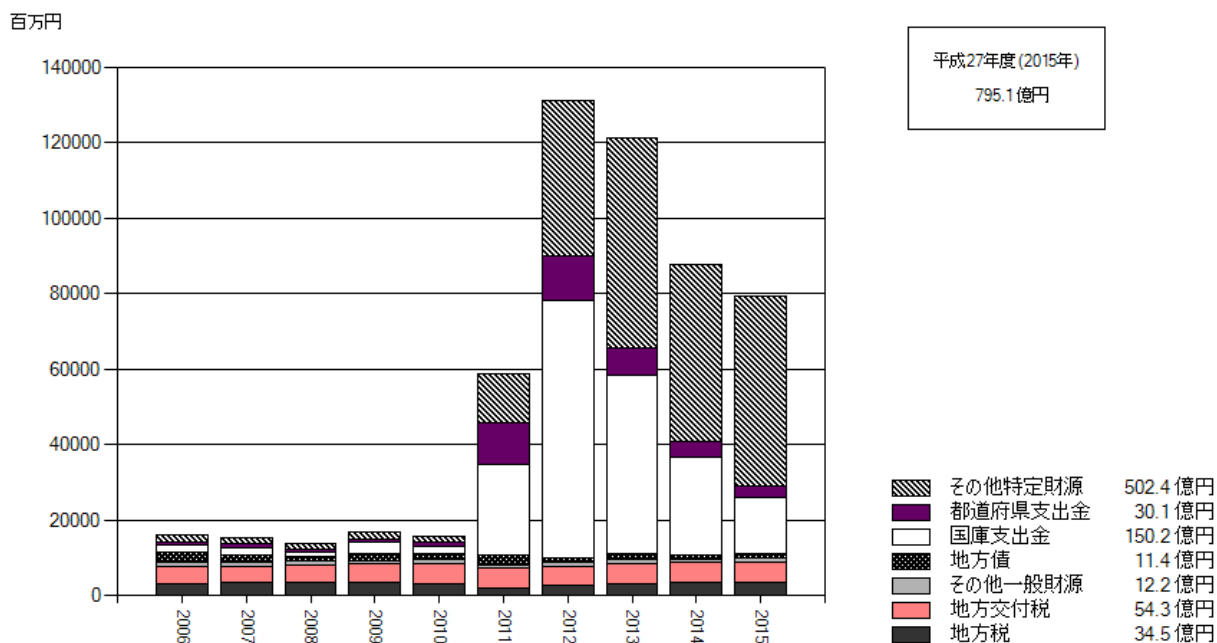
#### (4) 財政状況

財政状況の推移と投資的経費の置かれている状況を把握するため、普通会計決算の歳入決算額の推移、歳出決算額の推移、歳出決算額の性質別内訳、投資的経費の推移及び内訳を把握します。

##### ①財政\_歳入決算額の推移（普通会計決算）

歳入合計額は、震災前は160億円程度でありましたが、震災後に急増し、平成24（2012）年度には約1,310億円となっています。その後は減少に転じており、平成27（2015）年度には約800億円となっています。なお、自主財源の根幹をなす地方税（市税）について、震災直後は、震災前の6割程度に落ち込んだものの、雇用情勢の改善による市民税の増収などを受け、平成27（2015）年度においては、震災前と同水準（約35億円）まで回復しました。

今後の見通しとしては、地方税については、生産年齢人口を中心とする人口減少等に伴い、安定的な水準が維持できるか不透明な状況となっているほか、地方交付税についても、合併算定替の段階的な削減<sup>4</sup>や人口減少に伴う減収が見込まれています。



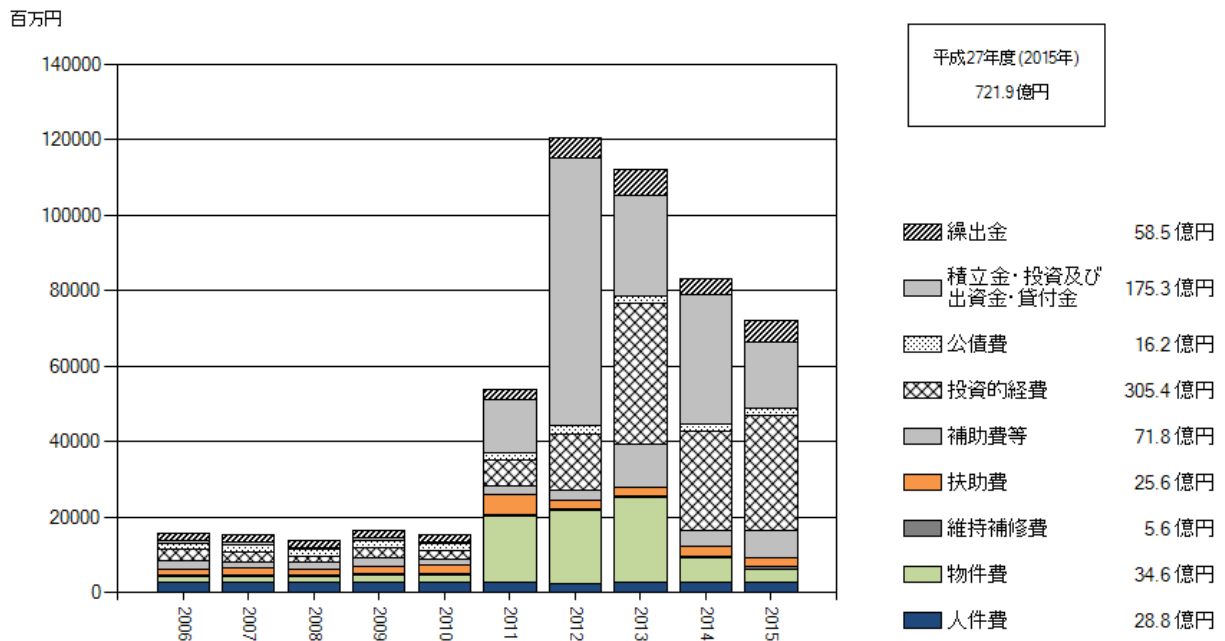
歳入額の合計は、震災前は160億円程度であったが、震災後に急増

<sup>4</sup> 合併算定替とは、合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、合併後一定期間は、旧市町村が存続したものとみなして普通交付税を算定する特例措置（総務省ホームページ）。合併算定替による普通交付税の増加額（合併算定と一本算定の差額）について、平成28年度以降の5年間で3割減額されます。

## ②財政\_歳出決算額の推移（普通会計決算）

歳出合計額は、震災前は150億円程度でありましたが、震災後に急増し、平成24（2012）年度には約1,210億円となっています（復旧・復興事業の実施により、人件費や物件費、投資的経費等多くの経費が震災前と比べ増加）。その後は減少に転じており、平成27（2015）年度には約720億円となっています。

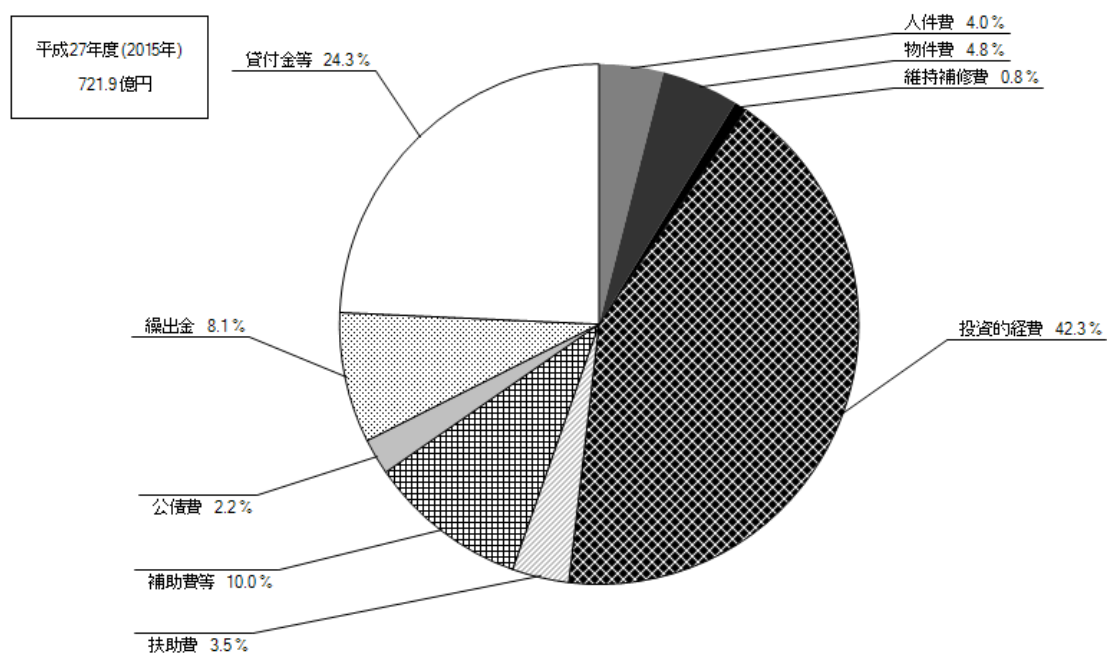
今後の見通しとしては、義務的経費について、震災対応に伴うマンパワー確保等の観点から人件費の抑制は困難な中、高齢化等に伴う扶助費の増加が見込まれるなど、その構造的な増加により、財政の更なる硬直化が進む恐れがあります。また、義務的経費以外の経費についても、労務単価・資材価格の高騰や公共施設・インフラ資産の整備に伴う投資的経費の増加に加え、公共施設等の経年劣化等に伴う維持補修費の増加が見込まれています。



歳出額の合計は震災前までは150億円程度であったが、震災後に急増

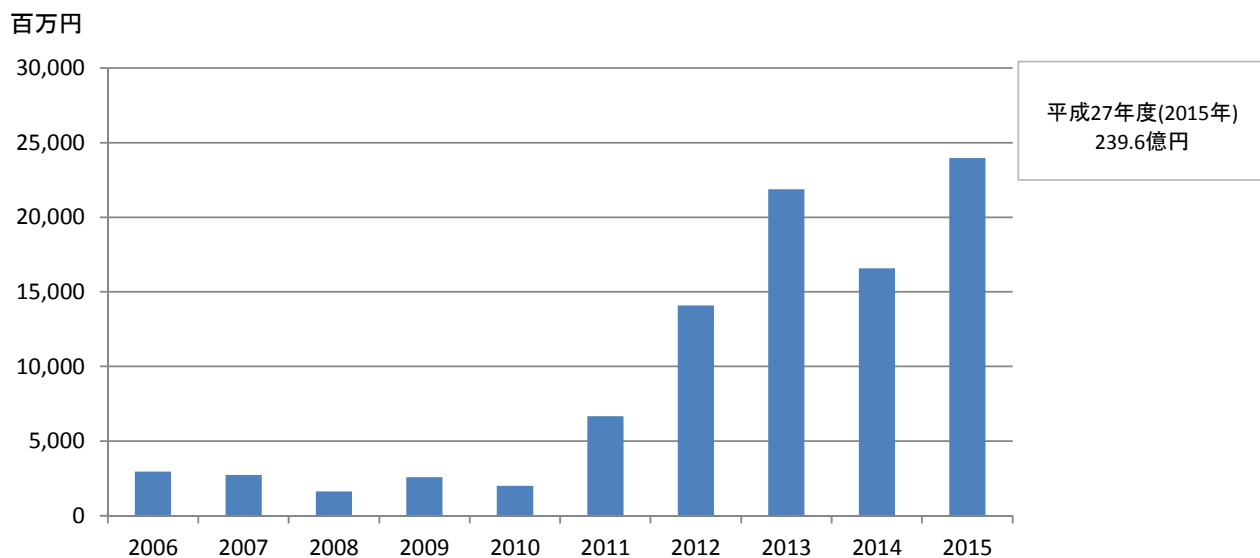
### ③財政\_歳出決算額の性質別内訳（普通会計決算）

平成 27（2015）年度の歳出決算額の内訳は、投資的経費が約 42%で最も多く、次いで貸付金等（積立金・投資及び出資金・貸付金）が約 24%、繰出金が約 8%となっています。



### ④財政\_普通建設事業費の推移

普通建設事業費（人件費を除く）の合計額は、震災前は 25 億円程度でありましたが、震災後に急増しており、平成 27（2015）年度には約 240 億円となっています。



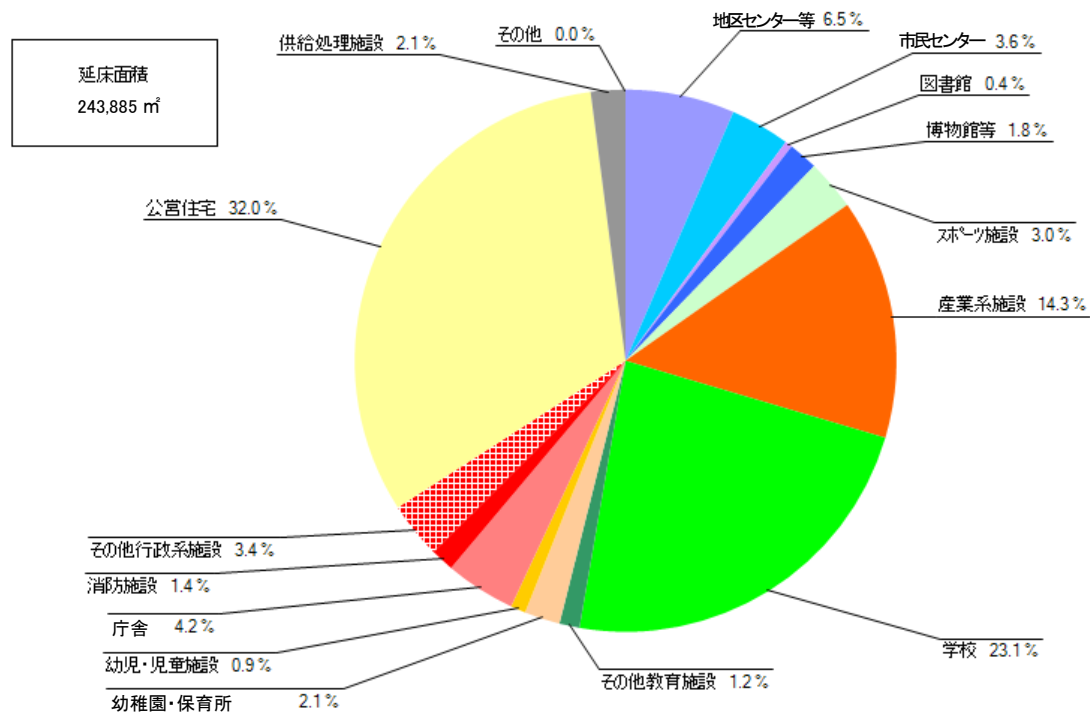
投資的経費の合計額は震災前までは 25 億円程度であったが、震災後に急増

## 4. 公共施設等の現況

公共施設等の維持管理、修繕及び更新等に係る中長期的な費用、財政状況及び充当可能な財源の見込み等について、公共施設等更新費用試算ソフト(Ver.2.10)に基づき把握します。

### (1) 公共施設

平成 28 (2016) 年度時点の公共施設の延床面積の占める割合は、公営住宅が約 32%で最も多く、次いで学校が約 23%、産業系施設が約 14%、地区センター等が約 7%となっています。

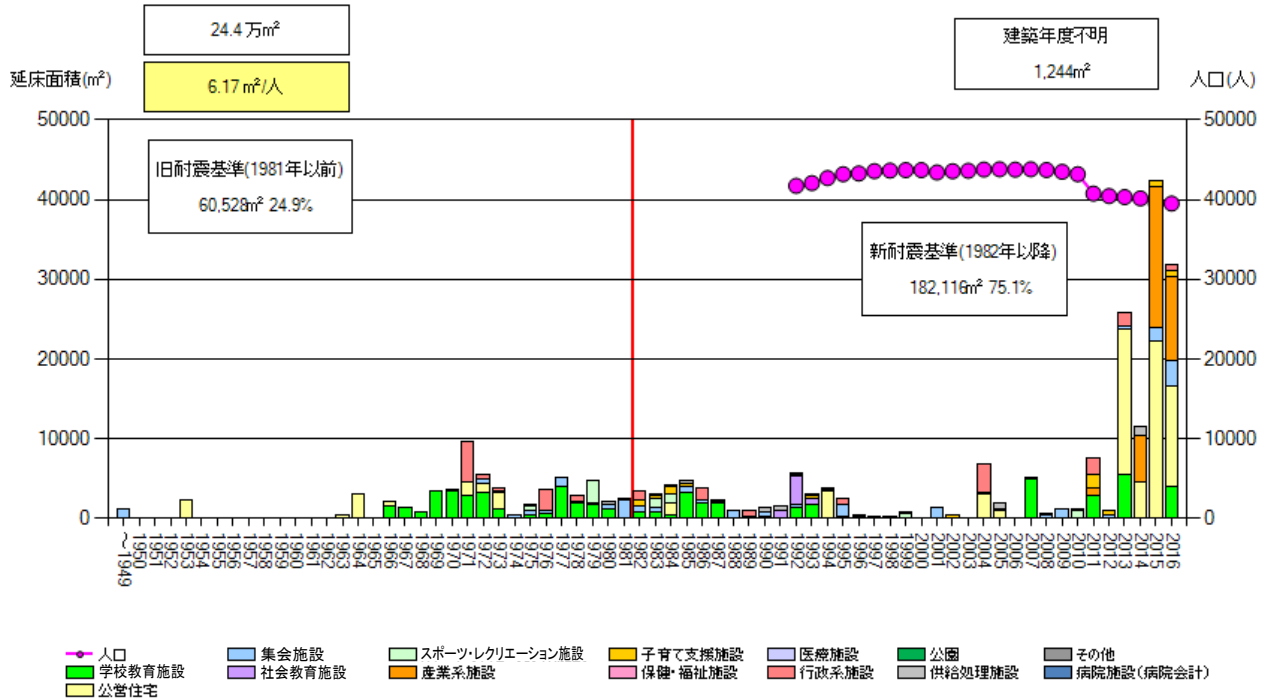


大分類	中分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )
行政系施設	庁舎	3	10,260
	その他行政系施設	12	8,233
	消防施設	33	3,342
学校教育施設	学校	12	56,450
	その他教育施設	1	2,930
集会施設	市民センター	8	8,662
	地区センター等	71	15,883
社会教育施設	図書館	1	1,053
	博物館等	2	4,281
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	6	7,316
産業系施設	産業系施設	14	34,956
子育て支援施設	幼児・児童施設	9	2,181
	幼稚園・保育所	9	5,167
公営住宅	公営住宅	23	78,139
供給処理施設	供給処理施設	21	5,032
総計		225	243,885



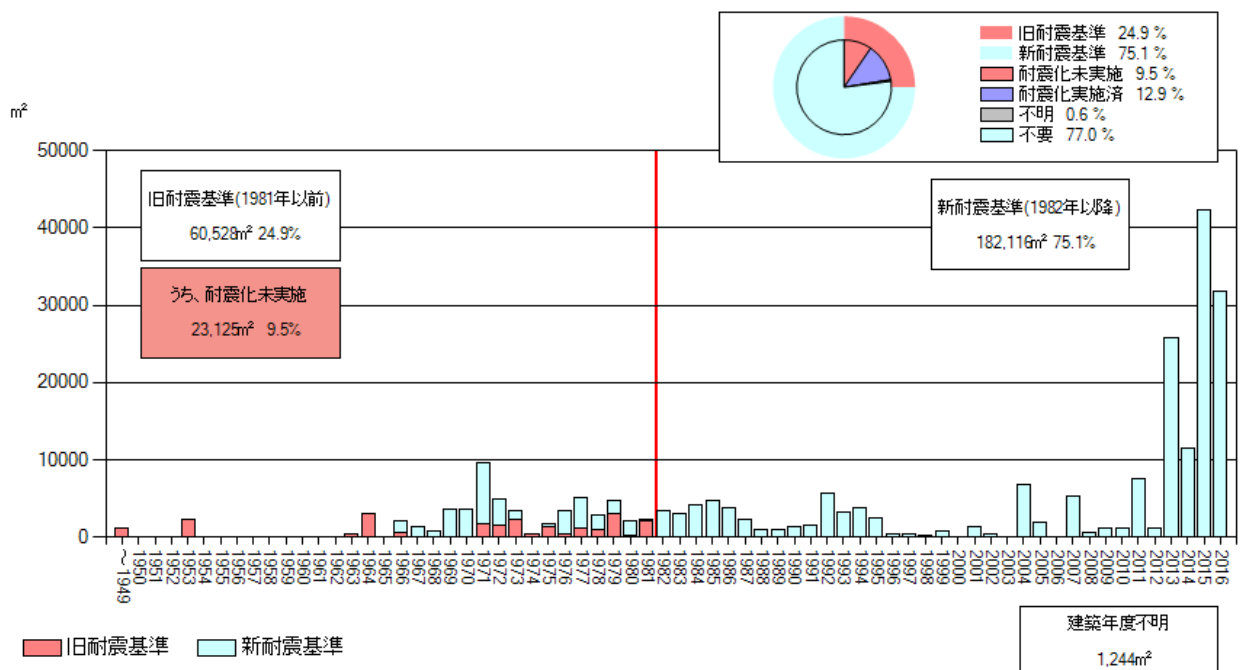
## ②公共施設\_年度別整備延床面積

平成 28 (2016) 年度時点の総延床面積は約 24.4 万㎡であり、市民一人当たりの面積は約 6.2 ㎡/人となっています。平成 25 (2013) 年度以降において復興事業により公営住宅や産業系施設等の整備が集中しており、延床面積が急増しています。また、旧耐震基準 (昭和 56 (1981) 年以前) の施設は、公営住宅や学校教育施設、行政系施設が多くなっています。



## ③公共施設\_耐震化の状況

平成 28 (2016) 年度時点において、旧耐震基準 (昭和 56 (1981) 年以前) の施設は約 25%であり、そのうち耐震化未実施の施設は約 10%となっています。なお、旧耐震基準の学校教育施設や行政系施設については、概ね耐震化が実施済みとなっています。

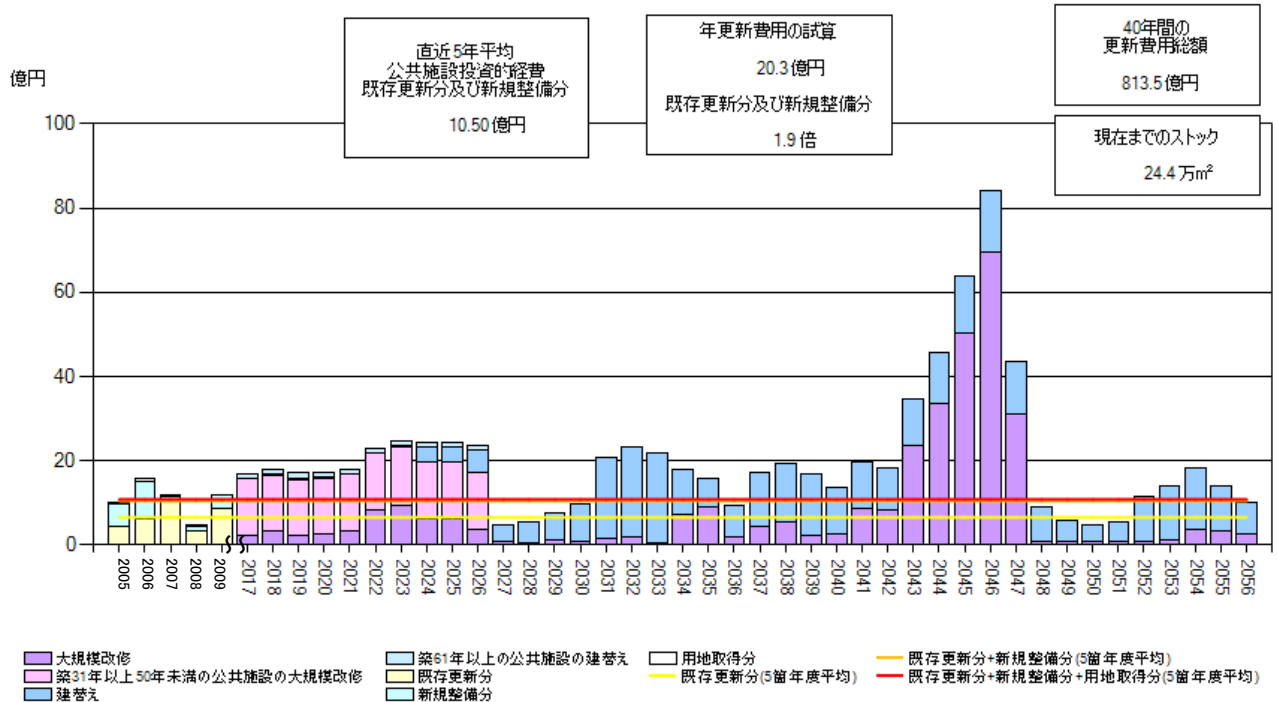


#### ④公共施設\_将来の更新費用の推計

公共施設等の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の更新費用総額は約814億円であり、年間の更新費用は約20.3億円となっています。一方、公共施設に係る投資的経費の震災前直近5年平均は約10.5億円となっており、年間の更新費用（約20.3億円）を約9.8億円下回っています。また、復興事業により整備した施設が30年後に大規模改修の時期となるため、平成58（2046）年前後に更新費用が急増しています。

なお、投資的経費の算定期間については、復旧・復興事業により投資的経費が大幅に増加したため、震災以後（平成22（2010）年度決算額以後）を除外しています（インフラ資産においても同様）。



#### 【更新の考え方】

- ・建築物の耐用年数は60年と仮定（建設後30年で建築物の大規模改修、その後30年で建て替えると仮定）
- ・試算の時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年未満のものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定
- ・建設時より50年以上経ているものについては建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定

（参考）更新（建替え）及び大規模改修の単価

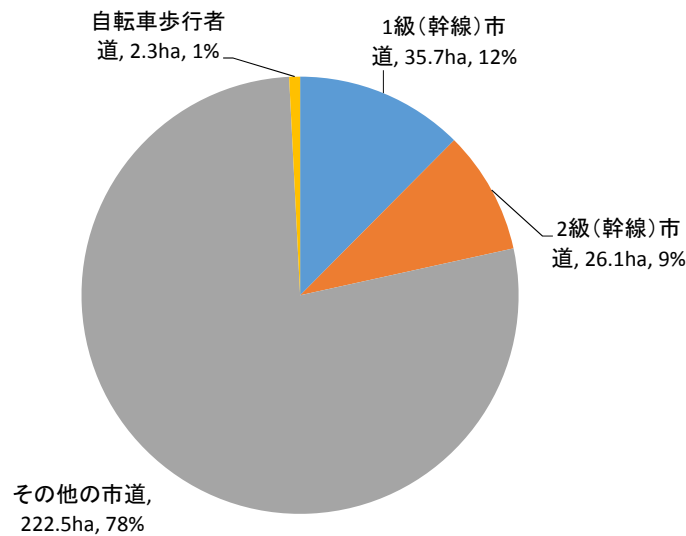
更新（建替え）	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡

大規模改修	
市民文化系、社会教育系、行政系等施設	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	17万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡

## (2) 道路

### ①道路\_道路面積の状況

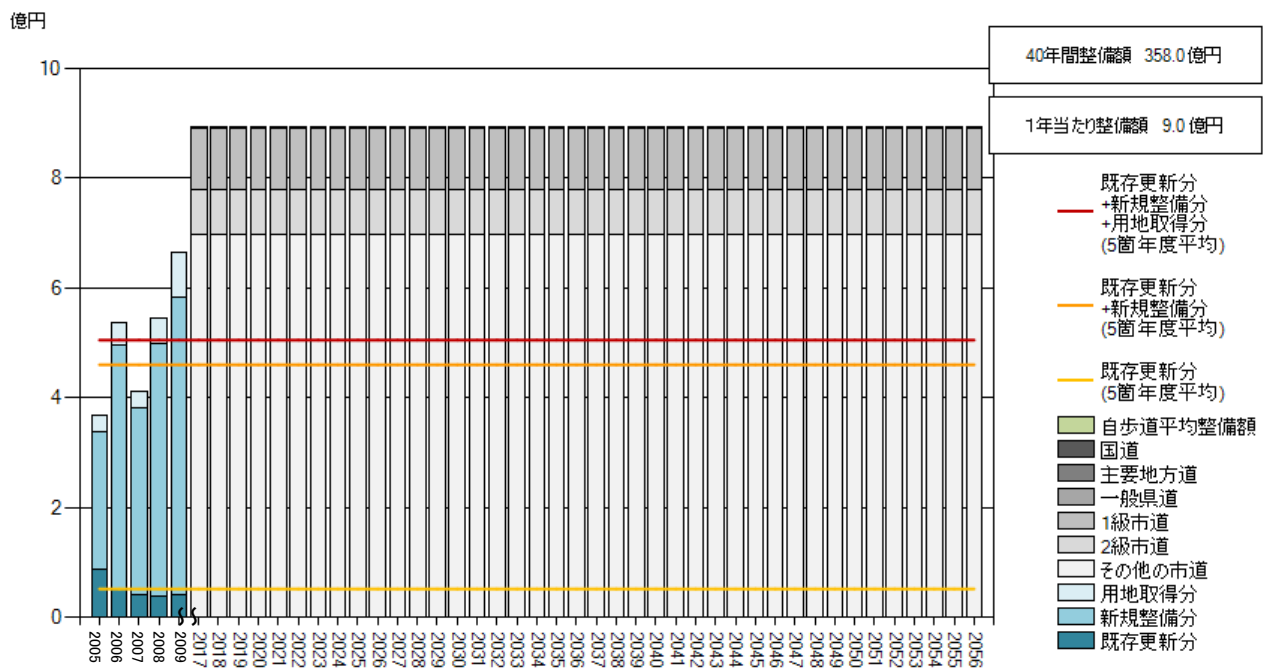
道路面積の占める割合は、その他の市道（区画道路等）が約78%と最も多く、次いで1級（幹線）市道が約12%、2級（幹線）市道が約9%、自転車歩行者道が約1%となっています。



### ②道路\_分類別面積による将来の更新費用の推計

道路については、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の整備額は約360億円であり、年間の整備額は約9.0億円となっています。なお、道路に係る投資的経費の震災前直近5年平均は約5.1億円となっています。



### 【更新の考え方】

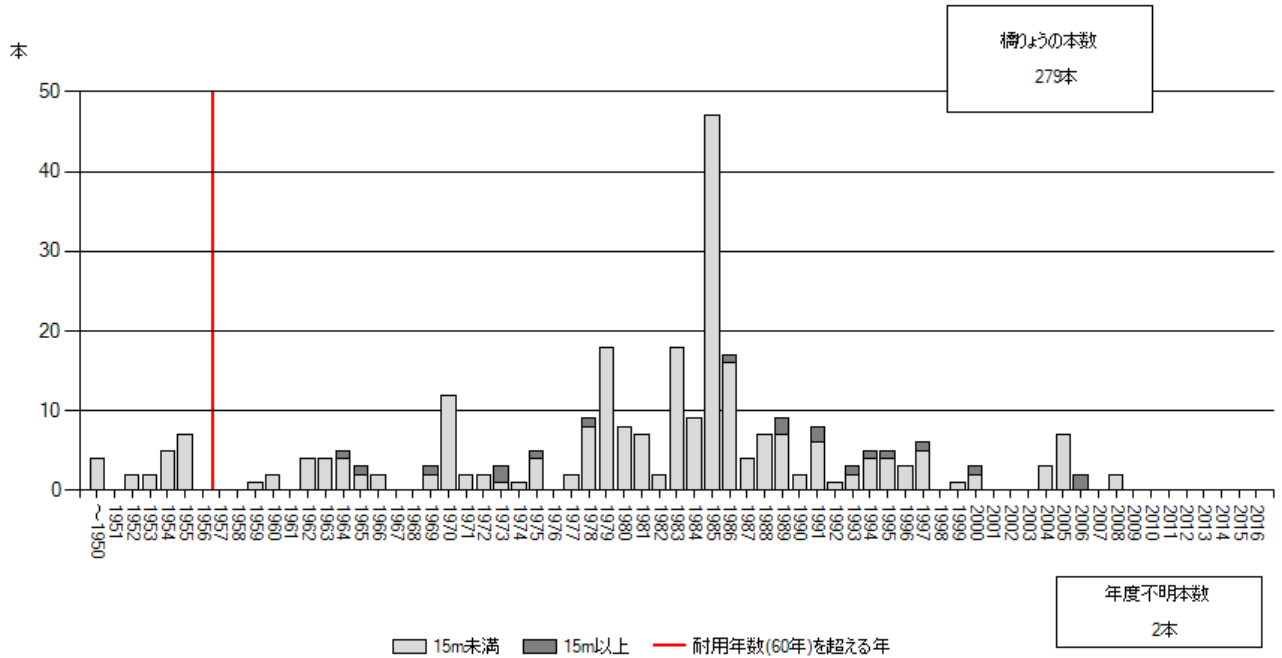
- 道路全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定更新単価

一般道路	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

### (3) 橋りょう

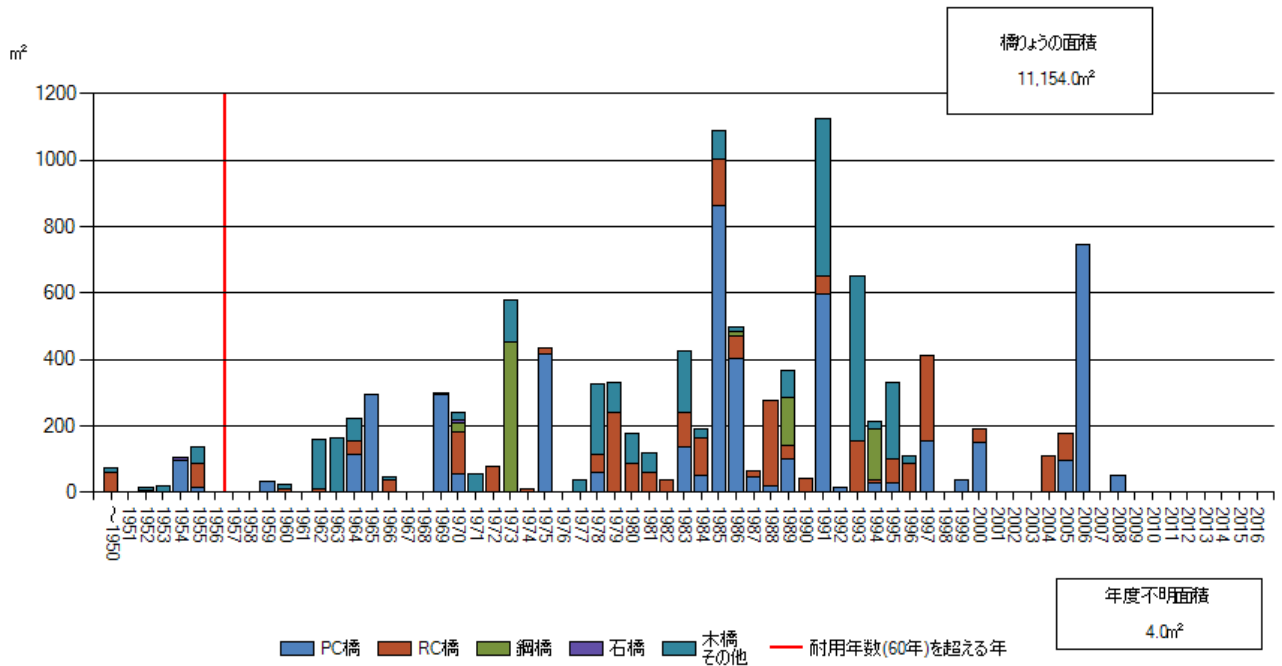
#### ①橋りょう\_年度別整備数

橋りょうは、耐用年数（60年）未満のものが大半を占めており、特に1980年代に多くの本数が整備されています。



#### ②橋りょう\_構造別年度別整備面積

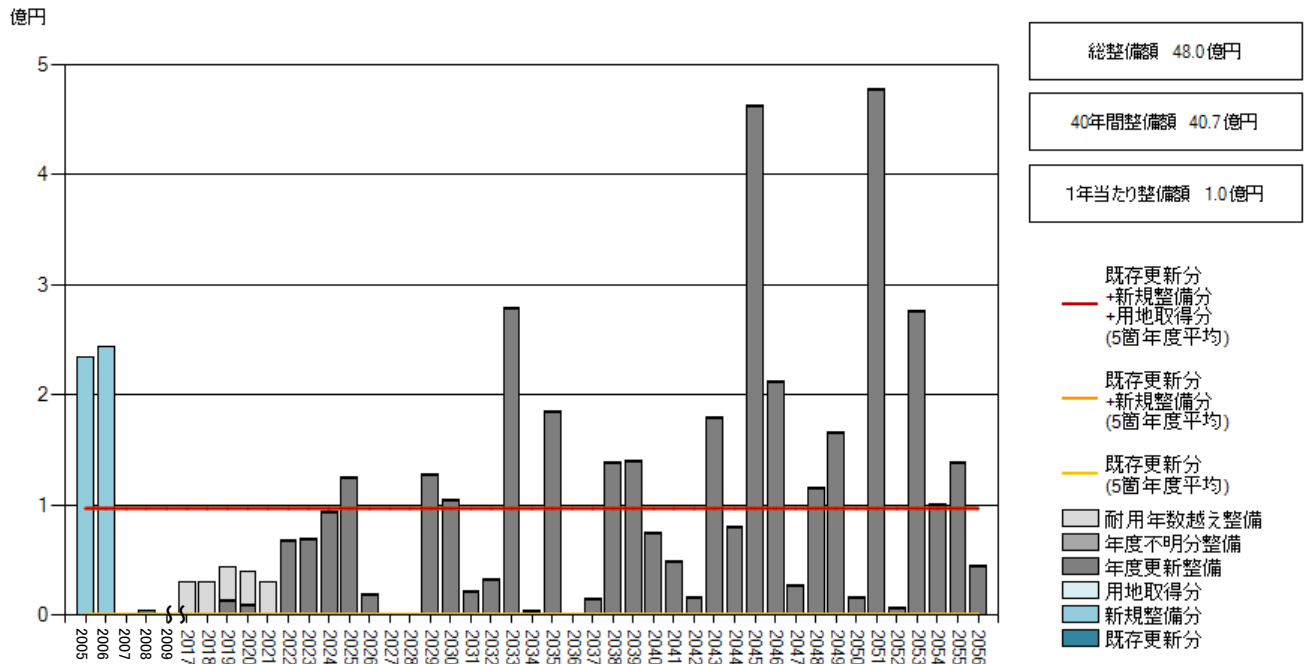
橋りょうの構造別整備面積を見ると、PC（プレストレスト・コンクリート）橋が最も多く整備されています。



### ③橋りょう\_構造別面積による将来の更新費用の推計

橋りょうについては、面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、40年間の整備額は約40億円であり、年間の整備額は約1.0億円となっています。なお、橋りょうに係る投資的経費の震災前直近5年平均は約1.0億円となっています。



#### 【更新の考え方】

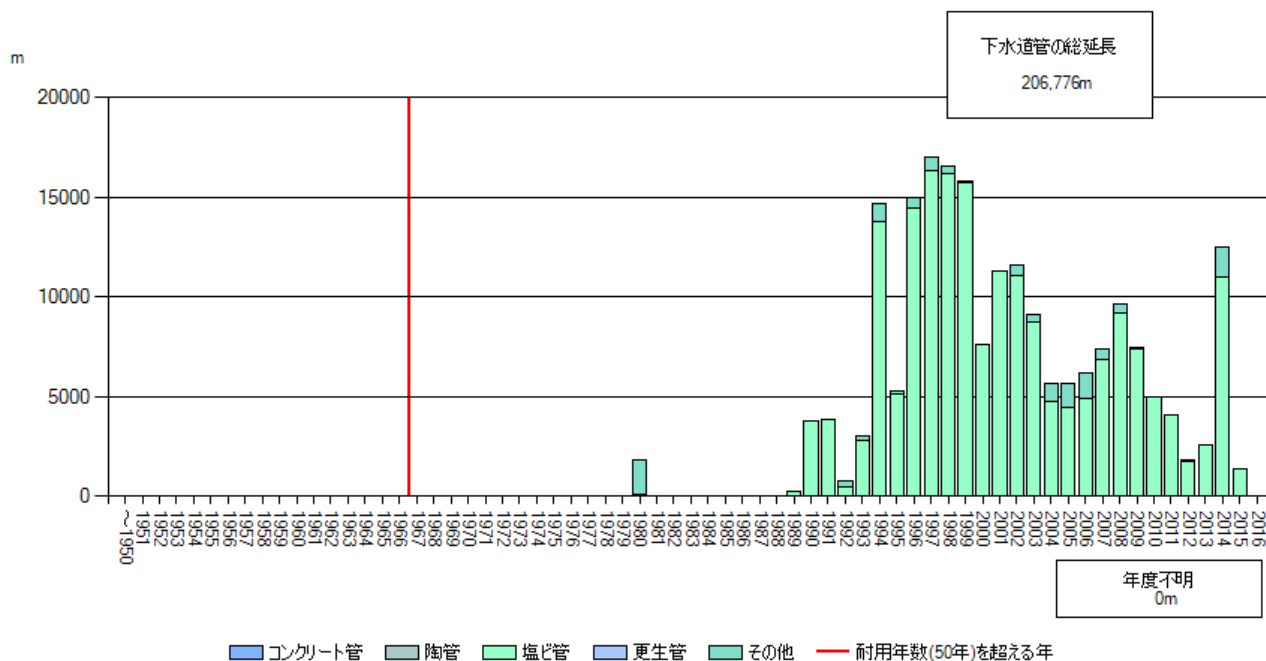
- ・更新年数を60年に設定

更新単価：PC（プレストレスト・コンクリート）橋・RC橋・石橋・木橋その他は425千円/m<sup>2</sup>、鋼橋は500千円/m<sup>2</sup>

#### (4) 下水道

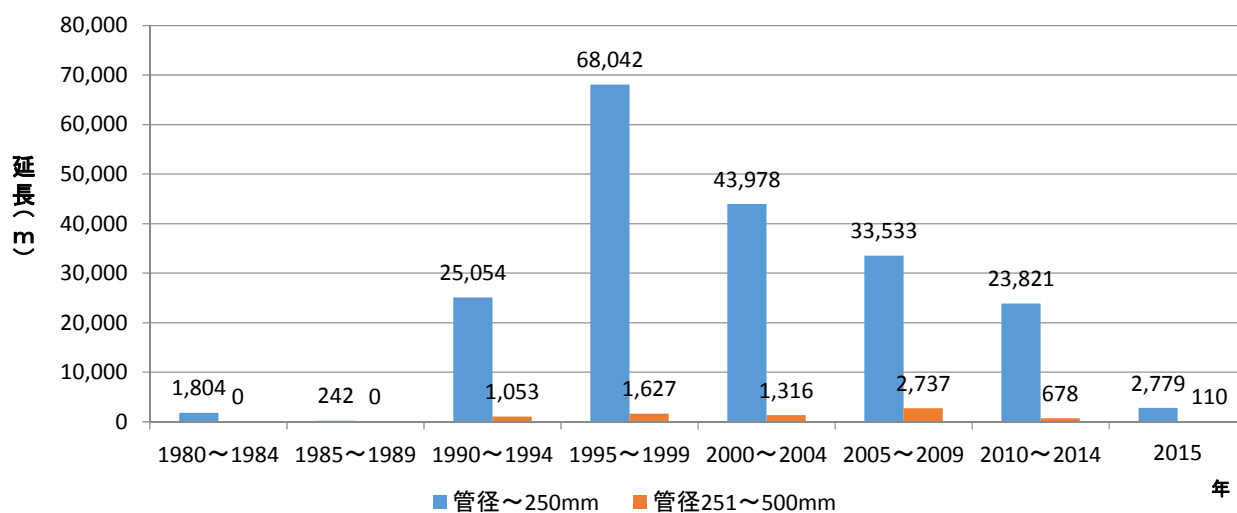
##### ①下水道\_年度別整備延長

下水道は、1990年代以降に整備が本格化しており、1990年代後半が整備のピークとなっています。また、復興事業により2014年を中心として整備延長が増加しています。なお、管種は大半が塩ビ管となっています。



##### ②下水道\_管径別年度別延長の状況

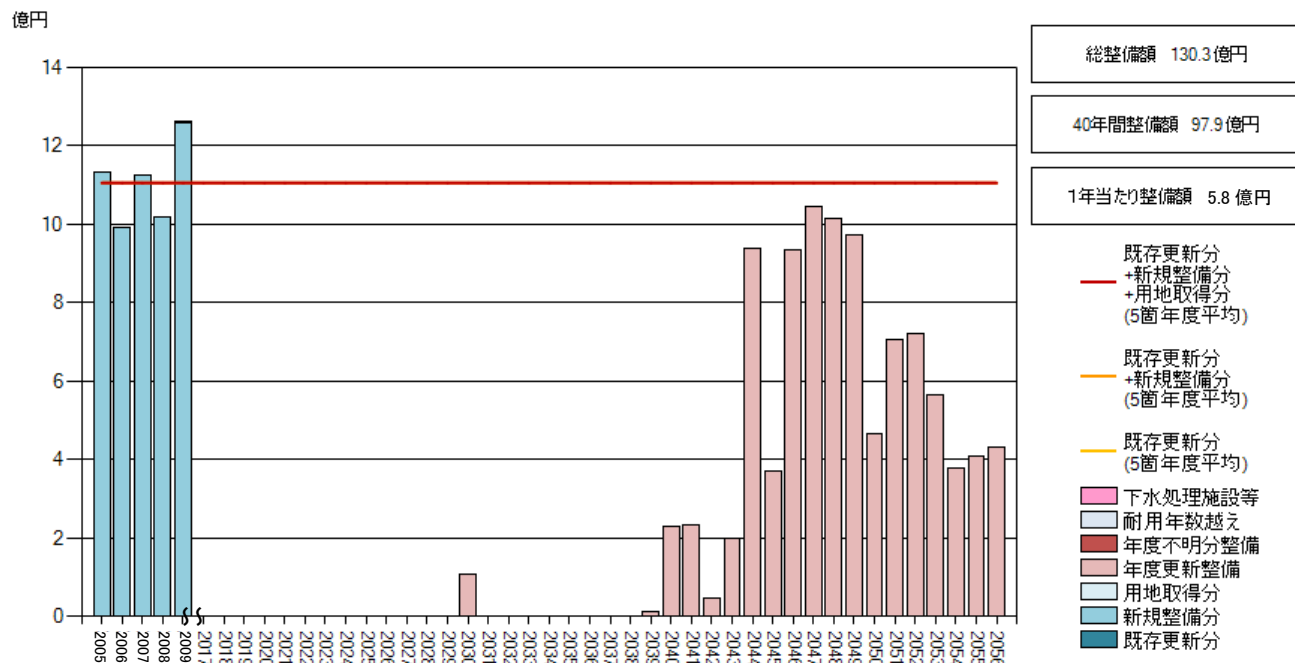
下水道の管径別延長を見ると、整備されている大半の下水道は管径 250mm 以下となっています。



### ③下水道\_管径別年度別延長による将来の更新費用の推計

下水道については、延長の長さ更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

試算結果を見ると、総整備額は約 130 億円、40 年間の整備額は約 100 億円であり、主な更新が必要となる 2040 年以降の 17 年間における年間の整備額は約 5.8 億円となっています。なお、下水道に係る投資的経費の震災前直近 5 年平均は約 11.1 億円となっています。



#### 【更新の考え方】

- 更新年数（法定耐用年数 50 年）経過後に現在と同じ延長長さで更新すると仮定し、管径別年度別延長長さに、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算

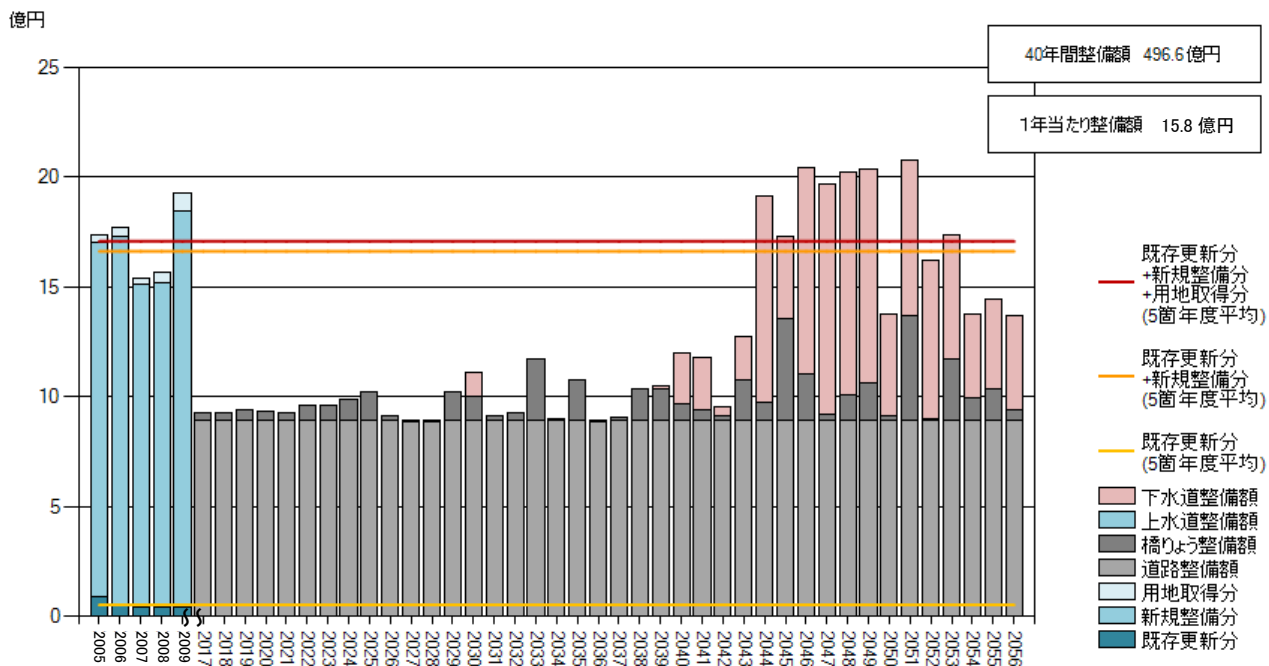
更新単価

管径別	～ 250 mm	6.1 千円/m
	251～500 mm	11.6 千円/m

## (5) 全体更新費用

### ①全体更新費用\_将来の更新費用の推計（インフラ資産）

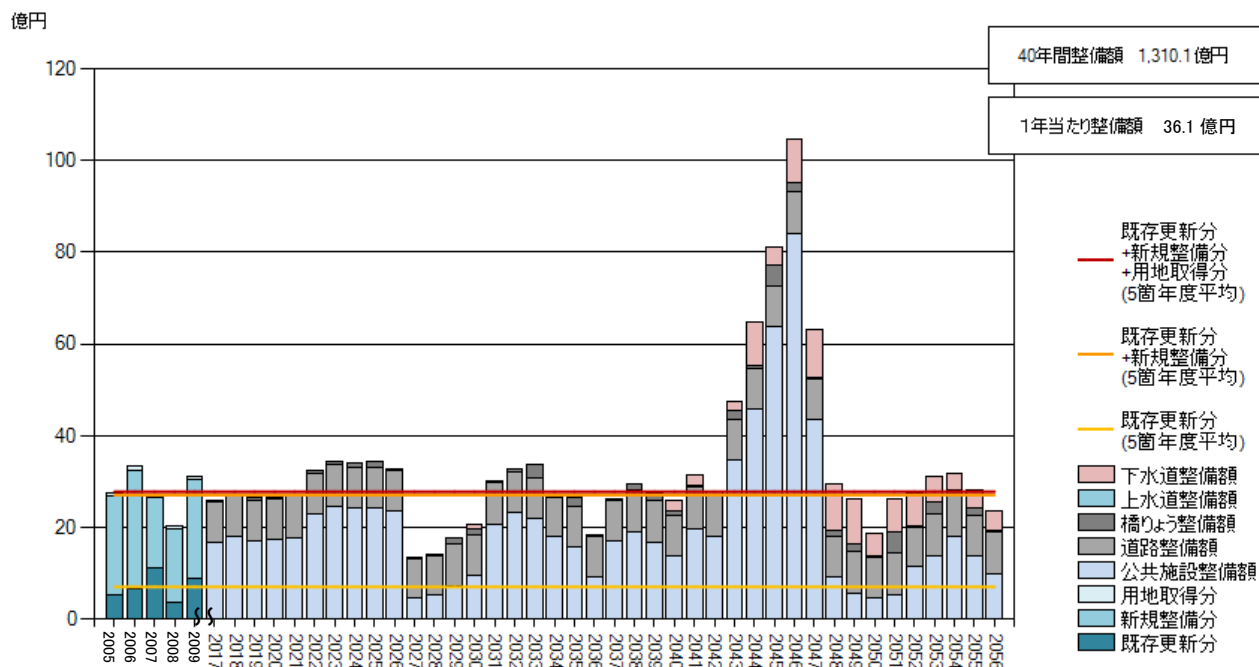
道路、橋りょう及び下水道の更新費用を合わせたインフラ資産全体の試算結果を見ると、40年間の整備額は約500億円であり、年間の整備額は約15.8億円となっています。一方、インフラ資産全体に係る投資的経費の震災前直近5年平均は約17.2億円となっており、年間の更新費用（約15.8億円）を約1.4億円上回っています。なお、下水道をはじめとするインフラ資産については、集団移転先の整備等に伴う更新費用の増加に留意する必要があります。





## ②全体更新費用\_将来の更新費用の推計（公共施設及びインフラ資産）

上記に公共施設の更新費用を合わせた公共施設等全体の試算結果を見ると、40年間の整備額は約1,310億円であり、年間の整備額は約36.1億円となっています。一方、公共施設等全体に係る投資的経費の震災前直近5年平均は約27.7億円となっており、年間の更新費用（約36.1億円）を約8.4億円下回っています。



### <公共施設等の更新費用・投資的経費>

	公共施設	インフラ資産	合計
(A) 更新費用（年間平均）	20.3 億円	15.8 億円	36.1 億円
(B) 投資的経費	10.5 億円	17.2 億円	27.7 億円
(B) - (A)	△9.8 億円	1.4 億円	△8.4 億円

## 5. 公共施設等の管理に関する基本方針

本市の公共施設等について、改修・更新のコストは多大な財政負担となることに加え、人口減少や集団移転等に伴い、公共施設等の需要の変化が見込まれているため、本計画を策定し、長期的な視点をもって更新等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適配置を実現する必要があります<sup>5</sup>。

こうした目的の達成に向け、本市の公共施設等の現況や公共施設等の改修・更新に係る将来コストの試算の結果を踏まえ、公共施設等を取り巻く課題を抽出した上で、公共施設等の管理に関する基本方針を設定します。

### (1) 公共施設等を取り巻く課題

#### ① 公共施設

##### ○ 公共施設の更新費用増大

全ての公共施設の更新・大規模改修に要する費用は年間約 20.3 億円（今後 40 年間で約 814 億円）を要する一方、当該費用への充当可能財源は約 10.5 億円（震災前の投資的経費の水準：平成 17（2005）年度～平成 21（2009）年度平均）となり、年間約 9.8 億円（今後 40 年間で約 392 億円）の財源不足が見込まれます。

また、本市においては、人口減少等に伴う市税・地方交付税の減収や、高齢化等に伴う扶助費の増加が見込まれるなど、財政状況は年々厳しくなる見通しです。

このままでは公共施設の更新等に支障をきたす恐れがあるため、財政負担の軽減化の観点から、投資的経費の圧縮を図る必要があります。

##### ○ 公共施設の老朽化

公共施設の約 4 割が築 30 年を経過するなど施設の老朽化が進んでおり、これらの施設の大規模改修・更新が喫緊の課題となっています。

また、東日本大震災後、復旧・復興事業により、災害公営住宅を中心として公共施設を集中的に再建・整備してきましたが、これらの施設の大規模改修時期が平成 57（2045）年前後に集中することが見込まれるため、工事实施時期を計画的に分散し、財政負担の平準化を図る必要があります。

##### ○ 人口構成や住民ニーズの変化

人口減少や少子高齢化（生産年齢人口の減、老年人口の増）の進行に加え、社会情勢の変化により住民ニーズは刻々と変化・多様化しています。こうした状況に対応するため、公共施設（公共サービス）の在り方を検討する必要があります。

---

<sup>5</sup> 「東松島市第 2 次総合計画」(の「分野 8 信 市民と行政が信頼で結ばれているまち」「(3) 効率的で効果的な行財政運営が行われるまち」)においても、「持続的な行財政運営を可能とするためにも、行政の効率化や生産性の向上により、最小の経費で最大の効果を生み出す『経営』の観点を持つことが必要」「既に整備された公共施設が経年劣化や耐用年数が迫るなど、大規模改修や建て替えが必要な時期を迎えており、計画的な対応が必要」とされています。

## ② インフラ資産

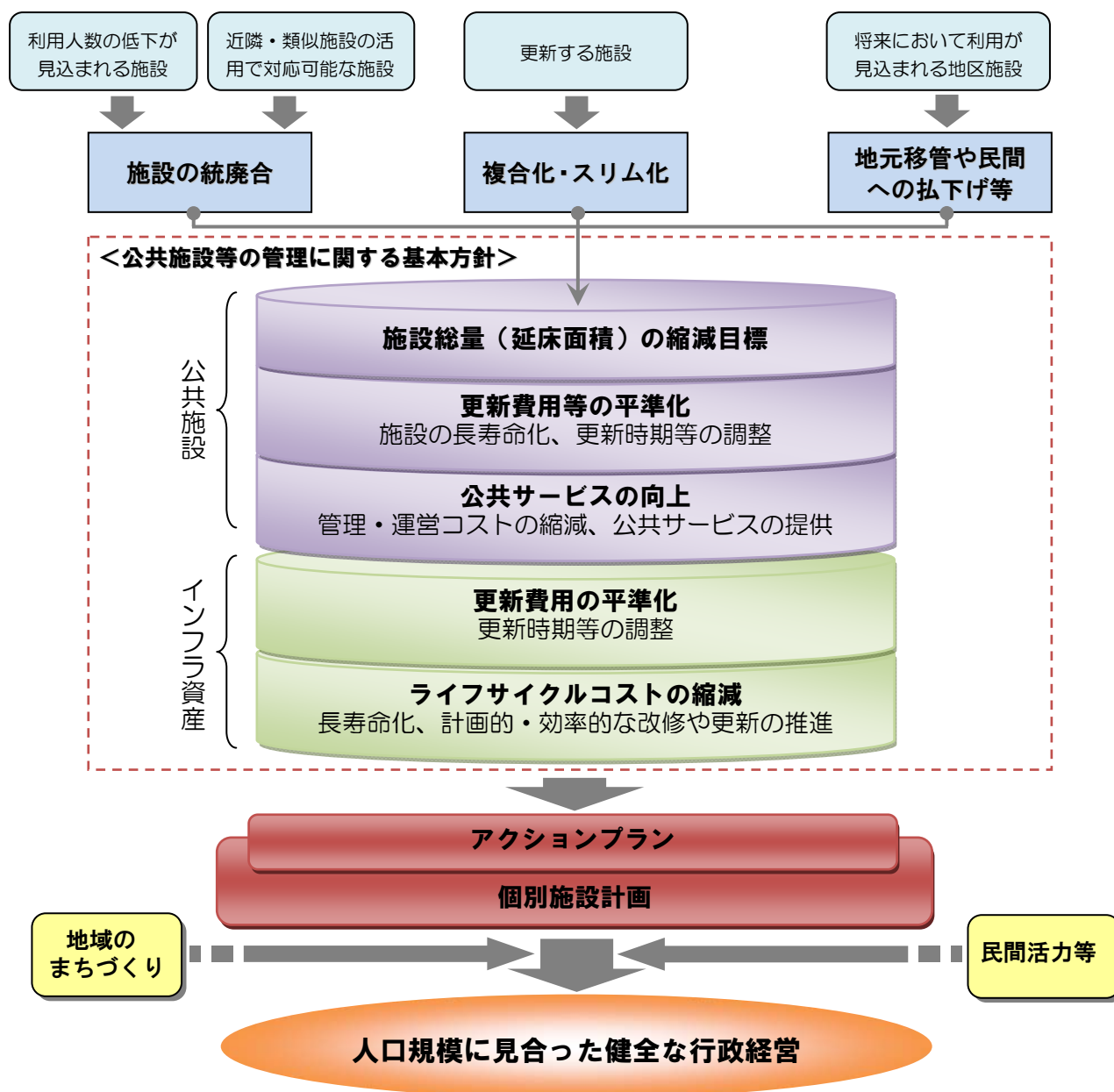
### ○ インフラ資産の更新費用増大

全てのインフラ資産の更新に要する費用は年間約 15.8 億円を要する一方、当該費用への充当可能財源は約 17.2 億円（震災前の投資的経費の水準：平成 17（2005）年度～平成 21（2009）年度平均）となり、平均額ベースでは年間整備額が確保できる結果となりました。

しかし、1990 年代以降に整備が本格化した下水道については、2040 年代に更新のピークを迎えるため、工事实施時期を計画的に分散し、財政負担の平準化を図る必要があります。また、集団移転地においては、道路・下水道をはじめとするインフラ資産が新たに整備されているため、これらの更新時期や更新に要する費用にも留意する必要があります。

### （2）公共施設等の管理に関する基本方針

公共施設等の管理に関する基本方針の考え方を踏まえて、「アクションプラン」及び「個別施設計画」の中に具体的なプロジェクト等を位置付け、地域のまちづくりや民間活力等を活用しながら実行し、人口規模に見合った健全な行政経営を目指します。



## ① 公共施設

### ○ 施設総量（延床面積）の縮減目標

#### 公共施設の施設総量（延床面積）を平成 57（2045）年までに 20%縮減

公共施設の更新等に必要な財源の確保に加え、本市財政の健全化を図る観点から、施設の統廃合等により「施設総量（延床面積）の縮減」を進めます。具体的には、利用人数の低下が見込まれる施設や、近隣・類似施設の活用で対応可能な施設の統廃合を進めるとともに、施設を更新する場合は、今後の利用人数の見通し等を踏まえ、複合化・スリム化（利用が見込まれないスペース（機能）は更新しない）等の実施により、施設総量の縮減を目指します。また、将来において利用が見込まれる地区施設については、地元移管や民間への払下げ等により、施設自体は維持しながら、公共施設としての施設総量を縮減することを目指します。

計画目標年次までの施設総量の縮減に当たって、現在復旧・復興事業等により整備が進められている公共施設については、将来ピークとなる平成 32（2020）年の人口に対応するものとして、そこから目標年次の平成 57（2045）年までの人口減少率と同程度である「20%」<sup>6</sup>を、施設総量（延床面積）の目標縮減率と設定します。

なお、公共施設の施設総量（延床面積）の縮減に当たっては、本計画と併せて策定する「アクションプラン」及び「個別施設計画」の中で縮減目標に向けた具体的なプロジェクト等を位置付け、実行していくことが重要です。本市は震災からの復興事業を推進している最中であるため、今後の事業の状況等を踏まえながら個別施設計画等の策定を進めて、本計画の実行性を高めていきます。

### ○ 更新費用等の平準化

計画的な維持補修により施設の長寿命化を図るとともに、「東松島市公共施設点検マニュアル」に基づく点検結果を踏まえ、緊急性の観点から更新・改修の優先順位を設定し、更新時期等を調整することにより、更新費用等の平準化を目指します。

### ○ 公共サービスの向上

既存の公共施設に加え、復旧・復興事業により整備された公共施設の管理運営業務についても、設置目的や利用者数の見通しを踏まえ、指定管理者制度等民間活力の導入について検討を進め、管理・運営コストの縮減を図るとともに、人口減少等の情勢の変化に対応した公共サービスの提供を図ります。

<sup>6</sup> 東松島市人口ビジョンに基づき、目標シナリオ・成行シナリオそれぞれについて、平成 57（2045）年の人口を予測して、平成 32（2020）年から平成 57（2045）年までの人口減少率を算出すると、人口減少率は目標シナリオ 14%・成行シナリオ 21%となります。本市の将来人口は、目標シナリオを目指していることとなっていますが、本計画ではより高い目標を設定するため、将来人口のシナリオの幅を加味して、施設総量の目標削減率を「20%」として設定します。

## ② インフラ資産

### ○ 更新費用の平準化

上記の下水道の更新時期や集団移転地の整備に伴う更新費用の増大を見据え、緊急性の観点から更新・改修の優先順位を設定し、更新時期等を調整することにより、更新費用等の平準化を目指します。

### ○ ライフサイクルコストの縮減

長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

## (3) 公共施設等の管理に関する実施方針

### ① 点検・診断等の実施方針

- 日常点検、定期点検、臨時点検の確実な実施
- 「東松島市公共施設点検マニュアル」に基づいた日常点検
- 点検・診断記録の集積・蓄積による計画的な保全への活用

公共施設等の安全確保や計画的な維持管理・修繕・更新等のため、日常点検、定期点検、臨時点検を確実に実施します。日常点検については、公共施設の利用者の安全性の確保及び適切な維持管理による公共施設の延命化に向けて、公共施設の異常箇所を早期発見するため、主に施設管理者が「東松島市公共施設点検マニュアル」に基づき行います。また、定期点検として、民間事業者等の専門技術を活用しながら、各種法令等に基づく法定点検や各種計画・設計に必要な点検を実施します。臨時点検については、自然災害や火災・事故等の発生による予期せぬ損傷や異常がないかを確認するため速やかに実施します。

なお、点検・保守・診断については、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

### ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### 1) 維持管理・修繕の実施方針

- 維持管理費等の平準化によるトータルコストの縮減
- 維持管理・修繕・更新等の履歴の集積・蓄積の活用

施設の維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。また、維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、まとめることによって総合管理計画の見直しに反映し、老朽化対策等に活かします。

なお、修繕・小規模改修については、日常管理、定期管理において発生する不具合に対する対応であるため、「東松島市公共施設点検マニュアル」に基づく日常点検等により早期に不具合箇所を確認して対処します。

## 2) 更新・改修の実施方針

- 個別施設計画における施設毎の更新時期の適切な把握
- アクションプランにおける計画的な改修の実施
- 単独更新以外の統合や複合化など施設のコンパクト化を見据えた検討

施設の改修に当たっては、不具合が発生した度に対応するのではなく、アクションプラン等に基づく計画的な対応が必要となります。具体的には、個別施設計画において、施設毎の更新時期を適切に把握するとともに、喫緊の改修が必要な施設については、アクションプランにおいて年度別計画を作成することにより、計画的な改修を実施します。また、施設の経年変化については、法規改正に伴い既存不適合となる可能性があるため、施設の改修の検討に当たっては、適法性の管理も必要となります。

施設の更新については、求められる機能・性能を明確にした上で、「東松島市第2次総合計画」等に基づき実施する政策の方向性も勘案しつつ、単独更新以外の統合や複合化など施設のコンパクト化を見据えた検討を進める必要があります。したがって、当該検討に当たっては、「⑥統合や廃止の推進方針」と整合性を図ります。

なお、施設を更新せず長期にわたって有効に活用する場合、建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、建物内部の内装・設備等を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠であり、個別施設計画において、長期修繕や中期修繕（長期修繕の間の定期的な見直し）の時期について検討を進めます。

## ③ 安全確保の実施方針

- 老朽化等により廃止した施設の解体撤去
- 危険性のある施設や設備の確実な発見
- 危険性が認められた場合の緊急措置

公共施設における安全確保については、利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした重要な要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇した時に損害を最小限にとどめ俊敏に対応する体制・手順を、平時から整えることが重要です。

そのため、老朽化等により廃止した施設で、売却や貸付等が見込めない場合は、利用者の安全性や周辺環境・治安の観点から、原則として解体撤去します。

また、施設管理者の日常点検や施設利用者からの情報提供等により、危険性のある施設や設備を確実に発見します。

なお、人的被害の発生等の危険性が認められた場合、使用制限や通行制限、解体撤去、代替施設の確保、緊急修繕・更新等適切な措置を検討し、速やかに実施します。

## ④ 耐震化等の実施方針

### 1) 耐震化の実施方針

#### ■国の定める耐震基準を遵守した適切な耐震化

#### ■インフラ施設における個別施設計画に基づく耐震化

本市では、1981年以前の建物（旧耐震基準）について順次計画的に耐震診断を実施し、必要な場合は、耐震補強工事等を実施しています。今後とも、各公共施設の重要性や劣化状況等の個別事情を踏まえつつ、国の定める耐震基準を遵守して適切な耐震化を実施します。

また、道路や橋りょう等は、地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、優先的な耐震化その他必要な対策を推進します。なお、インフラは施設類型ごとに形状や構造が異なるため、具体的な方針は個別施設計画に定めるものとします。

### 2) 大規模災害対策の実施方針

#### ■大規模災害による施設機能への影響等に対応した機能強化

#### ■施設間における情報ネットワークの強化

#### ■災害発生時の被害の軽減と地域の自立性の確保に資する施設機能の充実

土砂・洪水・内水・津波等の大規模災害に対しては、災害による施設機能への影響等を的確に把握して、電気設備室等の高置、屋外階段や屋上避難スペースの整備等の機能強化を図るとともに、施設間における情報ネットワークの強化等の対策を図ります。また、重要交通網や生活インフラ、地域の防災拠点や避難場所等の保全等、大規模災害による被害の軽減と災害発生時の地域の自立性の確保に資する施設機能の充実を推進します。

## ⑤ 長寿命化の実施方針

#### ■点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理の計画的な実施

#### ■診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全

#### ■個別の長寿命化計画によるライフサイクルコストの低減

### 1) 総合的かつ計画的な管理

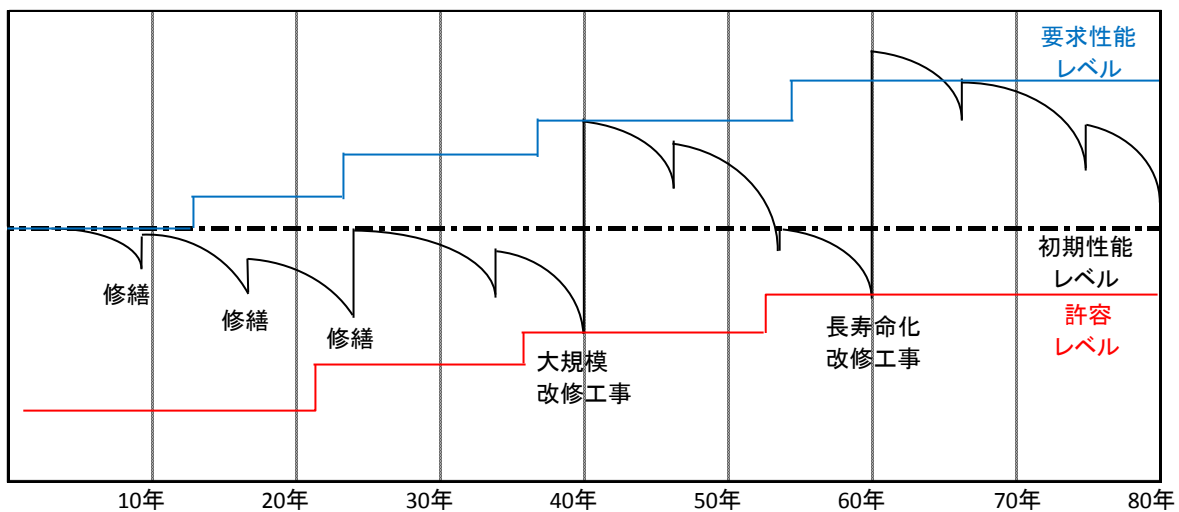
総合的かつ計画的な管理として、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ちます。そして定期的に施設診断を行うとともに、必要に応じて小規模改修工事を行うなど、診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

## 2) 長寿命化計画

次の図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から40年後までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。更に施設の寿命を例えば80年まで延ばすには長寿命改修工事が必要となります。

本市の公共施設等では、長期的な必要性等を踏まえて、個別の長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、それぞれの計画によりライフサイクルコストの低減を図ります。

### <長寿命化における経過年数と機能・性能の例示>



## ⑥ 統合や廃止の推進方針

- 代替施設への機能移転、機能統合、機能分離による施設再編
- 用途廃止施設における用途転用又は民間移譲、用地売却等の有効活用
- 施設の将来需要に合わせた、住民の理解と合意形成の推進

本市では、合併以前の公共施設を継承しており、震災による施設の再建に伴って統廃合を進めています。依然として市内全域に類似施設等が重複している状況にあります。したがって、地域環境の変化に対応した、施設の統廃合等による合理的かつ効率的な施設運営が求められます。

そのため統廃合等が可能な施設においては、既存用途を廃止し、新規整備を含む代替施設への機能移転、機能統合、機能分離による施設再編を図るものとします。

特に市営住宅・災害公営住宅については、施設の耐用年数・老朽化、団地別の入居状況等を踏まえ、市営住宅からの災害公営住宅への移転を含め、全市的な観点から施設の再編を進めます。

また、地区センターや集会所については、適切な維持管理の実施により当面は既存施設の継続利用を図るものとしますが、今後の人口動向や自治会設立との整合を図りながら、地元意向を踏まえた上で、地元移管や統廃合を視野に入れた再編を進めます。



なお、耐用年数の経過等により用途廃止をした施設のうち、使用可能な建物については、用途転用による活用を推進するとともに、民間での事業等が可能な施設については、民間への払下げや移譲を図ります。また、老朽化が著しく修繕工事が効果が低いと判断された施設は、解体撤去を行い、跡地については、他の公共施設用地への転用や売却などの有効活用を図ります。

こうした統合や廃止に関する各種施策の実施に当たっては、市民サービスの水準低下が伴うため、施設の将来需要を見込み、住民の理解と合意を得ながら進めます。

## ⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- 公共施設等マネジメント組織体制の構築
- 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の構築
- 財政との連携体制の構築
- 職員研修の実施

### 1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

本市では、各部課を横断して公共施設等のマネジメントを中心的に行う組織として「公共施設等プロジェクトチーム」を設置します。当該チームは公共施設等に対して一元的な管理を行い、部課全体の調整機能を発揮しつつ、総合管理計画及びアクションプランの進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直し等を行います。

### 2) 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の構築

市と民間でパートナーシップを組み、効率的で質の高い公共サービスを提供し、また民間資金やノウハウを活用してサービスの質を充実させるため、アウトソーシング体制の一環となる指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用についても検討します。

#### <行政と民間とのパートナーシップ>

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる(行政処分であり委託ではない)制度である。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

### 3) 財政との連携体制の構築

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画も、財政措置があってはじめて実行に移すことが可能となるため、効果的かつ効率的な公共施設等マネジメントの実施に向けては、予算編成担当課との連携が必要不可欠となります。そのため、公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。また、アクションプラン及び個別施設計画による事業の優先度に応じた予算配分の仕組みについて検討します。

#### 4) 職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくために、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み市民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要となります。そのため、職員等を対象とした点検・診断手法に対する研修等を実施して、公共施設等マネジメントのあり方、保全的な維持管理及びコスト感覚等に対する意識の向上に努めていきます。

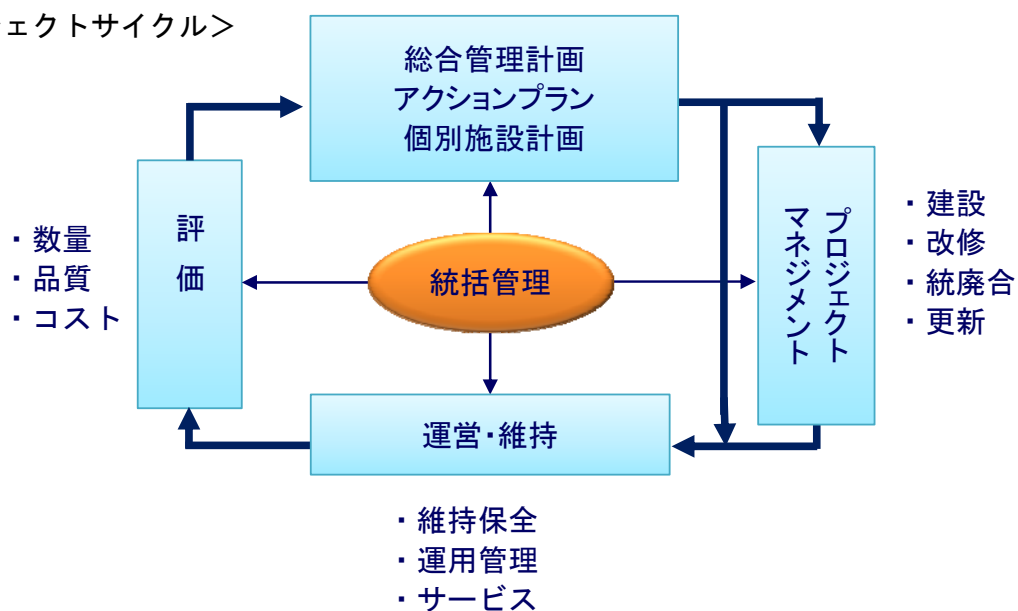
#### (4) フォローアップの実施方針

##### ① プロジェクトサイクルによるフォローアップ

下図に示すプロジェクトサイクルに基づき、フォローアップを実施します。

- 「公共施設等総合管理計画」及び「アクションプラン」、具体的な「個別施設計画」を策定します。
- 上記の計画等に基づき「プロジェクトマネジメント」を実施し、公共施設等の建設や大規模改修、長寿命化改修、統廃合、更新を実施します。
- 「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対して、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。
- 「運営・維持」を実施した公共施設等に対して、数量（供給）、品質、コスト（財務）の面から「評価」を実施します。
- 「評価」を実施して必要がある場合は見直しを行い、評価内容に従い計画等を改訂します。その上で改訂された計画等に従い、再び新たなプロジェクトマネジメントや新たな運営維持活動に取り組むこととします。
- これらのプロジェクトを遂行する核として、公共施設等プロジェクトチームによる「統括管理」を実施します。

#### <プロジェクトサイクル>



## ② 議会や住民との情報共有

将来のあるべき姿である持続可能で健全な施設の維持管理に向けて、市民と行政が公共施設等に関する情報と問題意識を共有することが重要です。そのため、総合管理計画の進捗状況等に対する評価結果ならびに評価に基づくアクションプランの変更や対策については、議会に報告し、またホームページ等で市民に報告することに努めます。

## 6. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### (1) 行政系施設

#### ①特性・課題の整理

行政系施設としては、庁舎、矢本保健相談センター等のその他行政系施設、消防施設があります。建築年度別延床面積では築30年以上の施設が約5割となっていますが、新耐震基準前の建築である市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎は耐震補強が実施されています。

なお、東日本大震災により行政系施設が被災したため、仮設プレハブ施設の建築が行われています。また、消防ポンプ積載車庫や鳴瀬出張所が今後建築予定となっています。

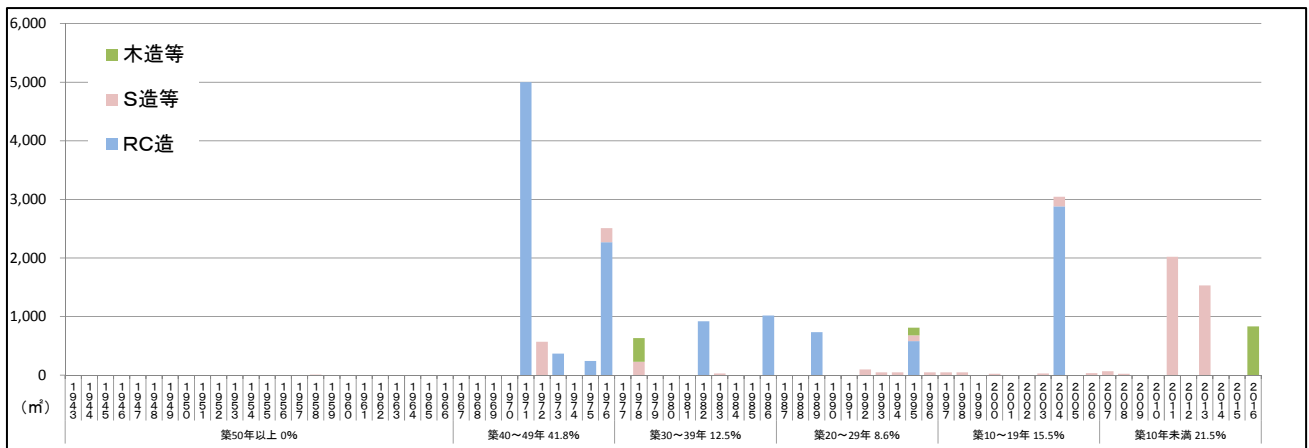
行政系施設については、今後も施設を継続して利用するための維持更新が必要となります。

#### <施設一覧>

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考
庁舎	市役所本庁舎	5,898	1971	S46	総務部行政経営課	H16大規模改修
	市役所南庁舎	832	2016	H28	総務部行政経営課	
	鳴瀬庁舎	3,529	1976	S51	総務部行政経営課	H3大規模改修
その他行政系施設	矢本保健相談センター	919	1982	S57	保健福祉部健康推進課	
	健康増進センター	2,880	2004	H16	保健福祉部健康推進課	
	老人福祉センター	1,053	1989	H1	保健福祉部福祉課	
	震災復興伝承館	581	1995	H7	産業部商工観光課	
	旧野蒜市民センター仮設プレハブ施設	713	2011	H23	総務部行政経営課	
	旧宮戸市民センター仮設プレハブ施設	356	2011	H23	総務部行政経営課	
	旧大曲小学校仮設プレハブ施設	267	2011	H23	総務部行政経営課	
	旧大塩市民センター	537	1978	S53	総務部行政経営課	
	旧歯科診療所	241	1975	S50	総務部行政経営課	
	旧矢本西保育所	367	1973	S48	教育委員会生涯学習課	
	旧牛網保育所	408	1986	S61	総務部行政経営課	
	東松島市火葬場	230	1978	S53	市民生活部環境課	建替予定
	消防施設	消防団矢本部消防ポンプ積載車庫	24	1997	H9	総務部防災課
消防団立沼部消防ポンプ積載車庫		24	1993	H5	総務部防災課	
消防団鹿妻部消防ポンプ積載車庫		24	1998	H10	総務部防災課	
消防団道地部消防ポンプ積載車庫		24	1995	H7	総務部防災課	
消防団大曲部消防ポンプ積載車庫		24	1992	H4	総務部防災課	
消防団五味倉部消防ポンプ積載車庫		24	1992	H4	総務部防災課	
消防団大曲浜・浜須賀部消防ポンプ積載車庫		24	1996	H8	総務部防災課	
消防団上小松部消防ポンプ積載車庫		24	1995	H7	総務部防災課	
消防団中小松部消防ポンプ積載車庫		24	2000	H12	総務部防災課	
消防団下小松部消防ポンプ積載車庫		24	1993	H5	総務部防災課	
消防団上赤井部消防ポンプ積載車庫		24	1994	H6	総務部防災課	
消防団中赤井部消防ポンプ積載車庫		24	1992	H4	総務部防災課	
消防団下赤井部消防ポンプ積載車庫		24	2008	H20	総務部防災課	
消防団南部消防ポンプ積載車庫		24	1996	H8	総務部防災課	

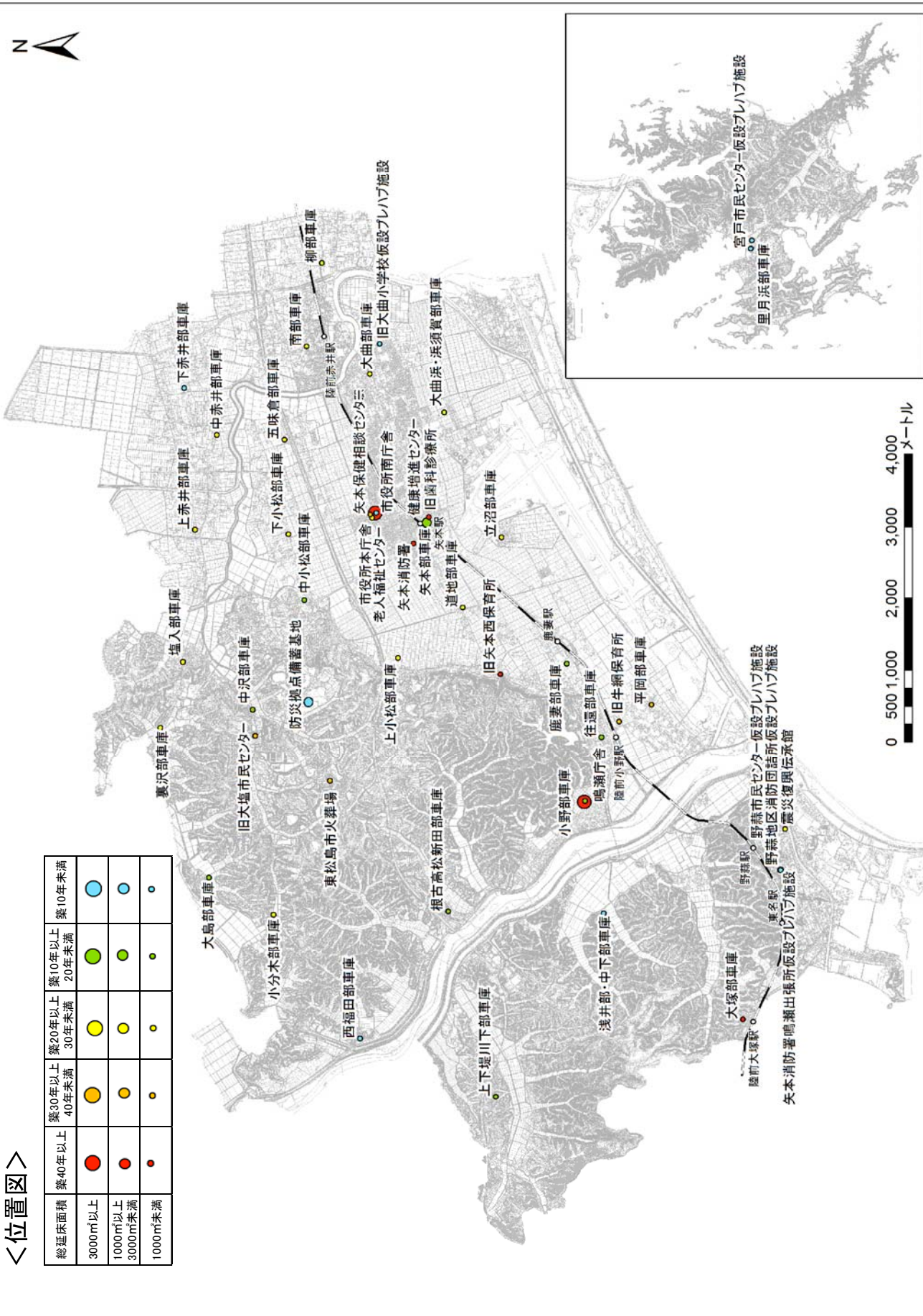
施設	名称	総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考
消防施設	消防団柳部消防ポンプ積載車車庫	24	1995	H7	総務部防災課	
	消防団中沢部消防ポンプ積載車車庫	24	1998	H10	総務部防災課	
	消防団小分木部消防ポンプ積載車車庫	24	1994	H6	総務部防災課	
	消防団大島部消防ポンプ積載車車庫	24	1997	H9	総務部防災課	
	消防団裏沢部消防ポンプ積載車車庫	24	1992	H4	総務部防災課	
	消防団塩入部消防ポンプ積載車車庫	24	1995	H7	総務部防災課	
	消防団平岡部消防ポンプ積載車車庫	29	1983	S58	総務部防災課	
	消防団往還部消防ポンプ積載車車庫	30	2003	H15	総務部防災課	
	消防団小野部消防ポンプ積載車車庫	137	2004	H16	総務部防災課	
	消防団根古高松新田部消防ポンプ積載車車庫	30	2004	H16	総務部防災課	
	消防団西福田部消防ポンプ積載車車庫	34	2013	H25	総務部防災課	
	消防団上下堤川下部消防ポンプ積載車車庫	34	2006	H18	総務部防災課	
	消防団浅井部・中下部消防ポンプ積載車車庫	34	2007	H19	総務部防災課	
	消防団大塚部消防ポンプ積載車車庫	10	1958	S33	総務部防災課	
	消防団里月浜部消防ポンプ積載車車庫	34	2007	H19	総務部防災課	
	矢本消防署	571	1972	S47	総務部防災課	
	防災拠点備蓄基地	1,498	2013	H25	総務部防災課	
	野蒜地区消防団詰所仮設プレハブ施設	209	2011	H23	総務部防災課	
	矢本消防署鳴瀬出張所仮設プレハブ施設	209	2011	H23	総務部防災課	
	消防団東名部消防ポンプ積載車車庫	34	2017	H29	総務部防災課	建築予定
消防団新町亀岡部消防ポンプ積載車車庫	34	2017	H29	総務部防災課	建築予定	
矢本消防署鳴瀬出張所	500	2017	H29	総務部防災課	建築予定	
	合計	22,721				

< 建築年度別延床面積 >



<位置図>

総延床面積	築40年以上	築30年以上 40年未満	築20年以上 30年未満	築10年以上 20年未満	築10年未満
3000㎡以上	●	●	●	●	●
1000㎡以上 3000㎡未満	●	●	●	●	●
1000㎡未満	●	●	●	●	●



## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・行政系施設は、不特定多数の利用者が多いこと等から適切な点検診断を実施します。
- ・庁舎については、行政機能や災害発生時の拠点施設として重要な機能を担っていることから、法定点検だけではなく、防災設備も含めた設備全般について、担当課により日常的な施設の状況を確認・把握します。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・庁舎については規模が大きいことから、予防保全型の計画的な修繕を推進し、適切な維持管理を行い、財政負担の軽減に努めます。
- ・健康増進センター及び老人福祉センターは指定管理者制度を導入していることから、引き続き制度を活用し、維持管理費の削減に努めます。
- ・東松島市火葬場については、老朽化及び現施設規模では高齢化社会における市民ニーズへ対応できないため、旧河南地区衛生処理組合跡地において建替えます。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・行政系施設は、不特定多数の利用者が多いこと等から、点検診断等の結果を踏まえ、安全誘導の視点から危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・庁舎については耐震補強が完了しており、その他の行政施設等については新耐震基準を満たしていますが、今後の法令改正等や老朽化による劣化にも対応し、適切な耐震化を実施していきます。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・行政系施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・その他行政系施設及び消防施設の仮設プレハブ施設については、平成 30 年度頃までの供用期間となっていますが、代替施設としての役割の完了に合わせて当該仮設プレハブ施設を廃止します。
- ・旧歯科診療所等は、解体・売却も含めて今後利活用する方向で進めます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・健康増進センター及び老人福祉センターは現在の指定管理者制度を当面継続します。
- ・震災復興伝承館は、背後地に整備中の(仮称)震災祈念広場、野蒜駅プラットホームとの一体的な管理について、指定管理者制度等の民間活力の導入を進めます。

## (2) 学校教育施設

### ①特性・課題の整理

学校教育施設には、小学校9施設、中学校3施設、その他教育施設1施設があります。建築年度別延床面積では築30年以上の施設が約6割となっていますが、全ての施設が耐震化済となっています。

また、東日本大震災により学校教育施設が被災したため、復興まちづくりに合わせて学区再編が行われ、鳴瀬桜華小学校、宮野森小学校、鳴瀬未来中学校として統廃合されています。

学校教育施設については施設の統廃合が進行していることから、今後は施設を継続して利用するための維持更新が必要となります。

### <施設一覧>

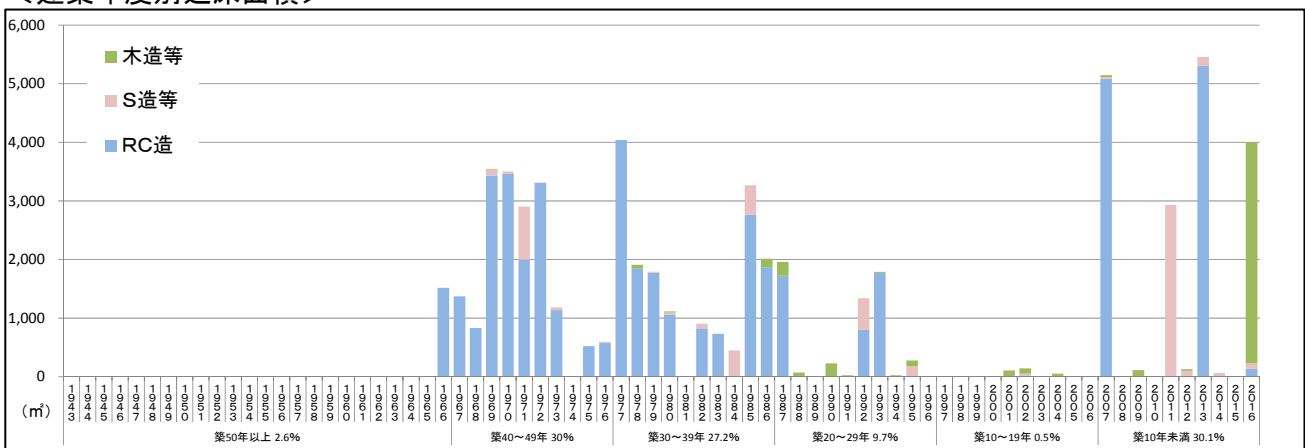
施設	名称		総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考
小学校	矢本東小学校	校舎	4,921	1977	S52	教育委員会教育総務課	H14-16大規模改造
		体育館	883	1978	S53	教育委員会教育総務課	
		プール	—	1968	S43	教育委員会生涯学習課	市民プール
	矢本西小学校	校舎	4,025	2013	H25	教育委員会教育総務課	
		体育館	883	1978	S53	教育委員会教育総務課	
		プール	—	1978	S53	教育委員会教育総務課	
	大曲小学校	校舎	4,398	1966	S41	教育委員会教育総務課	S63大規模改造
		体育館	826	1982	S57	教育委員会教育総務課	
		プール	—	1981	S56	教育委員会教育総務課	
	赤井小学校	校舎	2,787	1973	S48	教育委員会教育総務課	H3大規模改造
		体育館	572	1976	S51	教育委員会教育総務課	
		プール	—	1969	S44	教育委員会教育総務課	
	赤井南小学校	校舎	2,712	1986	S61	教育委員会教育総務課	H8大規模改造
		体育館	1,162	1987	S62	教育委員会教育総務課	
		プール	—	1987	S62	教育委員会教育総務課	
	大塩小学校	校舎	2,277	1970	S45	教育委員会教育総務課	H1大規模改造
		体育館	520	1975	S50	教育委員会教育総務課	
		プール	—	1969	S44	教育委員会教育総務課	
	鳴瀬桜華小学校	校舎	2,991	1969	S44	教育委員会教育総務課	H20-21大規模改造、 移転新築予定
		体育館	834	1971	S46	教育委員会教育総務課	〃
		プール	—	2012	H24	教育委員会教育総務課	
	宮戸小学校	校舎	1,665	1972	S47	教育委員会教育総務課	解体予定
		体育館	654	1979	S54	教育委員会教育総務課	〃
		プール	—	1972	S47	教育委員会教育総務課	〃
宮野森小学校	校舎	3,102	2016	H28	教育委員会教育総務課		
	体育館	898	2016	H28	教育委員会教育総務課		
	プール	—	2016	H28	教育委員会教育総務課		



施設	名称		総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考
中学校	矢本第一中学校	校舎	7,058	2007	H19	教育委員会教育総務課	
		体育館	1,054	1980	S55	教育委員会教育総務課	
		柔剣道場	447	1985	S60	教育委員会教育総務課	
		プール	—	1972	S47	教育委員会教育総務課	
	矢本第二中学校	校舎	5,338	1971	S46	教育委員会教育総務課	H10-11大規模改造
		体育館	1,511	2013	H25	教育委員会教育総務課	
		柔剣道場	447	1984	S59	教育委員会教育総務課	
		プール	—	1986	S61	教育委員会教育総務課	
	鳴瀬未来中学校	校舎	3,011	1970	S45	教育委員会教育総務課	移転新築工事中
		体育館	1,005	1985	S60	教育委員会教育総務課	〃
		柔剣道場	469	1992	H4	教育委員会教育総務課	〃
		プール	—	1971	S46	教育委員会生涯学習課	市民プール
その他教育施設	学校給食センター		2,930	2011	H23	教育委員会学校教育課	PFI事業
合計			59,380				

※学校教育施設は1施設が複数棟により構成されているため、当該施設の建築年度は最も延床面積の大きい棟の建築年度を表示

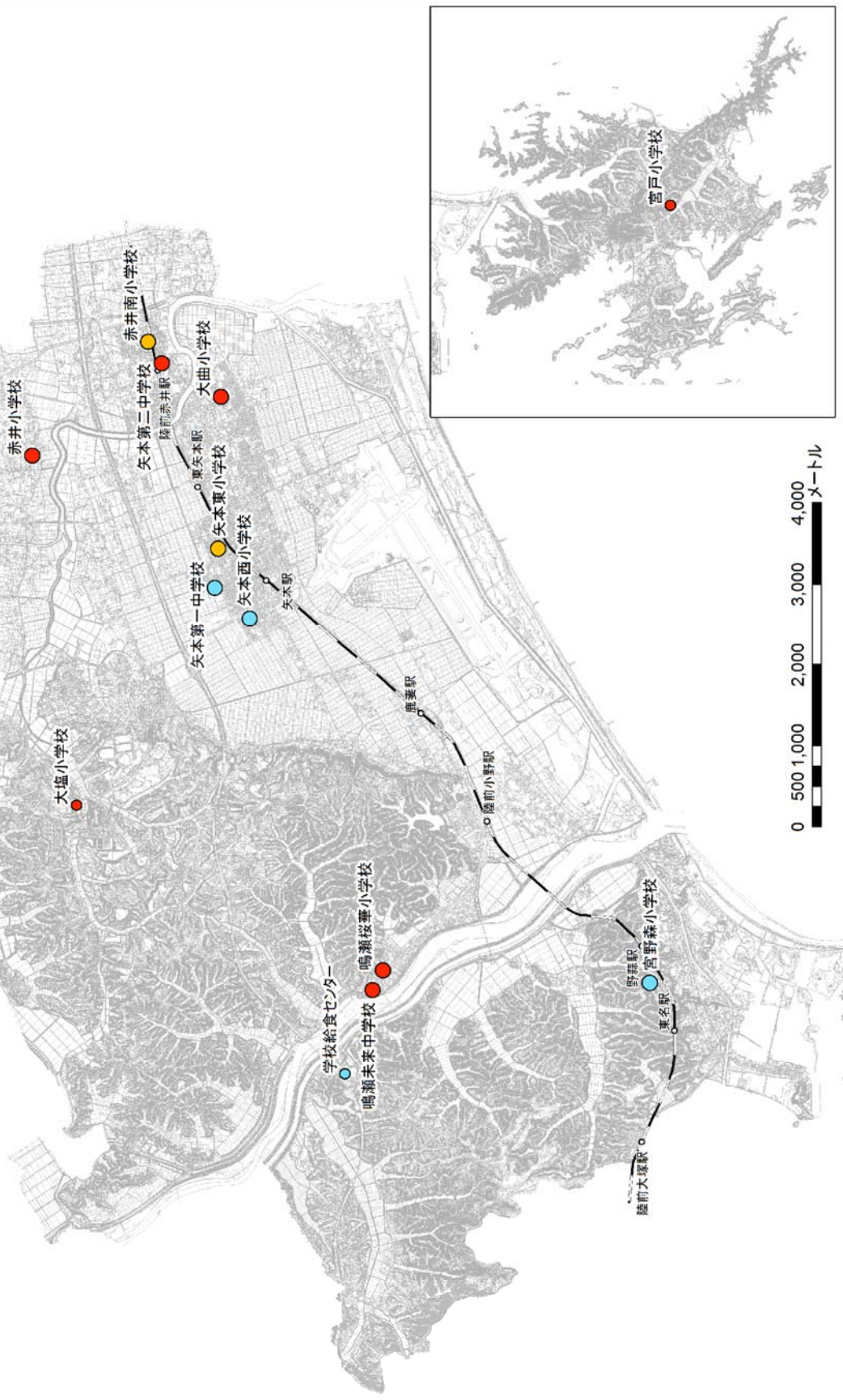
### <建築年度別延床面積>





<位置図>

総延床面積	築40年以上	築30年以上 40年未満	築20年以上 30年未満	築10年以上 20年未満	築10年未満
3000㎡以上	●	●	●	●	●
1000㎡以上 3000㎡未満	●	●	●	●	●
1000㎡未満	●	●	●	●	●



## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・学校教育施設は、児童・生徒の安全確保を図るため、また施設は災害時に避難所として機能することから、建物本体及び防災設備等の適切な点検診断を実施します。
- ・日常点検については、教職員による実施に努めます。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・学校教育施設には老朽化した施設が多いことから、関係省庁等が策定した方針に基づき、適切な維持管理及び計画的な修繕・改造を実施します。
- ・更新・改修工事については、計画的に実施することにより削減効果を生み出します。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・児童や生徒等が利用していることから、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高いと認められた箇所については、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・小中学校の校舎は全て耐震補強工事が完了していますが、今後の法令改正等や老朽化による劣化にも対応し、適切な工事等を実施します。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針に基づき、計画的な修繕・改造による長寿命化を図ります。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・学区再編計画等に基づき施設の統廃合を推進し、不要になった施設については有効活用を図ります。
- ・児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、学校用途に限定しない広い視点での有効活用を図ります。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・学校教育施設の適切な管理・運営を図るため、教育委員会だけでなく、他の部局と連携して取り組みます。

### (3) 集会施設

#### ①特性・課題の整理

市民協働課所管施設としては、東松島市まちづくり基本条例に基づき設置された8組織の地域自治組織が指定管理者として運営する「市民センター」が8施設、また、東松島市市民センター条例に基づいて各市民センター区域内に設置を定め、各地区自治会等が主体となって管理を行っている「地区センター」が61施設となっています。その他、地域の小規模な施設として「集会所」が7施設、全学的な交流の場としての「蔵しっくパーク」が1施設となっています。建設課所管施設としては、市営住宅の共同施設として4施設を整備しています。また、(仮称)市営野蒜北部丘陵住宅集会所や(仮称)市営柳の目西住宅集会所が今後建築予定となっています。農林水産課所管施設としては、農業経営及び農家生活の改善、合理化、農業者等農村在住者の健康増進、地域連帯感の醸成等を図り、農村の環境整備を組織的に推進するための施設として4施設を整備しています。

建築年度別延床面積では築30年以上の施設が約4割となっていますが、震災復興により新規に建築された施設も多く、築10年未満の施設も約3割となっています。

集会施設について、市民センターは地域自治組織単位での維持更新が必要となりますが、地区センターはほぼ1地区自治会に1施設という設置状況であるため、今後は人口・世帯数の増減推移との整合を図りながら、施設の長寿命化対策と併せた再編が必要となります。

#### <施設一覧>

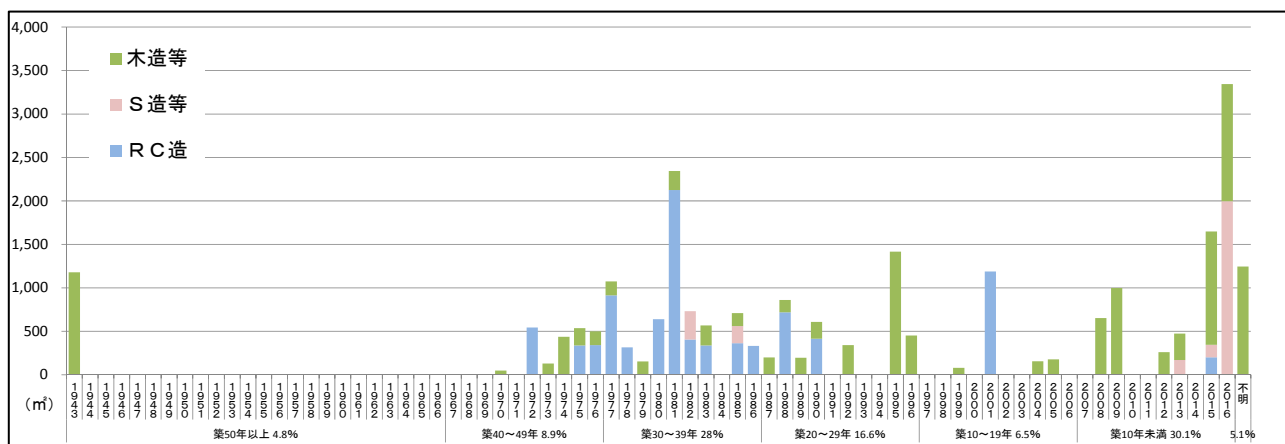
施設	名称	総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考		
市民センター	東松島市矢本東市民センター	1,206	2016	H28	総務部市民協働課			
	東松島市矢本西市民センター	1,200	2018	H30	総務部市民協働課	移転新築予定		
	東松島市大曲市民センター	1,189	2001	H13	総務部市民協働課			
	東松島市赤井市民センター	1,198	1995	H7	総務部市民協働課			
	東松島市大塩市民センター	998	2009	H21	総務部市民協働課			
	東松島市小野市民センター	1,779	1981	S56	総務部市民協働課			
	東松島市野蒜市民センター	1,094	2016	H28	総務部市民協働課			
	宮戸地区復興再生多目的施設 (東松島市宮戸市民センター)	792	2016	H28	総務部市民協働課	移転新築		
地区センター	矢本東	1	上町東地区センター	157	2004	H16	総務部市民協働課	
		2	上河戸地区センター	179	2008	H20	総務部市民協働課	
		3	南浦地区センター	200	1987	S62	総務部市民協働課	学供
		4	下町地区センター	543	1972	S47	総務部市民協働課	学供
		5	大溜地区センター	179	2005	H17	総務部市民協働課	
		6	関の内地区センター	346	1981	S56	総務部市民協働課	学供
		7	下小松地区センター	130	1973	S48	総務部市民協働課	
		8	谷地地区センター	231	1984	S59	総務部市民協働課及び 産業部農林水産課	
		9	あおい一丁目地区センター	298	2015	H27	総務部市民協働課	
		10	あおい二丁目地区センター	202	2015	H27	総務部市民協働課及び 建設部建設課	
		11	あおい三丁目地区センター	234	2015	H27	総務部市民協働課	

施設		名称		総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考
地区センター	矢本西	12	上町西地区センター	639	1980	S55	総務部市民協働課	学供
		13	河戸地区センター (東松島市矢本西市民センター)	406	1982	S57	総務部市民協働課	市民センターは移転新築予定
		14	四反走地区センター	260	1996	H8	総務部市民協働課	
		15	立沼地区センター	155	1979	S54	総務部市民協働課	
		16	鹿妻地区センター	337	1975	S50	総務部市民協働課	学供、H28大規模改修
		17	道地地区センター	210	1985	S60	総務部市民協働課	学供
		18	上小松地区センター	141	1981	S56	総務部市民協働課	
		19	沢田地区センター	336	1977	S52	総務部市民協働課	学供
			前里地区センター				総務部市民協働課	
		20	手招地区センター	142	1988	S63	総務部市民協働課	
		21	前柳地区センター	50	1970	S45	総務部市民協働課	
		22	小松南地区センター	170	2013	H25	総務部市民協働課及び建設部建設課	
	大曲	23	五味倉地区センター	159	1977	S52	総務部市民協働課	
		24	大曲地区センター	341	1976	S51	総務部市民協働課	学供
		25	横沼地区センター	333	1986	S61	総務部市民協働課	学供
		26	上納地区センター	191	1996	H8	総務部市民協働課	
	赤井	27	上区地区センター	135	1974	S49	総務部市民協働課	
		28	中区地区センター	337	1983	S58	総務部市民協働課	学供
		29	下区地区センター	159	1975	S50	総務部市民協働課	
		30	南区東地区センター	341	1992	H4	総務部市民協働課	
		31	南区西地区センター	367	1977	S52	総務部市民協働課	学供
		32	南区新町地区センター	130	2012	H24	総務部市民協働課	
		33	柳区地区センター	211	1977	S52	総務部市民協働課	学供
		34	柳北区地区センター	199	2008	H20	総務部市民協働課	
	大塩	35	塩入地区センター	219	1995	H7	総務部市民協働課及び産業部農林水産課	
		36	表地区センター	394	1978	S53	総務部市民協働課	学供
		37	小分木地区センター	149	1974	S49	総務部市民協働課	
		38	大島地区センター	204	1976	S51	総務部市民協働課	
		39	大塩中区地区センター	150	1985	S60	総務部市民協働課	
		40	裏沢地区センター	234	1974	S49	総務部市民協働課	
		41	小松台地区センター	193	1990	H2	総務部市民協働課	
	小野	42	小野上地区センター	461	1988	S63	総務部市民協働課	学供
			小野下地区センター				総務部市民協働課	
		43	根古地区センター	130	—	—	総務部市民協働課	
		44	高松地区センター	197	1989	H1	総務部市民協働課及び産業部農林水産課	
		45	新田地区センター	108	—	—	総務部市民協働課	
		46	西福田上地区センター	160	—	—	総務部市民協働課	
		47	西福田下地区センター	173	2013	H25	総務部市民協働課	
		48	肘曲地区センター	116	—	—	総務部市民協働課	
		49	川下地区センター	149	—	—	総務部市民協働課	
		50	往還地区センター	275	2008	H20	総務部市民協働課	
		51	平岡地区センター	415	1990	H2	総務部市民協働課	学供
	52	上下堤地区センター	131	2013	H25	総務部市民協働課		

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考		
地区センター	野蒜	53	浅井地区センター	144	—	—	総務部市民協働課	
		54	中下地区センター	116	—	—	総務部市民協働課	学児
		55	新町地区センター	350	1985	S60	総務部市民協働課	学児
			亀岡地区センター				総務部市民協働課	
		56	東名地区センター	253	2016	H28	総務部市民協働課	
	57	大塚地区センター	133	—	—	総務部市民協働課		
	宮戸	58	里浜地区センター	142	—	—	総務部市民協働課	
		59	月浜地区センター	128	2015	H27	総務部市民協働課	
		60	大浜地区センター	128	2015	H27	総務部市民協働課	
		61	室浜地区センター	128	2015	H27	総務部市民協働課	
集会所	矢本西	62	二反走集会所	194	2015	H27	総務部市民協働課	
		大塩	63	表地区集会所	79	1981	S56	総務部市民協働課
	64		松木沢集会所	46	—	—	総務部市民協働課	
	65		袖沢集会所	80	1999	H11	総務部市民協働課	
	小野	66	小野駅前東集会所	194	2015	H27	総務部市民協働課	
	野蒜	67	東名地区ふれあいセンター	130	2012	H24	総務部市民協働課	
		68	大塚地区コミュニティセンター	259	1988	S63	総務部市民協働課	
その他	69	蔵しっくパーク	1,179	1943	S18	総務部市民協働課	H15大規模改修	
	70	市営柳の目東住宅集会所	143	2015	H27	建設部建設課		
	71	市営別当住宅集会所	41	1975	S50	建設部建設課		
	72	(仮称)市営野蒜北部丘陵住宅集会所	223	2017	H29	建設部建設課	建築予定	
	73	(仮称)市営柳の目西住宅集会所	197	2019	H31	建設部建設課	建築予定	
	74	農村創作活動センター	326	1982	S57	産業部農林水産課		
合計			26,021					

※平成 29 年 3 月 31 日現在、東松島まちづくり基本条例、東松島市市民センター条例、同施行規則、東松島市生活共同利用施設・集会施設及びコミュニティセンター条例、東松島市市営住宅条例、東松島市宮戸地区復興再生多目的施設条例、東松島市塩入担い手センター条例、東松島市農村婦人の家条例、東松島市農業構造改善センター条例による

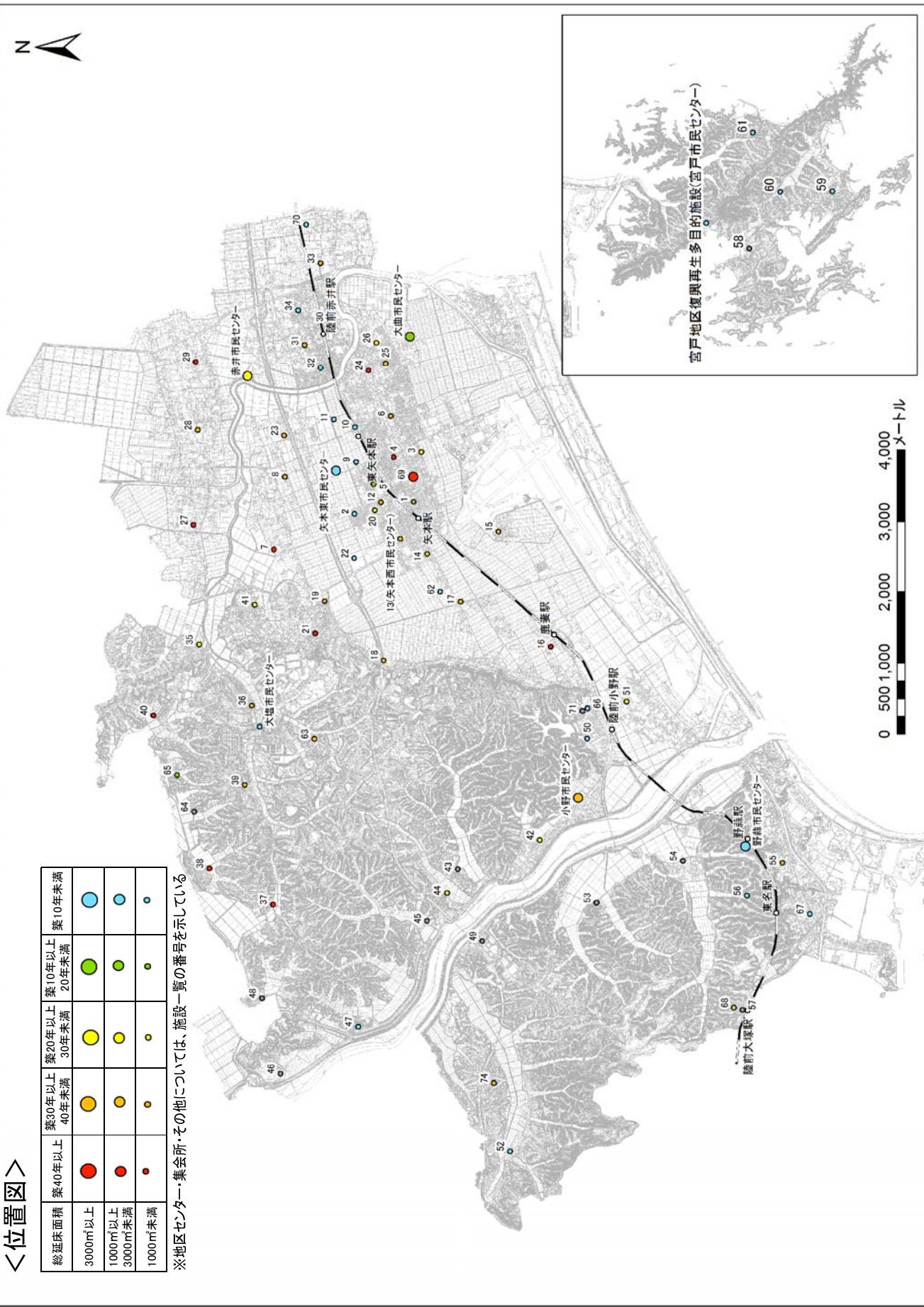
### <建築年度別延床面積>



<位置図>

総延床面積	築40年以上	築30年以上 40年未満	築20年以上 30年未満	築10年以上 20年未満	築10年未満
3000㎡以上	●	●	●	●	●
1000㎡以上 3000㎡未満	●	●	●	●	●
1000㎡未満	●	●	●	●	●

※地区センター・集会所・その他については、施設一覧の番号を示している



## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・集会施設は市民協働を進める中で、重要な市民活動の拠点となることから、今後も継続して利用するため、適切な点検診断を実施します。
- ・日常点検については、各施設管理者による実施に努めます。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・市民センターは地域自治組織に限定して指定管理者制度を導入していることから、引き続き制度を活用し、維持管理費の削減に努めます。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・集会施設は多様な年齢層の利用者に必要な施設であることから、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・耐震化については、老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・集会施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・地区センターや集会所は、適切な維持管理の実施により当面は既存施設の継続利用を図るものとなりますが、今後の人口動向や自治会設立との整合を図りながら、地元意向を踏まえた上で、地元移管や統廃合を視野に入れた再編について検討を進め、施設の長寿命化対策と併せた再編計画を策定します。
- ・施設の統廃合にあたっては、市民サービス水準の低下を招かない取組を最優先とし、段階的に状況を説明しながら合意形成を図っていきます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・市民センターは現在の指定管理者制度を当面継続しますが、地区センターや集会所は地元意向等を踏まえた上で、可能なものについては地元移管を進めていきます。



#### (4) 社会教育、スポーツ・レクリエーション施設

##### ①特性・課題の整理

社会教育施設としては、図書館、奥松島縄文村（歴史資料館・交流館）、コミュニティセンターがあります。スポーツ・レクリエーション施設としては、市民体育館や地区体育館、矢本運動公園、鷹来の森運動公園があります。建築年度別延床面積では築30年以上の施設が約5割となっています。

また、東日本大震災により大曲地区や野蒜地区の地区体育館が被災したため、復興まちづくりに合わせて施設の再建が行われています。

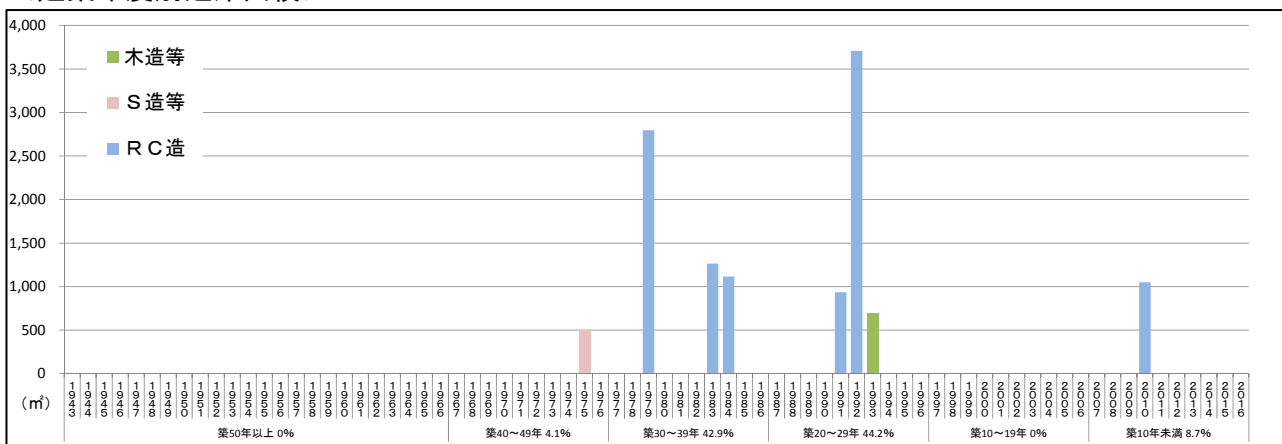
社会教育、スポーツ・レクリエーション施設については、今後も施設を継続して利用するための維持更新が必要となります。

##### <施設一覧>

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考	
図書館	図書館	1,053	1992	H4	教育委員会生涯学習課		
博物館等	奥松島縄文村	1,626	1991	H3	教育委員会生涯学習課		
	東松島市コミュニティセンター	2,655	1992	H4	教育委員会生涯学習課		
スポーツ施設	東松島市民体育館	2,797	1979	S54	教育委員会生涯学習課		
	赤井地区体育館	1,116	1984	S59	教育委員会生涯学習課		
	大塩地区体育館	1,050	2010	H22	教育委員会生涯学習課		
	小野地区体育館	1,266	1983	S58	教育委員会生涯学習課		
	矢本運動公園	野球場※	18,092	1989	H1	教育委員会生涯学習課	H1大規模改修
		多目的グラウンド※	12,543	1987	S62	教育委員会生涯学習課	S62大規模改修
		武道館	498	1975	S50	教育委員会生涯学習課	
		テニスコート※	3,422	1984	S59	教育委員会生涯学習課	
	鷹来の森運動公園	野球場※	17,787	1994	H6	教育委員会生涯学習課	
		多目的グラウンド※	26,853	2014	H26	教育委員会生涯学習課	
		屋外運動場※	47,943	1999	H11	教育委員会生涯学習課	
		屋内運動場※	4,165	2015	H27	教育委員会生涯学習課	
		管理棟	493	1999	H11	教育委員会生涯学習課	
旧管理棟		96	1994	H6	教育委員会生涯学習課		
	合計	143,455					

※矢本運動公園及び鷹来の森運動公園のうち、※が付してある施設については総延床面積欄に敷地面積等を表示

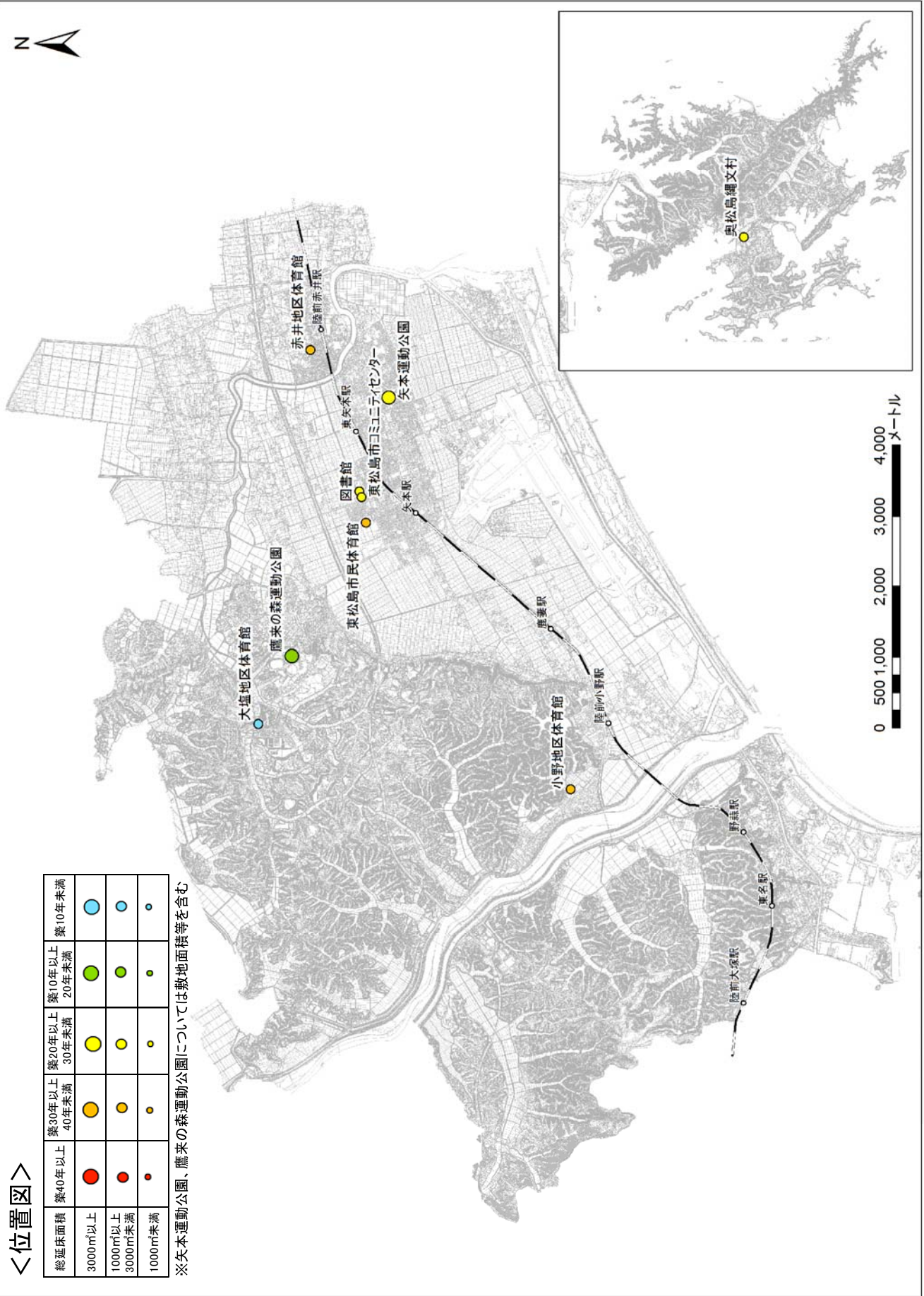
##### <建築年度別延床面積>



<位置図>

総延床面積	築40年以上	築30年以上 40年未満	築20年以上 30年未満	築10年以上 20年未満	築10年未満
3000㎡以上	●	●	●	●	●
1000㎡以上 3000㎡未満	●	●	●	●	●
1000㎡未満	●	●	●	●	●

※矢本運動公園、鷹来の森運動公園については敷地面積等を含む



## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・社会教育系、スポーツ・レクリエーション系施設は、不特定多数の利用者が多いことから、防災設備を中心に適切な点検診断を実施します。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・コミュニティセンターやスポーツ・レクリエーション系施設は指定管理者制度を導入していることから、引き続き制度を活用し、維持管理費の削減に努めます。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・社会教育系、スポーツ・レクリエーション系施設は、不特定多数の利用者が多いことから、点検診断等の結果を踏まえ、安全誘導の視点から危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・耐震化については、老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・社会教育系、スポーツ・レクリエーション系施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・地区体育館については、今後施設の利用状況や利用形態を踏まえながら、地区体育館の統廃合を含めた適正配置を進めていきます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・コミュニティセンターやスポーツ・レクリエーション系施設は現在の指定管理者制度を当面継続しますが、その他の社会教育系施設についても、民間活力の活用等による管理運営の効率化を進めていきます。

## (5) 産業系施設

### ①特性・課題の整理

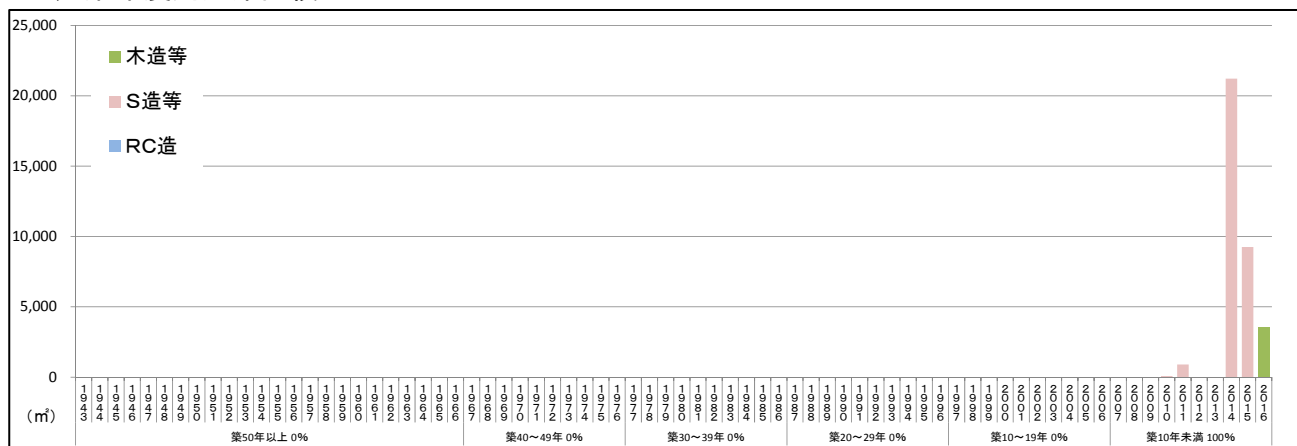
産業系施設としては、農業関連施設や漁業関連施設、観光・商業関連施設があります。これらの施設は震災復興として復興交付金等により建築された施設であり、全ての施設で築年数 10 年未満となっています。

観光・商業関連施設については今後も施設を継続して利用するための維持更新、農業関連施設や漁業関連施設については将来的な譲渡等を見据えた施設の維持更新が必要となります。

### <施設一覧>

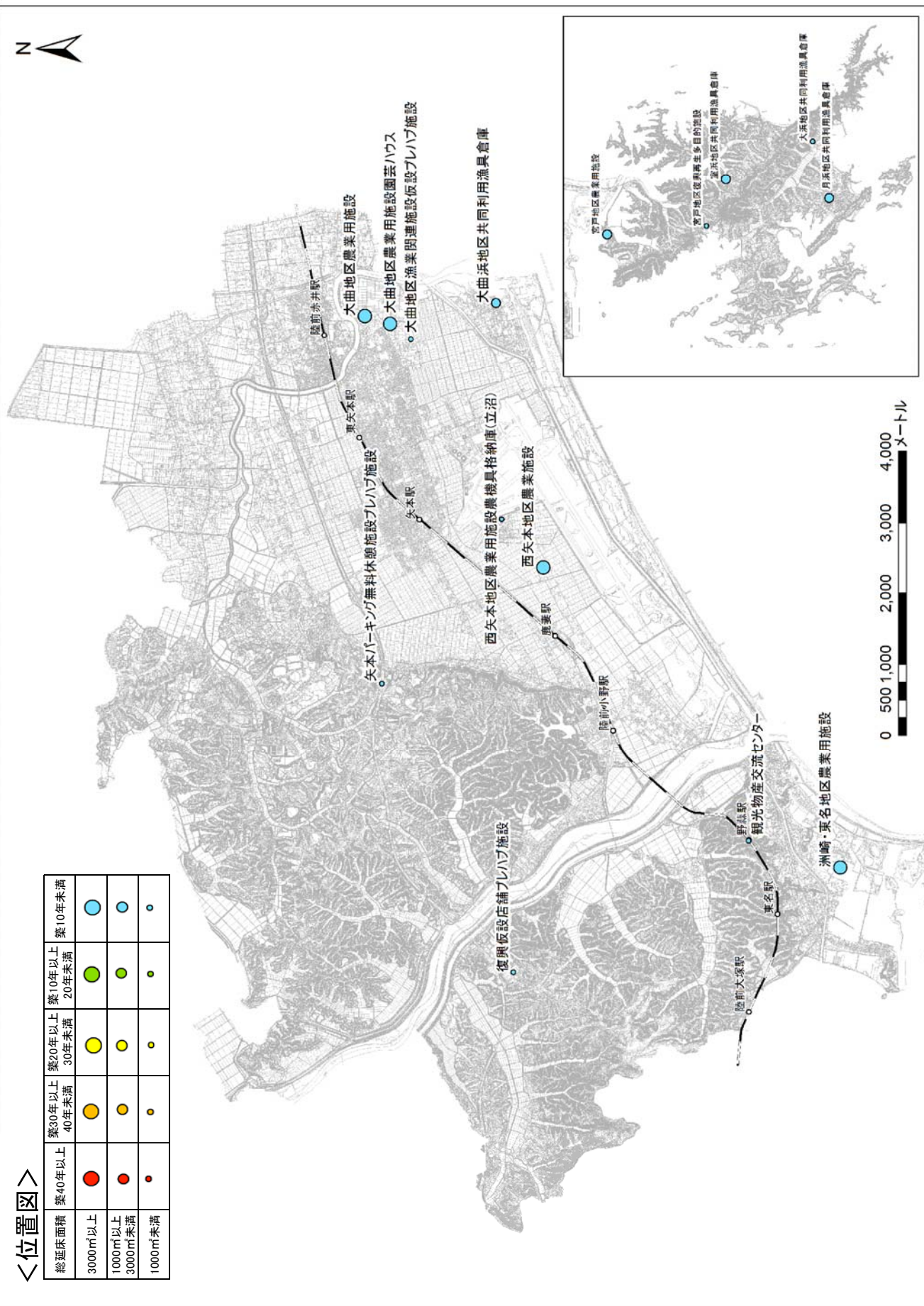
施設	名称	総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考
農業関連施設	大曲地区農業用施設	5,907	2014	H26	産業部農林水産課	
	大曲地区農業用施設園芸ハウス	6,432	2015	H27	産業部農林水産課	
	西矢本地区農業用施設	10,969	2015	H27	産業部農林水産課	
	西矢本地区農業用施設農機具格納庫(立沼)	279	2015	H27	産業部農林水産課	
	宮戸地区農業用施設	1,369	2016	H28	産業部農林水産課	
	洲崎・東名地区農業用施設	5,517	2016	H28	産業部農林水産課	
漁業関連施設	大曲地区漁業関連施設仮設プレハブ施設	267	2011	H23	総務部市民協働課	
	室浜地区共同利用漁具倉庫	1,439	2016	H28	産業部農林水産課	
	大浜地区共同利用漁具倉庫	385	2016	H28	産業部農林水産課	
	月浜地区共同利用漁具倉庫	1,225	2016	H28	産業部農林水産課	
	大曲浜地区共同利用漁具倉庫	1,113	2017	H29	産業部農林水産課	建築予定
観光・商業関連施設	奥松島観光物産交流センター	298	2016	H28	産業部商工観光課	
	矢本パーキング無料休憩施設(プレハブ施設)	78	2010	H22	産業部商工観光課	
	宮戸地区復興再生多目的施設(地域連携販売力強化施設)	160	2016	H28	産業部商工観光課	観光客向け利便施設機能分
	復興仮設店舗プレハブ施設	632	2011	H23	産業部商工観光課	
	合計	36,069				

### <建築年度別延床面積>



<位置図>

総延床面積	築40年以上	築30年以上 40年未満	築20年以上 30年未満	築10年以上 20年未満	築10年未満
3000㎡以上	●	●	●	●	●
1000㎡以上 3000㎡未満	●	●	●	●	●
1000㎡未満	●	●	●	●	●



## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・産業系施設は、特殊設備等について法令で定められた定期点検と併せ、機能低下を招かないように日常的な点検診断を実施します。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・特殊設備が多いことから、適切な維持管理及び設備の計画的な更新を実施します。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・特殊設備や衛生管理面等を考慮しながら、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・産業系施設は全ての施設で築年数10年未満となっており、新耐震基準を満たしています。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・産業系施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・農業関連施設は、施設の耐用年数経過後、農事組合法人へ無償譲渡します。
- ・漁業関連施設仮設プレハブ施設については、代替施設としての役割の完了に合わせて当該仮設プレハブ施設を廃止します。
- ・観光・商業関連施設のうち、復興仮設店舗については商業者の再建及び仮設住宅の撤去に合わせて廃止します。
- ・矢本パーキング無料休憩施設(プレハブ施設)については、矢本パーキングの拡張計画に合わせて施設整備を検討します。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・産業系施設について、民間活力の活用等による管理運営の効率化を進めていきます。

## (6) 子育て支援施設

### ①特性・課題の整理

子育て支援施設としては、幼児・児童施設、放課後児童クラブ、保育所、幼稚園があります。建築年度別延床面積では築30年以上の施設が約3割となっています。

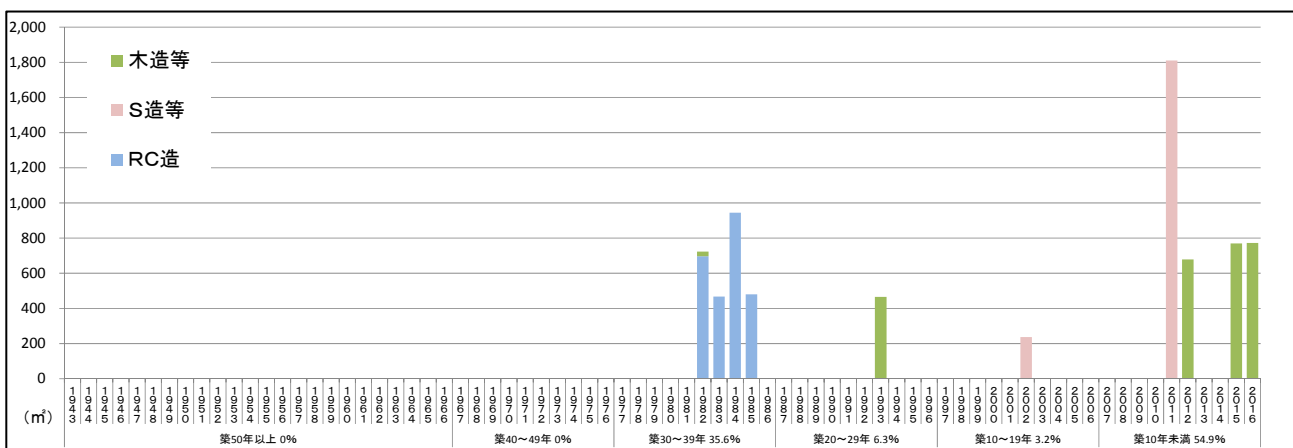
なお、東日本大震災により子育て支援施設が被災等したため、復興まちづくりに合わせて施設の再建や代替施設の建築が行われています。そのため、築10年未満の施設が約6割と多くなっています。

子育て支援施設については、今後も施設を継続して利用するための維持更新とともに管理運営の効率化が必要となります。

### <施設一覧>

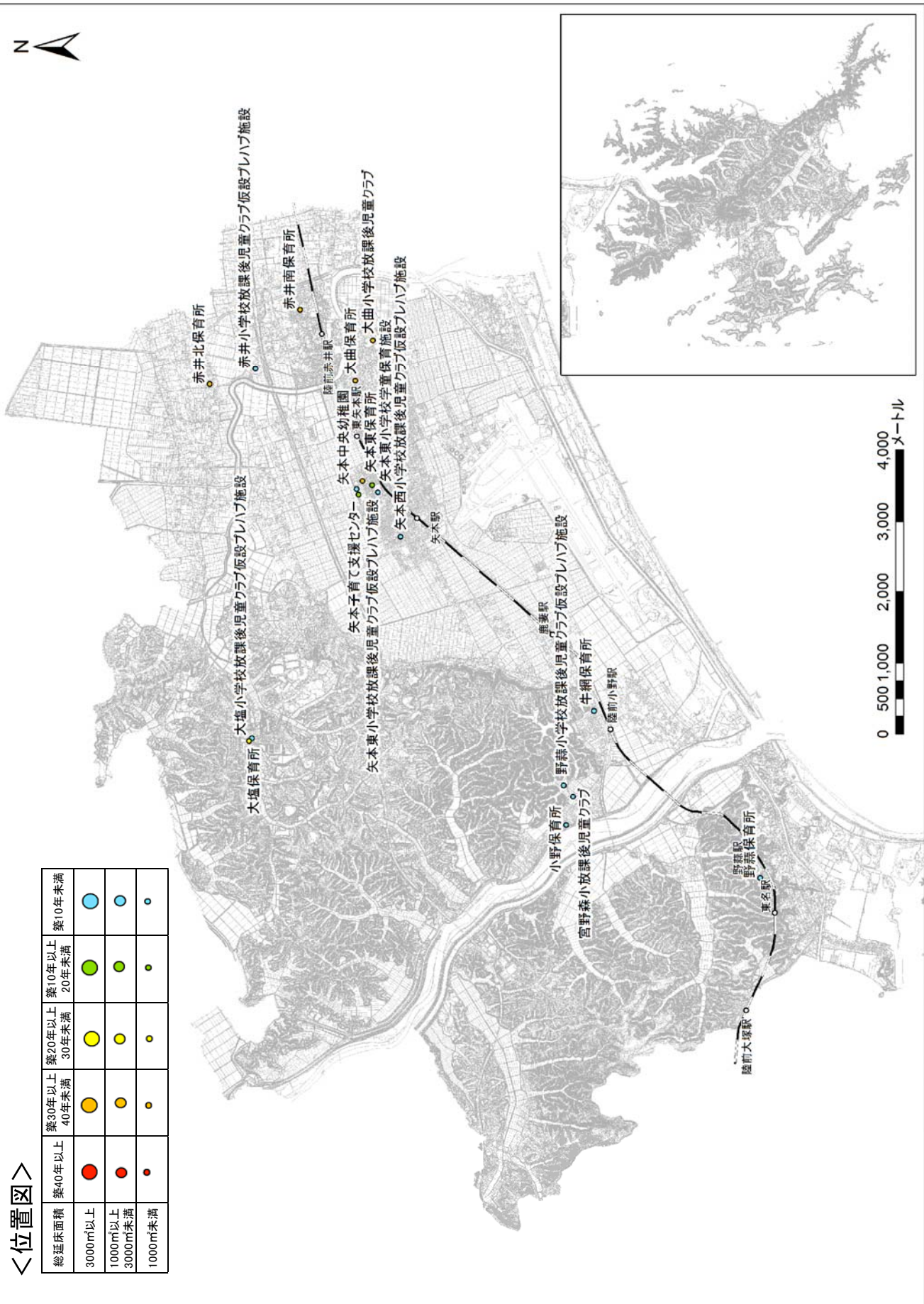
施設	名称	総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考
幼児・児童施設	矢本子育て支援センター	163	2002	H14	保健福祉部子育て支援課	
放課後児童クラブ	矢本東小学校学童保育施設	74	2002	H14	保健福祉部子育て支援課	
	矢本東小学校放課後児童クラブ仮設プレハブ施設	267	2011	H23	保健福祉部子育て支援課	建替予定
	矢本西小学校放課後児童クラブ仮設プレハブ施設	267	2011	H23	保健福祉部子育て支援課	建替予定
	大曲小学校放課後児童クラブ	467	1983	S58	保健福祉部子育て支援課	建替予定
	赤井小学校放課後児童クラブ仮設プレハブ施設	267	2011	H23	保健福祉部子育て支援課	建替予定
	大塩小学校放課後児童クラブ仮設プレハブ施設	267	2011	H23	保健福祉部子育て支援課	建替予定
	野蒜小学校放課後児童クラブ仮設プレハブ施設	267	2011	H23	保健福祉部子育て支援課	建替予定
	宮野森小放課後児童クラブ	142	2016	H28	保健福祉部子育て支援課	
保育所	矢本東保育所	679	2012	H24	保健福祉部子育て支援課	
	大曲保育所	472	1984	S59	保健福祉部子育て支援課	
	赤井北保育所	472	1984	S59	保健福祉部子育て支援課	
	赤井南保育所	480	1985	S60	保健福祉部子育て支援課	
	大塩保育所	466	1993	H5	保健福祉部子育て支援課	
	牛網保育所	769	2015	H27	保健福祉部子育て支援課	
	野蒜保育所	630	2016	H28	保健福祉部子育て支援課	
	小野保育所	475	2011	H23	保健福祉部子育て支援課	解体予定
幼稚園	矢本中央幼稚園	723	1982	S57	教育委員会教育総務課	
合計		7,348				

### <建築年度別延床面積>



<位置図>

総延床面積	築40年以上	築30年以上 40年未満	築20年以上 30年未満	築10年以上 20年未満	築10年未満
3000㎡以上	●	●	●	●	●
1000㎡以上 3000㎡未満	●	●	●	●	●
1000㎡未満	●	●	●	●	●





## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・子育て支援施設については、幼児や児童等が多く利用する施設であることから、安心して利用できるように防災設備等の各種設備について適切な点検診断を実施します。
- ・特に、施設の特徴に鑑みて、防疫の観点から衛生設備について、法令点検以外にも施設管理者の見回り点検も併用して、施設の安全管理を実施します。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・子育て支援施設は、幼児や児童等の利用者が多いことから、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・子育て支援施設は全ての施設で新耐震基準を満たしています。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・子育て支援施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・放課後児童クラブ仮設プレハブ施設については平成 30 年度までの供用期間となっておりますが、期間延長による施設の有効利用を検討するとともに、代替施設としての役割の完了に合わせて当該仮設プレハブ施設を廃止します。
- ・保育所については、今後の人口動態を踏まえながら、施設の統廃合を含めた適正配置を進めていきます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・保育所は民間での運営が可能であることから、民間活力の活用等による管理運営の効率化を進めていきます。

## (7) 公営住宅

### ①特性・課題の整理

公営住宅は、市営住宅と災害公営住宅に分けられます。建築年度別延床面積では築 30 年以上の市営住宅は約 2 割となっています。なお、一部の市営住宅については東日本大震災により被災し、解体されています。

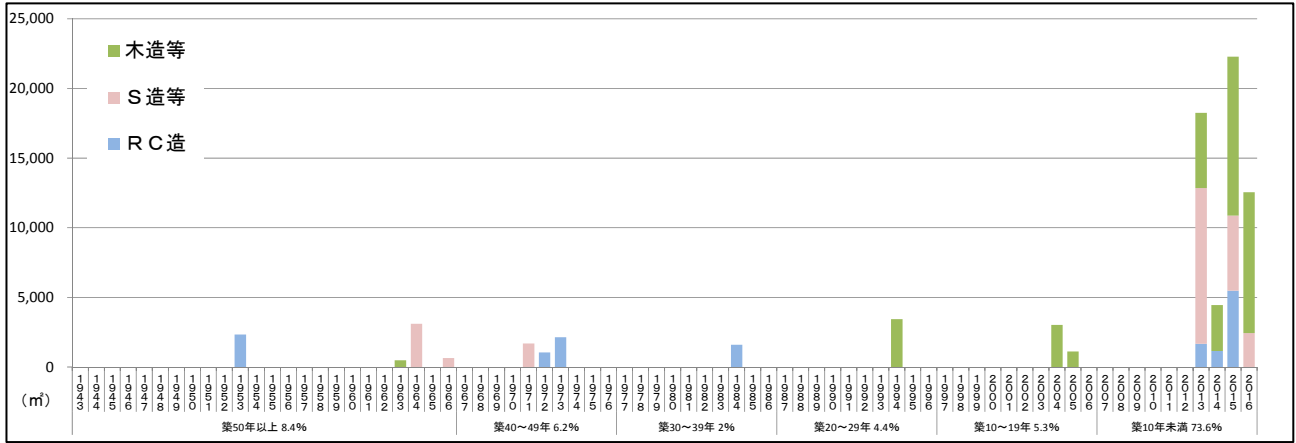
また、災害公営住宅は 2013 年度から管理が開始されており、延床面積の割合は約 7 割となっています。なお、(仮称)野蒜北部丘陵住宅が 2017 年度に入居開始予定のほか、(仮称)柳の目西住宅が今後建築予定となっています。

公営住宅については、市営住宅は老朽化している一方で、新規に災害公営住宅が建築されていることから、施設の状況に応じた再編が必要となります。

### <施設一覧>

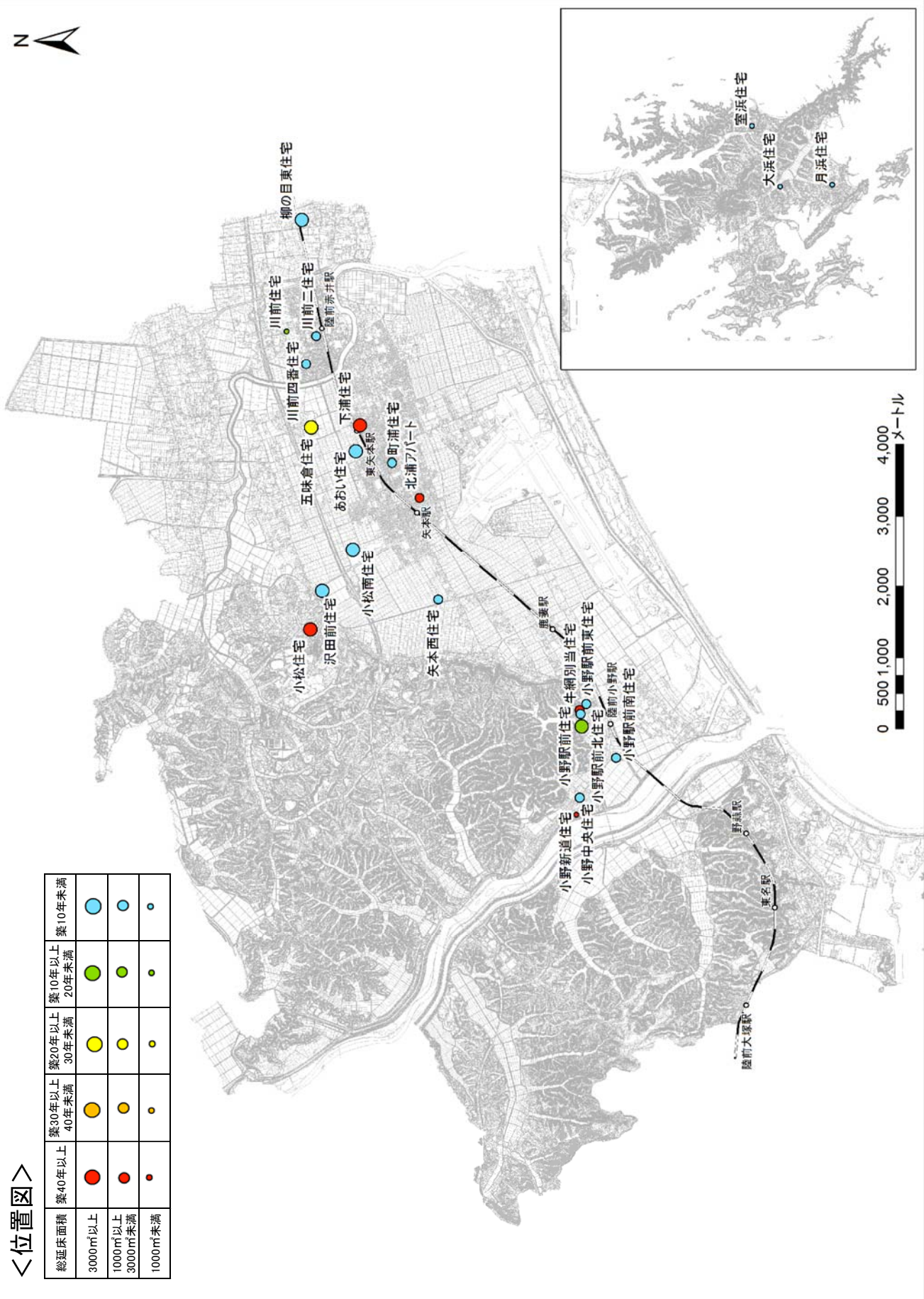
施設	名称	総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考
市営住宅	小松住宅	3,099	1964	S39	建設部建設課	
	牛網別当住宅	2,171	1963	S38	建設部建設課	
	小野新道住宅	649	1966	S41	建設部建設課	H23大規模改修
	北浦アパート	2,330	1953	S28	建設部建設課	H21大規模改修
	下浦住宅	4,777	1972	S47	建設部建設課	H21-22大規模改修
	五味倉住宅	3,443	1994	H6	建設部建設課	
	川前住宅	617	2004	H16	建設部建設課	
	小野駅前住宅	3,514	2004	H16	建設部建設課	
災害公営住宅	小野中央住宅	1,668	2013	H25	建設部建設課	
	小野駅前北住宅	1,597	2013	H25	建設部建設課	
	川前二住宅	1,209	2013	H25	建設部建設課	
	川前四番住宅	2,601	2013	H25	建設部建設課	
	小松南住宅	11,182	2013	H25	建設部建設課	
	あおい住宅	21,331	2014~2016	H26~H28	建設部建設課	
	町浦住宅	1,157	2014	H26	建設部建設課	
	矢本西住宅	2,686	2015	H27	建設部建設課	
	小野駅前東住宅	1,951	2015	H27	建設部建設課	
	室浜住宅	914	2015	H27	建設部建設課	
	大浜住宅	353	2015	H27	建設部建設課	
	月浜住宅	293	2015	H27	建設部建設課	
	柳の目東住宅	5,374	2015	H27	建設部建設課	
	小野駅前南住宅	2,151	2015	H27	建設部建設課	
	沢田前住宅	3,073	2015	H27	建設部建設課	
	(仮称)野蒜北部丘陵住宅	11,659	2017	H29	建設部建設課	建築予定
	(仮称)柳の目西住宅	4,804	2018	H30	建設部建設課	建築予定
		合計	94,603			

### <建築年度別延床面積>



<位置図>

総延床面積	築40年以上 40年未満	築30年以上 40年未満	築20年以上 30年未満	築10年以上 20年未満	築10年未満
3000㎡以上	●	●	●	●	●
1000㎡以上 3000㎡未満	●	●	●	●	●
1000㎡未満	●	●	●	●	●



## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・入居者の安全確保を図るため、居室及び共用部分の防火設備を含めた防災設備等の適切な点検診断を実施します。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の維持管理及び修繕、更新等については、長寿命化計画に基づき、大規模修繕や更新について入居状況や費用対効果を踏まえて計画的に実施します。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・入居者の安全確保等については、点検診断等の結果を踏まえ、危険性が高く対応が必要と認められた箇所については、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・市営住宅の一部は新耐震基準以前に建築されていることから、耐震化については、老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・市営住宅と災害公営住宅を対象とした公営住宅の長寿命化計画に基づき、計画的な修繕による長寿命化に取り組みます。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・牛網別当住宅及び小松住宅については耐用年数を超過し、老朽化が著しいことから、入居者退去後用途廃止とします。
- ・その他の市営住宅については、施設の耐用年数・老朽化、団地別の入居状況等を踏まえ、市営住宅からの災害公営住宅への移転を含め、全市的な観点から施設の再編を進めていきます。
- ・公営住宅全体についても、日常的な維持管理による長寿命化、将来的な入居状況や社会情勢等を考慮しつつ、適切な管理戸数や適正配置となるよう施設の再編を進めていきます。
- ・施設の再編に当たっては、入居者に対して段階的に状況を説明しながら合意形成を図ります。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・市営住宅、災害公営住宅ともに現在の管理委託を当面継続し、民間活力の活用による管理運営・家賃収納の効率化を行います。

## (8) 供給処理施設

### ①特性・課題の整理

供給処理施設としては、廃棄物処分場、リサイクルセンター、汚水処理施設、雨水ポンプ場、排水機場があります。建築年度別延床面積では築30年程度の施設が約2割となっています。なお、野蒜ヶ丘地区における雨水下水道の整備に合わせて、雨水ポンプ場が今後建築予定となっています。

供給処理施設については、今後も施設を継続して利用するための維持更新が必要となります。

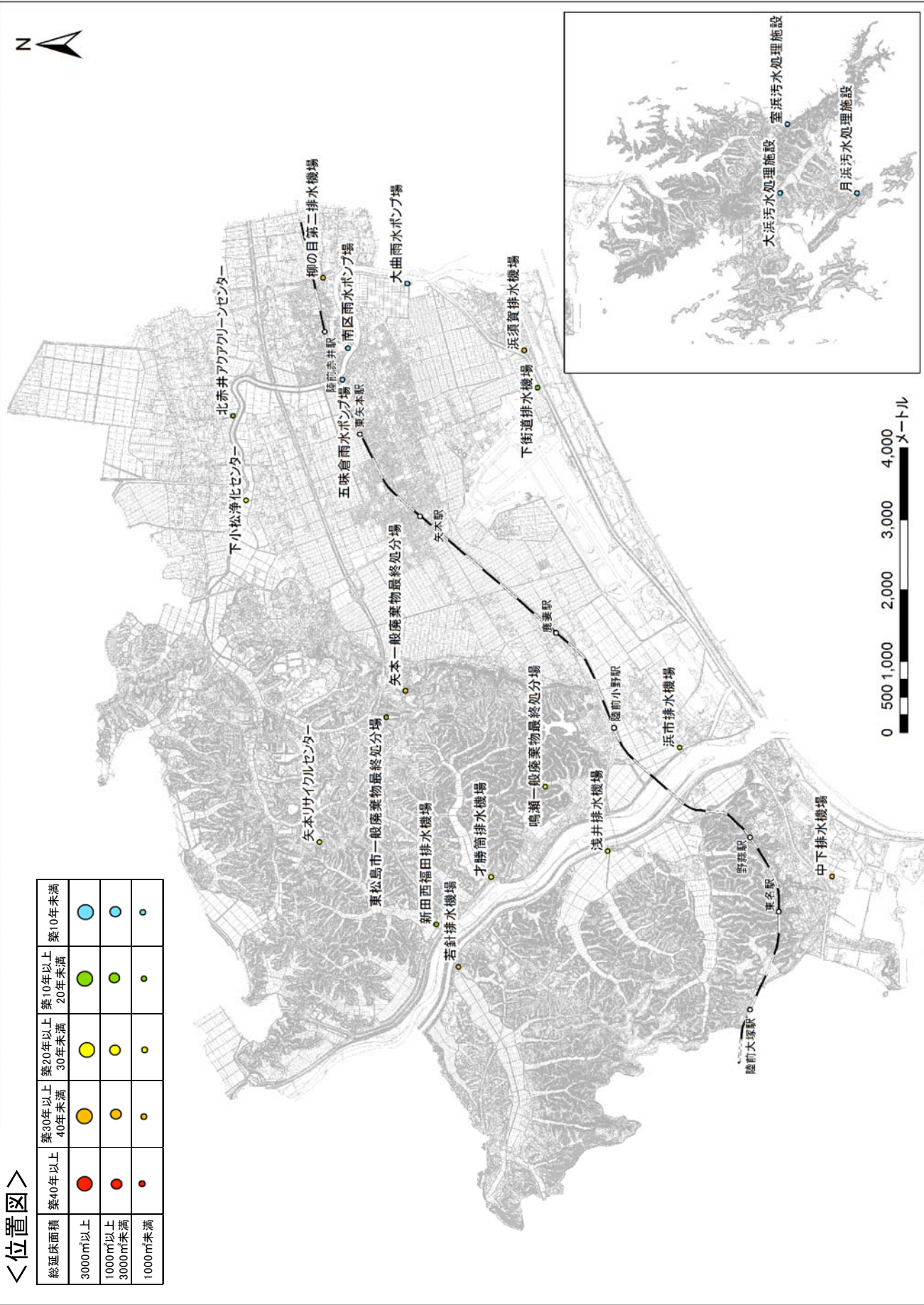
#### <施設一覧>

施設	名称	総延床面積 (㎡)	建築年度		所管課	備考
廃棄物処分場	東松島市一般廃棄物最終処分場	677	2005	H17	市民生活部環境課	受入停止
	矢本一般廃棄物最終処分場	259	1980	S55	市民生活部環境課	
	鳴瀬一般廃棄物最終処分場	505	1990	H2	市民生活部環境課	
リサイクルセンター	矢本リサイクルセンター	147	1994	H6	市民生活部環境課	
汚水処理施設	下小松浄化センター	202	1992	H4	建設部下水道課	運転廃止
	北赤井アクアクリーンセンター	287	1999	H11	建設部下水道課	
	月浜汚水処理施設	19	2014	H26	建設部下水道課	
	室浜汚水処理施設	19	2014	H26	建設部下水道課	
	大浜汚水処理施設	15	2014	H26	建設部下水道課	
雨水ポンプ場	大曲雨水ポンプ場	351	2014	H26	建設部下水道課	
	南区雨水ポンプ場	298	2014	H26	建設部下水道課	
	五味倉雨水ポンプ場	358	2014	H26	建設部下水道課	
	野蒜第一雨水ポンプ場	618	2018	H30	建設部下水道課	建築予定
	野蒜第二雨水ポンプ場	700	2018	H30	建設部下水道課	建築予定
	野蒜第三雨水ポンプ場	629	2019	H31	建設部下水道課	建築予定
	洪抜雨水ポンプ場	1,904	2018	H30	建設部下水道課	建築予定
排水機場	下街道排水機場	207	1998	H10	産業部農林水産課	
	浜須賀排水機場	29	1980	S55	産業部農林水産課	
	柳の目第二排水機場	115	1984	S59	産業部農林水産課	
	若針排水機場	276	1985	S60	産業部農林水産課	
	浅井排水機場	166	1993	H5	産業部農林水産課	
	中下排水機場	126	1981	S56	産業部農林水産課	
	浜市排水機場	519	1991	H3	産業部農林水産課	
	才勝筒排水機場	188	1987	S62	産業部農林水産課	
	新田西福田排水機場	270	1997	H9	産業部農林水産課	
	合計	8,883				



<位置図>

総延床面積	築40年以上	築30年以上 40年未満	築20年以上 30年未満	築10年以上 20年未満	築10年未満
3000㎡以上	●	●	●	●	●
1000㎡以上 3000㎡未満	●	●	●	●	●
1000㎡未満	●	●	●	●	●





## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・供給処理施設については機能維持の観点から、計画的な点検診断を実施します。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・供給処理施設については、関係省庁等が策定した方針に基づき、適正な維持管理及び施設整備の優先順位を定め、計画的な改修を実施します。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・特殊設備や衛生管理面等を考慮しながら、点検診断等の結果を踏まえ危険性が高いと認められた箇所については、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・耐震化については、老朽化による劣化等にも対応し、必要に応じて適切な工事等を実施します。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・供給処理施設の中で、長寿命化が必要な施設・部位等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・矢本一般廃棄物最終処分場については、平成 19 年 3 月 31 日をもって受入停止をしているため、今後用途廃止等を進めていきます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・供給処理施設については、今後管理運営の効率化に向けて検討します。

## (9) 道路・橋りょう

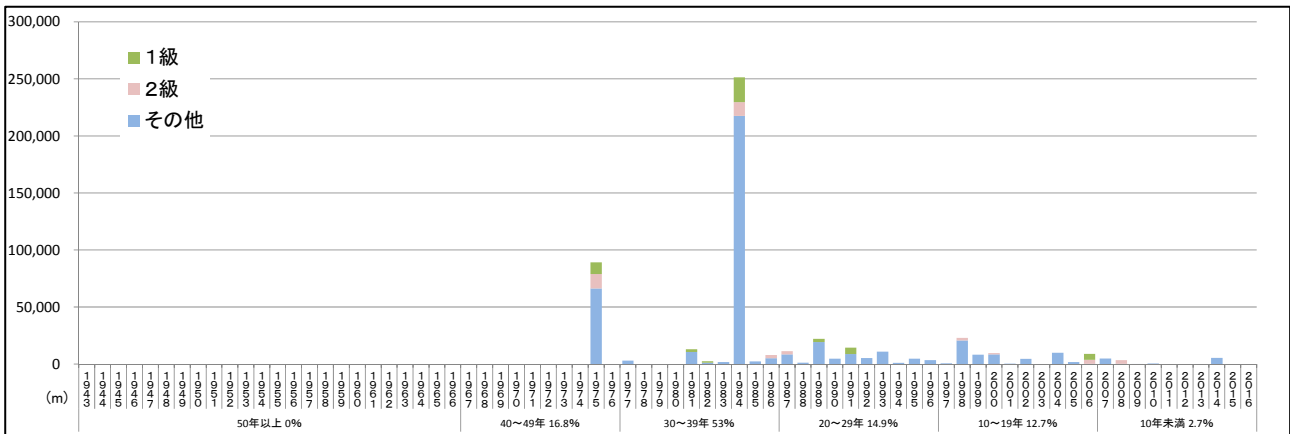
### ①特性・課題の整理

道路の認定年別延長では、認定後 30 年以上経過しているものが約 7 割となっています。一方で、本市では復興関連事業により新規の道路整備が行われている状況にあります。

また、橋りょうの建設年別面積では、築 30 年以上経過しているものが約 5 割となっており、築 10 年未満のものはほとんどありません。

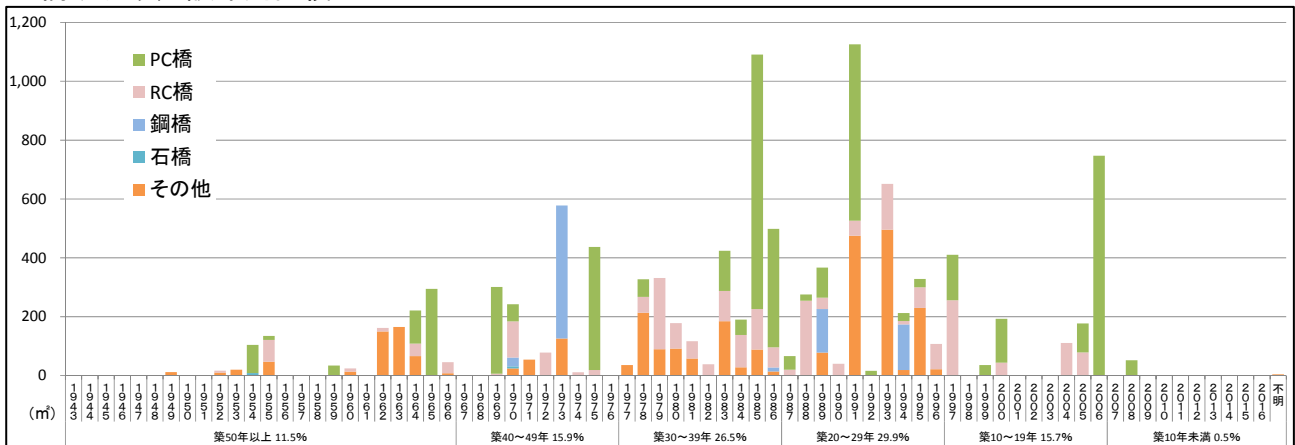
道路・橋りょうについては、今後も市民の安全、安心な生活を支えるため、定期的な点検の実施による現況把握や長寿命化計画の策定による計画的な維持管理が必要となります。

#### <道路認定年別延長>



(平成 26 年度現在)

#### <橋りょう建設年別面積>



(平成 26 年度現在)

## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、道路構造物（橋りょう、舗装、付帯設備等）に対して、適切な点検診断を実施します。
- ・地域住民の協力を得ながら、損傷箇所の早期発見に努めます。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針や点検診断結果を踏まえて、適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。それにより、将来の維持コストの低減、平準化を図ります。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・自動車運転者・自転車利用者・歩行者の視点、高齢者及び障害者に対する安全誘導の視点から、安全管理に努めます。
- ・通常点検や通報により危険等を確認した場合は、速やかに応急措置を実施し安全確保を図ります。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針に基づき、道路・橋りょうの適切な耐震化を図ります。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・道路については長寿命化計画の策定に取り組み、橋りょうについては既存長寿命化計画の見直しを踏まえて、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の都市の在り方を踏まえて、道路・橋りょうの適正配置を進めていきます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

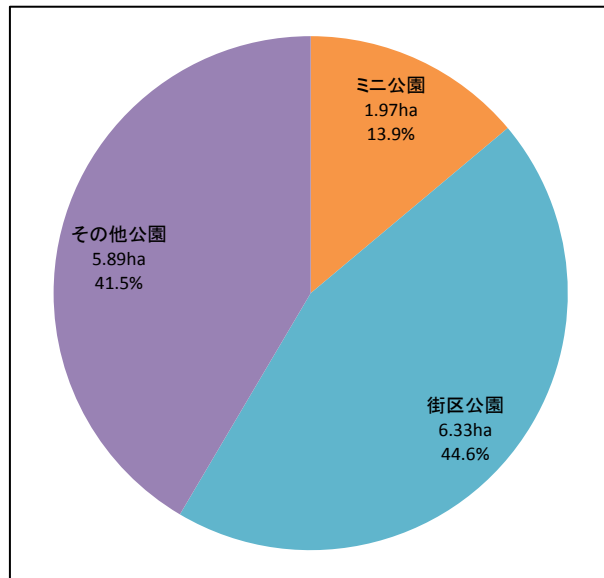
## (10) 公園

### ①特性・課題の整理

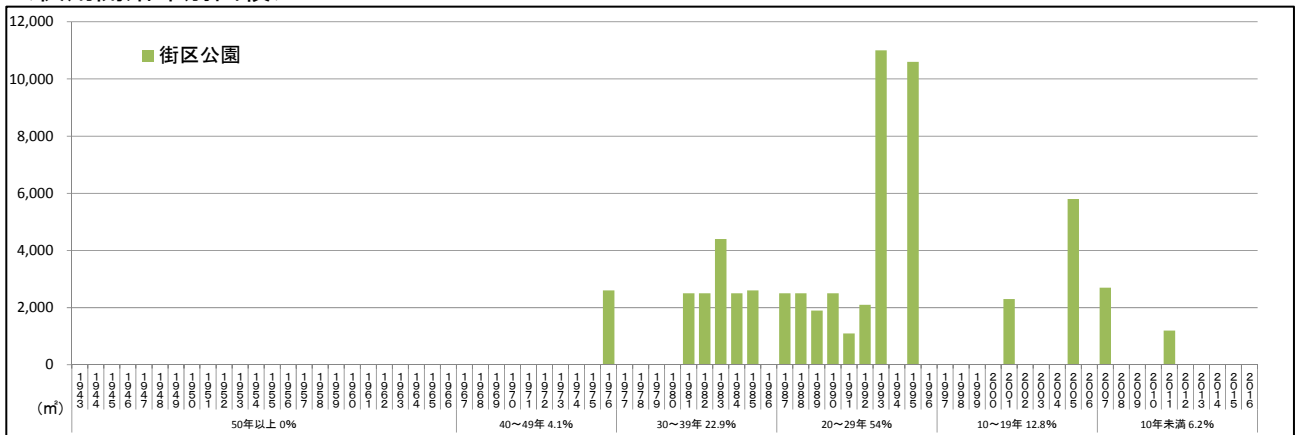
市が管理する公園のうち、身近な公園である街区公園、その他公園、ミニ公園の面積内訳は、街区公園が約5割と最も多く、次いでその他公園が約4割、ミニ公園が約1割となっています。街区公園については、供用後30年以上経過しているものが約3割、20年程度が約5割となっています。また、復興関連事業により新規の公園整備が行われている状況にあります。

公園には、トイレや遊具等の様々な公園施設が設置されており、老朽化対策や安全面の確保が今後の課題であるため、長寿命化計画に基づいた適切な補修等を図るとともに、地域と一体となった管理が必要となります。

### <公園種別面積割合>



### <供用開始年別面積>



(平成26年度現在)

## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・公園については、遊具等を中心に関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断結果又は市民からの通報により、危険箇所と認められた公園施設については、事故防止の観点から速やかに対応措置を講じ、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・公園については不特定多数の利用者が多いことから、公園施設の耐震性を確保します。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・公園長寿命化計画を踏まえて、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の都市の在り方を踏まえて、公園の適正配置を進めていきます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・日常的な管理等について地域と一体となった効果的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

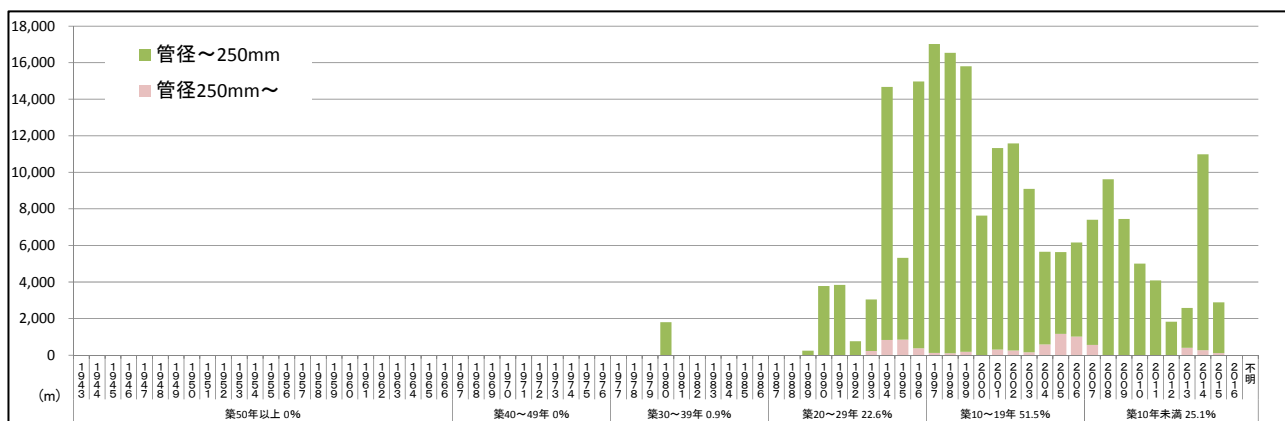
## (11) 下水道

### ①特性・課題の整理

下水道は1990年代から本格的に整備が開始したことから、建設年別延長では30年以上経過しているものはほとんどなく、築10年程度が約5割と最も多くなっています。一方で、本市では復興関連事業により、新規の下水道整備が2014年を中心に行われている状況にあります。また、排水対策が必要な野蒜地区や矢本地区、赤井地区の一部においては、汚水下水道に加えて雨水下水道が新規に整備されています。

下水道については、2040年代に更新のピークを迎えるため、工事実施時期を計画的に分散し、財政負担の平準化を図る必要があります。また、市民の生活環境の維持及び安全確保のために適切な管理が必要となります。

### <下水道建設年別延長>



(平成26年度現在)

## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・下水道については、今後耐用年数を越える管路が増加することから、老朽管を中心に関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・今後、法定耐用年数を超える管路が増加するため、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。
- ・計画的な予防修繕による管理コストの削減や平準化を図ります。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断結果又は市民からの通報により、危険性が認められた場合は早急に応急措置や修繕を実施します。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・地震時にも下水道が遮断されないように、施設の耐震化を推進します。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・下水道については長寿命化計画の策定に取り組み、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来の都市の在り方を踏まえて、下水道の適正配置を進めていきます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

## (12) 農道・林道

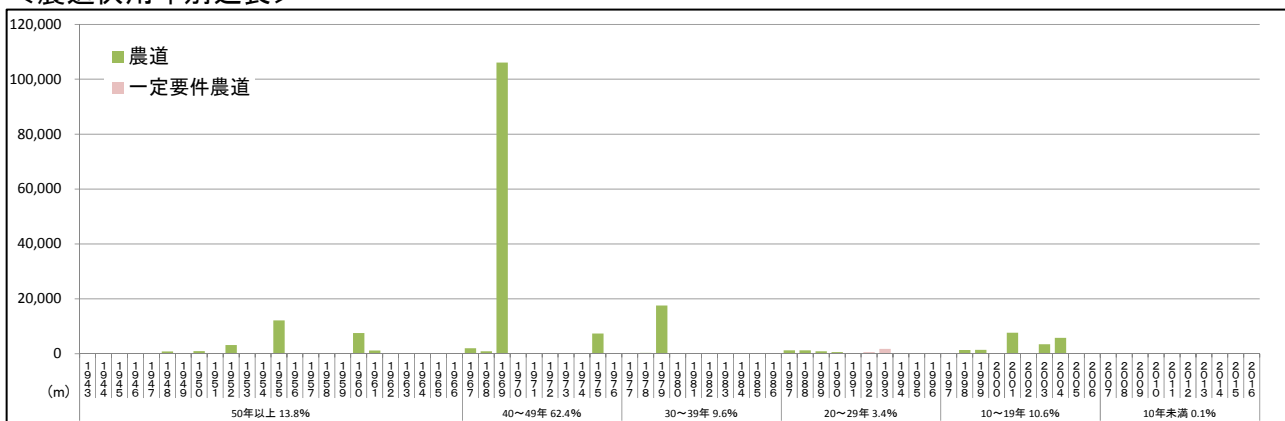
### ①特性・課題の整理

農道は、一定要件農道（交付税措置対象）と農道（交付税措置対象外）があり、供用年別延長では供用後 40 年程度のもものが約 6 割と最も多くなっています。なお、一定要件農道は全延長が舗装済となっています。

林道は、自動車道 1 級と自動車道 2 級があり、供用年別延長では供用後 30 年程度のもものが約 7 割と最も多くなっています。なお、自動車道 2 級の一部を除いて、舗装済となっています。

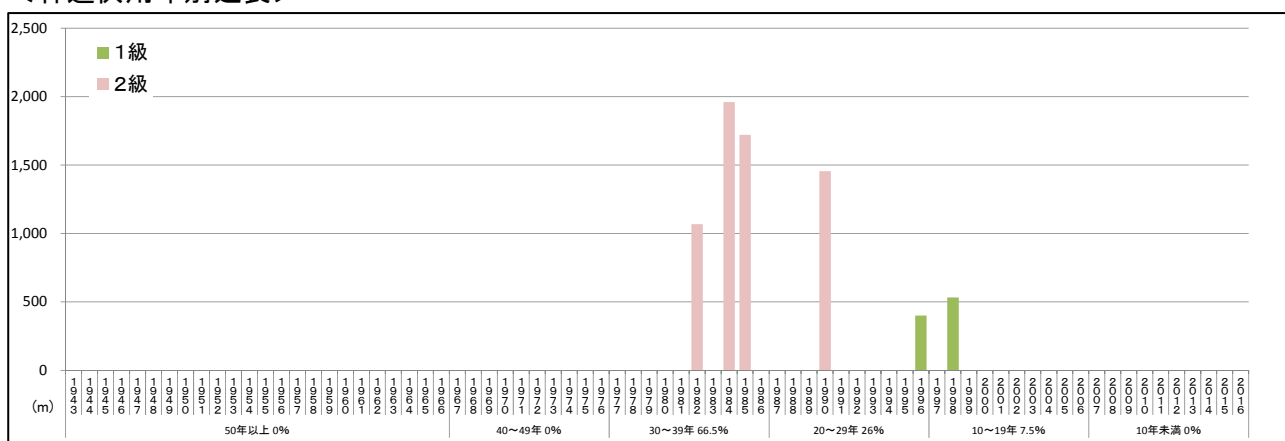
農道・林道については、今後も農林業を支えるため、計画的な維持管理が必要となります。

#### <農道供用年別延長>



(平成 26 年度現在)

#### <林道供用年別延長>



(平成 26 年度現在)



## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、道路構造物（舗装、付帯設備等）に対して、適切な点検診断を実施します。
- ・地域住民の協力を得ながら、損傷箇所の早期発見に努めます。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針や点検診断結果を踏まえて、適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。それにより、将来の維持コストの低減、平準化を図ります。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・農林業従事者に加えて、自動車運転者・自転車利用者・歩行者の視点、高齢者及び障害者に対する安全誘導の視点から、安全管理に努めます。
- ・通常点検や通報により危険等を確認した場合は、速やかに応急措置を実施し安全確保を図ります。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針に基づき、農道・林道の適切な耐震化を図ります。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・農道・林道について長寿命化計画の策定に取り組み、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来における農林業従事者の高齢化や担い手等の動向を踏まえて、農道・林道の適正配置を進めていきます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

## (13) ため池

### ①特性・課題の整理

ため池は市内に 226 箇所（平成 26 年度現在）と数多くあり、各地区に分散しています。構造としては均一に台形状に盛り土を行って堰堤を形成したアース構造を基本としています。

明治期に築造された施設が多く、老朽化している施設が見られますが、農業ため池整備事業により一部の老朽化したため池の整備を行っています。

ため池については、今後も農業を支えるため、計画的な維持管理が必要となります。

### ②管理の基本的な方針

#### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。
- ・管理組織や地域住民の協力を得ながら、損傷箇所の早期発見に努めます。

#### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・通常の管理は、水利組合や集落等の受益者を主体とした管理組織による管理を基本とします。
- ・関係省庁等が策定した方針や点検診断結果を踏まえて、適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。それにより、将来の維持コストの低減、平準化を図ります。

#### 3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断結果又は管理組織からの通報により、危険箇所が認められたため池については、計画的な修繕により、安全確保に努めます。

#### 4) 耐震化等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針に基づき、ため池の適切な耐震化、豪雨等に対する防災・減災対策を図ります。

#### 5) 長寿命化の実施方針

- ・ため池については数が多いことから、施設の安全性が確認された後に長寿命化計画の策定に取り組み、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

#### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来における管理組織の高齢化や担い手等の動向を踏まえて、ため池の適正配置を進めていきます。

#### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

## (14) 漁港施設

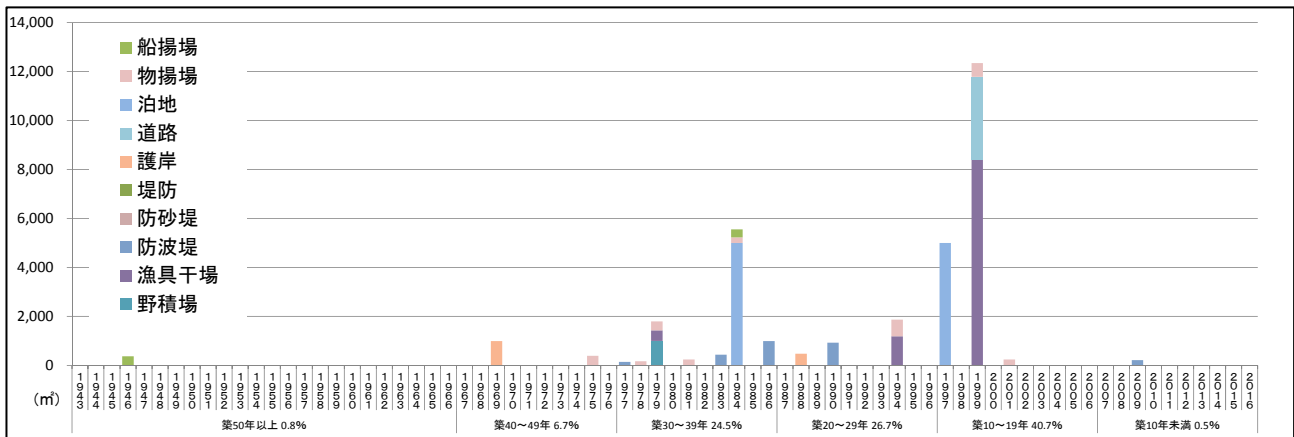
### ①特性・課題の整理

漁港施設には、外郭施設（道路、護岸、堤防、防砂堤、防波堤）及び係留施設等（船揚場、物揚場、泊地、漁具干場、野積場）があります。漁港施設の建設年別面積では、築30年以上の施設が約3割となっており、築10年程度の施設が約4割となっています。そのうち面積が大きい施設は、泊地や漁具干場となっています。

また、漁港施設については震災からの復旧作業が進められています。

漁港施設については、今後も漁業を支えるため、計画的な維持管理が必要となります。

### <建設年別面積>



※建設年・面積不明を除く（平成26年度現在）

## ②管理の基本的な方針

### 1) 点検・診断等の実施方針

- ・関係省庁等が作成する点検マニュアル等に基づき、適切な点検診断を実施します。
- ・高潮・台風・地震等の自然災害時には損傷の有無や状況を早急に点検し、被害の拡大防止に努めます。

### 2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針や点検診断結果を踏まえて、適切な維持管理及び計画的な修繕を実施します。それにより、将来の維持コストの低減、平準化を図ります。

### 3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断結果又は漁業従事者からの通報により、危険箇所が認められた漁港施設については、計画的な修繕により、安全確保に努めます。

### 4) 耐震化等の実施方針

- ・関係省庁等が策定した方針に基づき、漁港施設の適切な耐震化を図ります。

### 5) 長寿命化の実施方針

- ・漁港施設について長寿命化計画の策定に取り組み、予防保全の考え方に基づく計画的な修繕による長寿命化を図ります。

### 6) 統合や廃止の推進方針

- ・将来における漁業従事者の高齢化や担い手等の動向を踏まえて、漁港施設の適正配置を進めていきます。

### 7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・台帳システムの活用により、効率的な管理を推進します。
- ・専門性の高い職員の育成を図るため、研修会等への参加を推進します。

